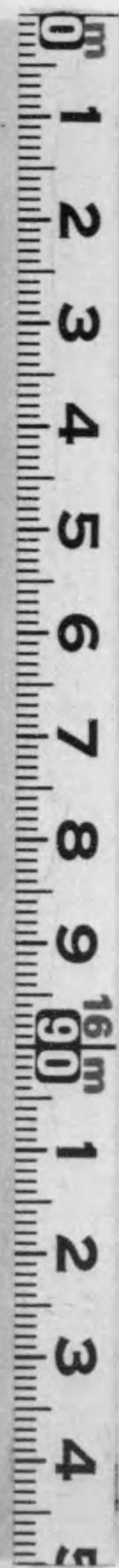


325

263



始



H3421

225

265

耶穌降世一千九百十三年

大正二年

日本聖公會要覽

日本聖公會教務局

目次

一、日課表 <small>(自大正二年一月至同三年一月)</small>	三
二、平日詩篇表 <small>(附特定日課表)</small>	三〇
一、日本聖公會法憲法規	三一
一、法規ニ關スル諸書式	五三
一、諸決議	六〇
一、過去十ヶ年間統計概表	六八
一、日本聖公會監督並ニ諸委員	七三
一、各地方部教會講義所一覽	七九

一、諸外國聖公會ノ日本人教會一覽	一二七
一、日本聖公會ニ關聯スル諸事業一覽	一三一
一、同 聖職信徒ノ諸團體	一四四
一、婦人宣教師ノ住所氏名一覽	一四七
一、錫他聖公會聖職等ノ住所氏名	一五三
一、附錄	
一、先輩記念日表、各地傳道祈禱表、禁結婚表、禮拜ニ於ケル彩色表	
二、教會設置等官廳ヘノ願届書式	
一、廣告	(一一二五)

大正 12. 18.

日課表



注意

- 一、主日特禱ヲ用ユルコトハ其前夕ヨリ始メテ次ノ主日ノ前夕ニ及ブ
但シ降臨節第一主日特禱ハ降誕前日マテ他ノ主日特禱ト共ニ用ユ
一、他ノ聖日特禱ヲ用ユルハ其前夕ヨリ始メテ當日ノ晩ニ及ブ
但シ降誕日特禱ハ除夜マテ他ノ特禱ト共ニ用井、受割禮日特禱ハ現
異邦日マテ、大齋始日特禱ハ大齋節中當日ノ特禱ト共ニ日々用ユ
一、大齋始日ヨリ復活日ノ前日迄四十日間ヲ以テ齋日トス（主日ヲ除ク）
毎金曜日及ビ聖日ノ前日ニシテ齋日タルモノハ之ニ單ニ齋日ト記セリ
一、聖職按手節及ビ昇天前祈禱日ノ特定日課ハ平日ノ日課ト併記セリ
但シ何レヲ用ユルモ會師ノ隨意トス
一、聖日詩篇ハ當該日ノ第一日課ト併記セリ
一、平日詩篇表ハ日課表各月表ノ次ニ記載セリ
一、聖徒アンデレ日ノ前日或ハ該週中ノ他ノ一日ヲ以テ傳道祈禱日ニ充ツ
ルヲヨシトス
一、紀元節及ビ天長節ノ兩國祭日ヲ以テ國家平安ノ祈禱日トシ新嘗祭ノ國
祭日ヲ以テ收穫感謝日トナスヲヨシトス

大正二年一月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	
			現異邦後第一主日賽		齋日				現異邦日	降誕後第二主日賽		齋日(國祭)		受割禮日(國祭)	
			創						創				創	第一日課(舊約)	
			十八〇一十七	十五〇	十三〇	十一〇一七	八〇	六〇九	六〇九	四〇一七	三〇一五	二〇一四	一〇一十九	一〇一十九	第一日課(舊約)
			九〇一十七	七〇七	六〇一九七〇六	五〇一八	四〇一七	三〇一七	三〇一七	三〇一七	三〇一七	三〇一七	二〇一七	二〇一七	第二日課(新約)
			創						創				創	第一日課(舊約)	
			廿二〇一廿一	十六〇	十四〇	十一〇七七一二〇	九〇一十九	七〇	七〇	四二〇	四〇一六	三〇一十九	一〇一〇三	一〇一〇三	第一日課(舊約)
			九〇一十七	八〇一廿五	七〇一三四	六〇一七	五〇一七	四〇一三一	四〇一三一	四〇一三一	四〇一三一	三〇一三一	二〇一三一	二〇一三一	第二日課(新約)

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
水	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
齋日			大齋前第三主日耶					齋日	聖徒パウロ改心日賽	大齋前第二主日創					齋日
			創						創						
			廿七〇一十九	廿九〇一廿	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六	三〇一廿六
			十一〇	十二〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三
			創						創						
			廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九
			十一〇	十二〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三
			創						創						
			廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九	廿七〇一十九
			十一〇	十二〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三	十三〇一三

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
齋日						大齋第五主日		齋日					大齋第四主日	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二
朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二
晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二	十四〇一、廿二

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
復活前主日	同	同	同	同	同	受	復	復	復活後月曜			齋日		復活後第一主日	
亞	哀	約	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞	亞
九〇九	一〇一、十四	三〇一、三三	三〇三、四	但	九〇九	但	九〇九	但	九〇九	但	九〇九	但	九〇九	但	九〇九
太	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
廿六〇	十四〇	十五〇	十六〇	十七〇	十八〇	廿三〇、五	廿四〇、八	廿五〇、二	廿六〇、一	廿七〇、一	廿八〇、一、十五	廿九〇、一、十五	卅〇〇、一、十五	卅一〇、一、十五	卅二〇、一、十五
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
十〇廿一、十一〇	十六〇、廿四	廿一〇、廿九	廿六〇、三	卅一〇、七	卅六〇、一	卅一〇、七	卅六〇、一	卅一〇、七	卅六〇、一	卅一〇、七	卅六〇、一	卅一〇、七	卅六〇、一	卅一〇、七	卅六〇、一
路	來	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅
十九〇、廿八	九〇、一、十五	五〇、一、十一	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八	六〇、七、五八

四月

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
	復活後第三主日	齋日						復活後第二主日		齋日 (國祭)			
士 七〇一、廿三	民 十六〇一、三五	士 四〇	士 二〇	廿三〇	廿一〇四三、廿二〇十二	十七〇十四、十八〇十	十〇一、十五	書 三三〇	六〇六	書 二〇	書 四〇	申 三三〇、廿九	第一日課(舊約) 三四〇
													第二日課(新約) 五〇十七
士 七〇二、廿一	民 十七〇一、廿一	士 五〇	士 三〇七	廿四〇	廿二〇十三	十九〇四九、廿〇	十四〇	出 三三〇、三三三、四〇九	七〇	書 一〇	書 三〇	申 三三〇	第一日課(舊約) 五〇一、六〇五
													第二日課(新約) 哥後六〇一、七〇一
六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	加 一〇	哥後十一〇、十二〇、十三〇	弗 六〇十		十〇	九〇	八〇	七〇二	

朝

晚

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
火	水	水	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		齋日		復活後第四主日						聖徒マコ日	復活後第五主日	昇天 齋日	前祈 同	禱日 同	
士 八〇三三	九〇四七、七〇八	十一〇一、三三	十三〇	十五〇	廿〇一、十三	得 三〇	母前 一〇	二〇、廿二	四〇	賽 六二〇、六	母前 六〇	廿二〇一、三五	廿九〇、五、十、十六	或ハ九〇、八〇	或ハ九〇、八〇
十二〇一、三四	十二〇三五	十三〇一、十七	十三〇十八	十四〇一、廿四	十四〇廿五、十五〇十	十五〇十一	十六〇一、十八	十六〇十九、十七〇十	十七〇十一	十二〇廿四、十三〇十三	十八〇一、十七	十八〇十八	十九〇一、廿七	十九〇二、廿七	十九〇三、廿八
士 九〇一、廿四	十〇九一、〇十一	十一〇三、四、十二〇七	十四〇	十六〇	廿〇十四、廿一〇三	得 四〇	母前 二〇一、廿一	三〇	五〇	結 一〇一、十四	母前 七〇	廿三〇一、廿六	廿九〇、七、十一、十三	或ハ廿八、八〇、十四	或ハ廿八、八〇、十四
二〇	三〇	四〇一、廿四	四〇廿五、五〇廿一	五〇廿二、六〇九	六〇十	六〇十	七〇一	二〇	三〇	提後 四〇一、十一	四〇	四〇一	五〇一、十七	或ハ二〇一、十七	或ハ二〇一、十七

五月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
按職聖三第			聖	齋	齋	齋	齋	齋	齋	昇	昇	齋	昇	昇
齋日			同	米	創	靈降臨日	齋日	齋日	齋日	天	天	日	日	日
母後十二〇、廿三			母後九〇、一〇七	米四〇、一七	創十一〇、一九	靈降臨日	齋日	齋日	齋日	昇天後	昇天後	昇天後	昇天後	昇天後
約			約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
約三〇、廿二			約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二	約三〇、廿二
母後十三〇、三十八、四〇、廿			母後十一〇、廿七	結三六〇、廿五	民十〇、廿六、三十	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇	母後一〇
提前六〇			提前五〇	提前四〇	提前三〇	提前二〇	提前一〇	加五〇、十六	加四〇、廿七、十三〇	徒十九〇、二十	提前五〇	提前四〇	提前三〇	提前二〇
提前六〇			提前五〇	提前四〇	提前三〇	提前二〇	提前一〇	加五〇、十六	加四〇、廿七、十三〇	徒十九〇、二十	提前五〇	提前四〇	提前三〇	提前二〇

朝

第一日課(舊約)

第二日課(新約)

晚

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	土	金	土	金	土	金	土	金	土	金	土	金	土	金	土
手		節		三位		三位		三位		三位		三位		三位	
齋日		齋日		齋日		齋日		齋日		齋日		齋日		齋日	
母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十		母後十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	
約		約		約		約		約		約		約		約	

六 月		朝		晚	
日	月	日	月	日	月
一日	日	三十一	日	一日	日
二位	火	三十一	火	二位	火
三位	水	三十	水	三位	水
四位	木	二十九	木	四位	木
五位	金	二十八	金	五位	金
六位	土	二十七	土	六位	土
七日	日	二十六	日	七日	日
八日	月	二十五	月	八日	月
九日	火	二十四	火	九日	火
十日	水	二十三	水	十日	水
十一日	木	二十二	木	十一日	木
十二日	金	二十一	金	十二日	金
十三日	土	二十	土	十三日	土
十四日	日	十九	日	十四日	日

十五日	日	三十一	日	十五日	日
十六日	月	三十	月	十六日	月
十七日	火	二十九	火	十七日	火
十八日	水	二十八	水	十八日	水
十九日	木	二十七	木	十九日	木
二十日	金	二十六	金	二十日	金
廿一日	土	二十五	土	廿一日	土
廿二日	日	二十四	日	廿二日	日
廿三日	月	二十三	月	廿三日	月
廿四日	火	二十二	火	廿四日	火
廿五日	水	二十一	水	廿五日	水
廿六日	木	二十	木	廿六日	木
廿七日	金	十九	金	廿七日	金
廿八日	土	十八	土	廿八日	土
廿九日	日	十七	日	廿九日	日
三十日	月	十六	月	三十日	月

七月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
		三位一跡後第八主日		齋日					三位一跡後第七主日		齋日			
朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
喇 五〇	喇 七〇	王上 三〇	伯 一〇	伯 六〇	帖 四〇	尼 一〇	代上 七〇	尼 一〇	尼 一〇	喇 五〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇	徒 八〇
晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
喇 六〇	伯 九〇	代下 六〇	伯 二〇	伯 七〇	帖 五〇	尼 一〇	代上 九〇	尼 一〇	尼 一〇	喇 六〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇	太 一〇

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	齋日		三位一跡後第九主日					齋日		聖徒ヤコブ日	三位一跡後第十主日				(國祭)
朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
十二	十四	十七	廿一	王上 一〇	伯 廿五	廿八	三十	三三	耶 二六	伯 三三	王上 十二	箴 一〇	二〇	三〇	五〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
十八	十九	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一	卅二	卅三	卅四
晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚	晚
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
十三	十六	十九	廿二	王上 十一	伯 廿七	廿九	三三	三六	王下 一〇	伯 四〇	王上 十三	箴 一〇	三〇	四〇	六〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九

八月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
齋日					三位一鉢後第十二主日		齋日		變容親日			三位一鉢後第十一主日	齋日	
廿六〇一、廿七	廿四〇一、廿五	廿三〇一、廿四	廿二〇一、廿三	廿一〇一、廿二	王上十九〇	廿〇一、廿一	十五〇一、廿六	十四〇一、廿七	十三〇一、廿八	十二〇一、廿九	十一〇一、三十	王上十七〇	九〇	箴八〇、廿一
十二〇	十一〇	十〇	九〇	八〇	八〇一、十七	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	羅一〇	徒廿八〇、十一	第二日課(新約)
廿七〇一、廿二	廿五〇一、廿六	廿四〇一、廿五	廿三〇一、廿四	廿二〇一、廿三	王上廿一〇	廿一〇一、廿六	十六〇一、廿九	十四〇一、三十一	十三〇一、三十	十二〇一、三十一	王上十八〇	十一〇一、廿四	箴八〇、廿二	第一日課(舊約)
廿六〇一、五七	廿六〇一、三十	廿五〇一、三十	廿四〇一、三十	廿三〇一、三十	廿四〇一、廿八	廿三〇一、廿九	廿二〇一、三十	廿一〇一、三十一	廿〇一、三十一	十九〇一、三十一	十八〇一、三十一	十七〇一、三十一	十六〇一、三十一	太廿〇、十七
廿六〇一、五七	廿六〇一、五七	廿六〇一、五七	廿六〇一、五七	廿六〇一、五七	太廿二〇、四一、廿三〇、十二	路九〇、廿八、三六	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	廿二〇一、十四	太廿〇、十七

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	三位一鉢後第十三主日					齋日		三位一鉢後第十四主日						齋日	三位一鉢後第十五主日
廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八	廿七〇一、廿八
十三〇	十五〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇	十六〇
廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇	廿九〇
廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六
廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六	廿七〇一、廿六

九月

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
三位一林後第十七主日	齋日						三位一林後第十六主日	齋日					
第一日課(舊約)	耶 十三〇、廿三	十五〇	十七〇、廿八	十九〇	廿二〇、廿二	廿三〇、廿五	王下廿三〇、三十	耶 廿八〇	三十〇	三一〇、十五、三七	三一〇、廿三	三五〇	三六〇、十一
第二日課(新約)	哥前十一〇、廿六	十一〇、十七	十二〇、廿七	十二〇、廿八、十三〇	十四〇、十九	十四〇、廿	十五〇、三、四	十六〇	十六〇	哥後一〇、廿二	一〇、廿三、三〇、三十一	二〇、廿三、三〇	四〇
第一日課(舊約)	耶 十四〇	十六〇	十八〇、十七	廿一〇	廿二〇、十三	廿四〇	代下三六〇	耶 廿九〇、十九	三一〇、十四	三一〇、廿七	三三〇、十四	三六〇、十	三八〇、十三
第二日課(新約)	可 七〇、廿四、八〇、九	八〇、十九、九	九〇、廿九	九〇、三十	十〇、三十一	十〇、三十一	十一〇、廿六	十一〇、廿七、十二〇、十二	十二〇、十三、十四	十二〇、十三、十三	十三〇、十四	十四〇、廿六	十四〇、廿七、五二

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
第四聖職按手節	齋日	齋日	齋日	三位一林後第十八主日						齋日	三位一林後第十九主日	三位一林後第十九主日	三位一林後第十九主日	三位一林後第十九主日	三位一林後第十九主日
耶 四二〇	四四〇、十四	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二
六〇、七〇、一	七〇、二	哥後八〇、九	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇	哥後九〇
耶 四三〇	四四〇、十五	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二	或八、廿一、廿二
十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇	十五〇、十四、十六〇

十月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
			三位一鉢後第廿一主日	齋日						三位一鉢後第廿主日		齋日		
			結	何					俱					結
			三四〇	四〇、十二					三〇、十八					三三〇、二
			西					腓					弗	
			一〇					一〇	五〇、廿二、六〇、九				一〇	
			二〇					二〇	六〇、十				二〇	
			三〇					三〇					三〇	
			四〇					四〇	四〇、廿五、五〇、廿一				四〇	
			五〇					五〇	五〇、廿二、六〇、九				五〇	
			六〇					六〇	六〇、十				六〇	
			七〇					七〇					七〇	
			八〇					八〇					八〇	
			九〇					九〇					九〇	
			十〇					十〇					十〇	
			十一					十一					十一	
			十二					十二					十二	
			十三					十三					十三	
			十四					十四					十四	
			十五					十五					十五	

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
齋日	聖徒ルカ日	三位一鉢後第廿二主日											聖徒シモン及ユダ日	齋日	齋日
	賽	但	阿(全)										拿	米	齋日
	十一〇、十二〇、六	二〇、廿八、三〇、八	一〇、十一、三〇、三	四〇、四	五〇、十八、六〇、八	八〇							六〇	四〇	六〇
	撒前	撒前	撒前	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後	撒後
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八
	耳	賽	但	耳	摩	拿	但	耶	米	耶	米	耶	米	耶	米
	一〇	三五〇	五〇	三〇、九	二〇、四、三〇、八	七〇	九〇	一〇	七〇、廿七	三〇、廿二、十八	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八
	徒	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路
	一〇、十四	十五、十一	十六、十八	十七、十一	十八、十七	十九、十七	二十、十八	廿一、廿六	廿二、廿七	廿三、廿八	廿四、廿九	廿五、三十	廿六、廿一	廿七、廿四	廿八、廿三

十一月

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
齋日					三位一鉢後第廿五日		齋日					三位一鉢後第廿四日	諸聖徒日
十二	十	八	七	五	六	一〇	二〇	三〇	一〇	二〇	三〇	三〇	第一日課(舊約)
													朝
													第二日課(新約)
													晚
													第一日課(舊約)
													第二日課(新約)

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	三位一鉢後第廿六日					齋日		降臨前主日					齋日	齋日	聖徒節
十四	二〇	三〇	一〇	二〇	三〇	六〇	八〇	十〇	十	十	十	十	十	十	十

十二月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
第	降臨節第三主日	齋日	齋日					降臨節第二主日	齋日	齋日				
	四六〇	廿五〇	四三〇八	四二〇二七	四二〇二七	四〇二二七	四〇二二七	三三〇二二	三三〇二二	三三〇二二	三三〇二二	三三〇二二	三三〇二二	三三〇二二
	約壹(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)
	四七〇	廿八〇二二	四四〇一廿	四二〇一廿七	四二〇一廿七	四二〇一廿七	四二〇一廿七	三三〇一三	三三〇一三	三三〇一三	三三〇一三	三三〇一三	三三〇一三	三三〇一三
	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)	約壹(全)
	廿一〇	廿〇一十八	十九〇一廿五	十九〇一廿五	十九〇一廿五	十九〇一廿五	十九〇一廿五	十八〇一廿七	十八〇一廿七	十八〇一廿七	十八〇一廿七	十八〇一廿七	十八〇一廿七	十八〇一廿七

卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
			降誕節後秩主日	聖徒ヨハネ日	聖徒ステパノ日	降誕節	齋日			聖職按手節	節齋日	節齋日	節齋日	節齋日	節齋日
	六六〇一九	六四〇一六五〇七	六二〇	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七	三一〇二七
	廿一〇一五、廿二〇五	廿〇	十九〇	十八〇一廿四	十三〇一三五	六〇	二〇一、十四	十五〇	十三〇	十一〇	十一〇	十一〇	十一〇	十一〇	十一〇
	六六〇一十	六五〇八	六三〇	四〇六、五〇四	六〇	七〇一、十六	七〇一、十六	六〇	五九〇	五七〇	五七〇	五七〇	五七〇	五七〇	五七〇
	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)	約貳(全)
	廿二〇六	廿一〇一十四	十九〇	廿一〇一十六	八〇一八	二〇一、三〇八	二〇一、三〇八	十六〇	十四〇	十二〇	十二〇	十二〇	十二〇	十二〇	十二〇

大正三年一月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	
				現異邦後第一主日		齋日			現異邦		降誕後第二主日		齋日	受制禮日(國祭)	
				賽	賽				創	創	賽	賽	創	第一日課(舊約)	
				廿四〇	廿四〇				六〇九	六〇九	四〇一、廿七	四〇一、廿七	一〇一、十九	創 十七〇、廿四 詩四〇、九	
				九〇十八	八〇一、十七	八〇一、十七	八〇一、十七	八〇一、十七	五〇廿一	六〇一、十八	六〇一、十八	六〇一、十八	六〇一、十八	九〇十八	第二日課(新約)
				廿三〇	廿一〇、廿九	十四〇	十四〇	十四〇	九〇一、十九	十一〇、廿七、十二〇	十四〇	十四〇	十四〇	廿三〇	第一日課(舊約)
				九〇一、廿二	八〇一、廿五	七〇三五	七〇三五	七〇三五	四〇一、三十一	四〇三、五〇十六	四〇一、三十一	四〇一、三十一	四〇一、三十一	九〇一、廿二	第二日課(新約)

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	
						現異邦後第二主日		齋日							齋日	
						賽	賽								創	
						廿六〇、十八	廿七〇、三十四、五	廿九〇、廿	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	三〇〇、廿六	創 三三〇、十二
						十一〇	十二〇、三十一	十二〇、三十一	十三〇、三十三	十三〇、三十三	十三〇、三十三	十三〇、三十三	十三〇、三十三	十三〇、三十三	十三〇、三十三	太 一〇一、十一
						廿五〇、五十八	廿七〇、四十六、廿八〇	廿七〇、四十六、廿八〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	加 一〇一、十一
						九〇廿三	十〇、廿四	十〇、廿四	十一〇、廿三	十一〇、廿三	十一〇、廿三	十一〇、廿三	十一〇、廿三	十一〇、廿三	十一〇、廿三	太 十五〇、二十
						十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	創 三九〇
						九〇廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	十〇、廿三	創 三九〇

特定祈禱ノ日課	表 篇 詩 日 平		傳道祈禱 晚禱	賽	徒
	天長節 祈禱	朝			
十五日	七五〇—七七〇	六〇—八〇	賽 六〇—八〇	徒 十三〇	
十四日	七二〇—七三〇	十二〇—十四〇	賽 四二〇—四三〇	徒 十四〇—十八	
十三日	六八〇	十八〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
十二日	六〇〇—六四〇	廿二〇—廿三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
十一日	五五〇—五八〇	廿七〇—廿九〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
十日	五〇〇—五二〇	三二〇—三四〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
九日	四四〇—四六〇	三三〇—三四〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
八日	三八〇—四一〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
七日	三五〇—三六〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
六日	三三〇—三二〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
五日	廿四〇—廿六〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
四日	十九〇—廿一〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
三日	十五〇—十七〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
二月	九〇—十一〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	
一月	一〇—五〇	四一〇—四三〇	賽 六〇—七〇	徒 十〇	

日本聖公會法憲法規 (第十總會改正)

序 文

此法憲法規ハ英國聖公會 (The Church of England) 及北美
國聖公會 (The Protestant Episcopal Church in the United
States of America) 二ノ派遣セラレタル監督聖職信徒及
以上ノ公會ト關係アル日本聖職信徒代議員明治廿年 (救
主降世千八百八十七年) 二月大阪ニ會合シ聖公會統一ノ主
義ニ從ヒ日本聖公會ノ一團ヲ組織シ自治ノ基ヲ開キ假ニ之
レヲ制定シ爾來日本聖公會總會ニ於テ幾多ノ加除修正ヲ經
テ之ヲ公認遵奉スル所ノモノナリ

日本聖公會法憲

第一條 本教會ヲ日本聖公會ト稱ス
第二條 日本聖公會ハ新舊兩約ノ經典ヲ受ケ之ヲ神ノ啓示
ニシテ救ヲ得ル要道ヲ悉ク載セタル者ト信ズ且ツニケア

信經使徒信經ニ包括セル信仰ノ道ヲ公認ス

第三條 日本聖公會ハ主キリストノ命ヲ給ヒシ教理ヲ説キ
其自ラ立テ給ヒシ洗禮聖餐ノ二聖筭及其懲戒ヲ行フ

第四條 日本聖公會ハ使徒時代ヨリ繼承シタル監督、長老、
執事ノ三職位ヲ確守ス

第五條 日本聖公會ハ每三年ニ總會ヲ開ク其時日ト會場ハ
諸監督之ヲ定ム

第六條 總會ハ監督及各地方選出ノ聖職、信徒代議員ヲ以
テ組織ス

第七條 總會議長ハ現任監督ノ互選スル者トス

第八條 總會ニ於テ監督ハ議事ノ可否數ヲ別ニス聖職信徒
代議員ハ之ヲ共ニシ或ハ之ヲ別ニスルコトヲ得ベシ又其
可否決ハ監督ノ多數ト聖職信徒代議員ノ多數トニ依ル

第九條 總會ノ議權ハ左ノ如シ
 一 日本聖公會ノ平安進歩ニ關スル事件
 二 内外傳道會社ヲ設立シ之ヲ管理スルコト
 三 法憲法規ヲ改正スルコト
 第十條 法憲ヲ改正セント欲スルトキハ先其改正案ヲ定期總會ニ提出シテ其協賛ヲ受ケ次回ノ定期總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

日本聖公會法規

第一章 監督

第一條 日本聖公會監督教區ヲ設置スルニハ地理上相隣接セル教會中邦人長老一名以上ヲ有シテ自給シタル教會六個以上ノ協議ニヨリ本條規定ノ設備ヲ了シタル上日本聖公會教務局ヲ經由シテ認可申請ヲナスベシ
 第一 關係教會ノ主任長老及ビ教會委員代表者ノ連署ス

ルコト
 第二 當該教區ノ各教會ハ監督俸給三分ノ一以上ヲ負擔スベキコト
 第三 監督俸給及ビ之レニ對スル教區ノ負擔額及ビ監督資金ノ補助額ニ就テハ監督資金局ト協議シ其同意ヲ得ルコト
 第四 負擔額一ヶ年分ヲ監督資金局ニ豫納スルコト
 第二條 日本聖公會教務局ニ於テ教區設置ノ申請ヲ受ケタルトキハ審査ノ上定期又ハ臨時總會ニ報告スベシ該申請ヲ推薦スル場合ニハ教區ノ名稱及ビ教區區劃ヲ付記スベシ
 第三條 定期又ハ臨時總會ニ於テ教區ノ設置ヲ認可シタル場合ニハ申請人中ノ先任長老ヲシテ法規第九章ニ準ジテ教區會ヲ召集シ監督ノ選舉ヲ行ハシム
 第四條 日本聖公會監督ノ選舉ハ正當ニ召集セラレタル教會ニ於テ之ヲ行フ者トス

第五條 日本聖公會或ハ之ニ連接セル他ノ聖公會ニ屬スル令聞アル長老ハ監督ノ候補者タルコトヲ得ベシ
 第六條 教區會ノ聖職及信徒代議員ハ監督候補者ヲ指名スルコトヲ得、但シ二名以上ノ贊成ヲ要ス
 第七條 監督ヲ選舉スル時ハ聖職信徒其投票ヲ別ニスベシ當選ハ聖職信徒各自出席數三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ定ム
 第八條 第一教區會ニ於テ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ三ヶ月以上六ヶ月以内ニ更ニ教區會ヲ召集シテ選舉ヲ行ヒ尚ホ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ次期總會ニ於テ選舉ヲ行ヒ聖職信徒各自出席者ノ多數決ニ依リテ之ヲ定ム
 第九條 教區會ニ於テ選舉セシ當選者ニ對シ該會ニ出席セシ聖職及信徒代議員三分ノ二以上ノ記名調印セル左ノ證明書ヲ要ス

證明書

日本聖公會長老 姓名

下名ノ我等全能ノ神ノ前ニ在テ前記長老 氏ガ年 月 日 教區會ニ於テ日本聖公會法規ニ從ヒ 教區監督ニ當選シタルコトヲ證明シ且右 氏ガ學識博ク信仰堅ク賢明高德ノ人ニシテ監督ノ職責ニ適シ神ノ榮光ヲ顯シ聖公會ノ徳ヲ建テキリストノ羊群ノ模範トナルベキ者ナルコトヲ信認ス
 右連署證明候也
 年 月 日 署 名 印
 第十條 教區會議長及書記ノ與書調印シタル前條證明書ノ贈本ヲ日本聖公會ノ各監督ニ送致シ監督多數ノ同意ヲ得テ教區ノ選舉ヲ確定スルモノトス
 第十一條 教區會ノ選舉ニ同意スル監督ハ右證明書ヲ受ケテ後三十日以内ニ左ノ書式ニ從ヒ記名調印シテ之ヲ監督會議長ニ送致スベシ

承認書

教區監督我 今回成規ノ手續ニ從ヒ

氏ガ 教區監督ニ當選シタリトノ通告ニ接シ右選

舉ニ承認ヲ表シ且該當選者ノ聖別ニ依リテ愈我等ノ主

イエスキリストノ教會ノ德ヲ建テ益之ヲ擴張スルニ至

ランコトヲ信ズ

茲ニキリスト降生紀元 年 月 日

ニ於テ署名捺印スル者ナリ

監督 姓名

第十二條 總會ニ於テ監督ヲ選舉セシ時ハ第九條ノ書式ニ

從ヒ聖職信徒代議員ノ出席者及監督ノ多數ノ記名調印セ

ル證明書ヲ監督會議長ニ差出スベシ

第十三條 監督會議長ハ成規ノ證明書ヲ受ケタル時之ヲ

當選者ニ通告シ其承諾ヲ得タル上日本聖公會三名ノ監督

ニ依リテ聖別式ヲ行フベシ

第十四條 監督ニ任ズルハ滿三十年以上ノ者タルベシ

第十五條 教區會ハ監督ノ直轄スベキ大聖堂ヲ設置シ教區

ノ共同ノ禮拜ノ用ニ供スルコトヲ得

大聖堂ノ維持法職員及其權限任期ニ關スル法則ハ教區會

議ニ於テ之ヲ定ム

附則

第一 本章ノ實施及監督教區ノ設置ハ總會ノ議決ニヨル

第二 監督教區ノ設置ニ至ル迄法規第九章第一條ニ規定

シタル地方部ヲ以テ監督ノ管轄區トス

第三 本章ノ規定ニ從ヒ聖別シタル監督ナキ地方部ニ於

テハ日本聖公會ト連接セル聖公會ノ監督之ヲ管轄スル

者トス

此場合ニ於テハ監督ハ法規第四章第九條ノ誓書或通テ

總會議長ニ差出シ議長ハ其一通ヲ當該地方部常置委員

長ニ送達スベシ

第四 本章第五十條ノ規定ハ地方部ニ大聖堂ヲ設置スル

場合ニモ之ヲ準用ス教區ノ成立ニヨリ該地方部ヲ二分

スル場合又ハ全部ヲ教區トスル場合ニハ地方部大聖堂

ノ存廢移動ニ付當該教區會及地方會ノ決定ヲ要ス

第二章 常置委員

第一條 各地方部ニ常置委員ヲ置キ毎定期地方會ニ於テ之

ヲ選舉シ其人員ヲ長老三名聖職志願者及傳道師ニアラザ

ル信徒三名トス(地方ノ都合ニヨリ各二名トスルコトヲ

得)

長老ノ中一名ハ監督之ヲ指名ス

第二條 常置委員ノ職務ハ左ノ如シ

第一 監督ヲ補佐スルコト

第二 法規ノ定ムル所並ニ總會地方會ノ決議ニヨリテ生

ズル事務ヲ處理スルコト

第三 地方會閉會中ハ監督ト共ニ地方部ヲ代表スルコト

第四 監督ノ關位又ハ不在ノ時ハ該地方部ノ事務ヲ處理

シ監督ノ特權ニ屬スルコトハ便宜他地方部ノ監督ニ其

執行ヲ依頼スルコト

第三條 常置委員ハ互選ヲ以テ委員長及書記ヲ定ムベシ

第四條 常置委員會ノ決議ニシテ監督ト意見ヲ異ニスルト

キハ諸監督ノ裁決ヲ乞フコトヲ得ベシ

第三章 聖職候補生

第一條 凡ソ聖職候補生タラントスル者ハ敬虔神ニ事ヘ誠

意人ヲ愛シ生涯身體ヲ主ニ獻グルノ決心アルコトヲ要ス

第二條 聖職候補生タラントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齡滿十八年以上ノ者

第二 二年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者

第三 中學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力アル者

第三條 聖職候補生志願者ハ志願書ニ履歷書戸籍簿本健康

診斷書並ニ所屬教會ノ長老及教會委員三分ノ二以上ノ記

名調印セル左ノ證明書ヲ添ヘテ監督及常置委員に各一通
ヲ差出スベシ

前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老一名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

志願者ガ監督ノ認定シタル神學校ニ在學中ノ場合ニハ當
該校長及教授ノ連署ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ベシ

證明書

右者日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉シ令聞アル受聖
餐者ニシテ聖職候補生タルニ適當ノ資格ヲ備フル者ト
認定致候依テ此段證明候也

年 月 日

宛 名

署 名

第四條 常置委員ハ志願者ノ資格及ビ健康ヲ審査シ適當ナ
ル者ト認ムルトキハ委員多數ノ連署ヲ以テ之ヲ監督ニ推
ス

第三 一年以上傳道ニ從事シタル者

但第二第三ニ就テハ監督及常置委員合意ヲ以テ其期限
ヲ伸縮スルコトアルベシ

第二條 執事ヲ志願スル者ハ志願書ニ長老二名(一名ハ牧
師)及所屬教會委員三分ノ二以上ノ連署シタル左ノ證明
書ヲ添ヘ監督及常置委員へ各一通ヲ差出スベシ
前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老二名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

證明書

姓 名 年齢

右ハ敬虔誠實ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉
シ執事タルベキ適當ノ資格ヲ備フル者ト認定致候依テ
此段證明候也

年 月 日

宛 名

署 名

薦ス可シ但不適當ト認メタル時ハ其理由ヲ監督ニ報告ス
ベシ

第五條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタル時第二條第三ノ
資格ヲ調査若クハ試験シ合格ト認ムルトキハ聖職候補生
タルコトヲ許可シ其姓名許可年月日證明書ニ連署シタル
長老ノ姓名ヲ聖職候補生名簿ニ記入シ同時ニ之ヲ本人ニ
通告スベシ

第六條 聖職候補生ハ神學校ニ入り若クハ監督ノ選任シタ
ル指導講師ニ就テ神學ヲ修ムベシ

第七條 指導講師ハ毎年聖職候補生學業ノ進歩及道德信仰
ノ情態ヲ監督ニ報告スベシ

第四章 聖職試験及任命

第一條 執事ノ按手ヲ受ケントスル時ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢滿二十一歳以上ノ者

第二 三年以上聖職候補生タル者

第三條 監督ハ第三章第四條ニ準ジタル推薦書ヲ受ケテ適
當ト認ムルトキハ試験委員ヲシテ左ノ科目ニヨリ口答及
筆答ノ試験ヲ行ハシムベシ

- (一) 聖書大意 (二) 新舊約中特選セル二三書(可
成原語若クハ英語) (三) 日本聖公會祈禱書及其歴史
- (四) 組織神學三信經大綱 (五) 教會歴史及教會政
治 (六) 教會學 (七) 基督教證據論 (八) 基督
教倫理 (九) 說教 (十) 論理學 (十一) 心理學
(十二) 社會學 (十三) 哲學史 (十四) 新約希臘
語

但監督ハ常置委員ノ同意ヲ得テ第六已下ノ科目ニ就テ
省略スル事ヲ得、又其他ノ科目ニ就テモ監督ニ於テ執
事試験合格者ト同等以上ノ學識ヲ有スル者ト認メタル
時ハ常置委員ノ同意ヲ得テ之ヲ省略スルコトヲ得ベシ
第四條 監督ハ試験終了ノ後合格者ト認ムルトキハ之本
人及常置委員ニ通告スベシ

第五條 試験合格者ニシテ二年以上招聘ノ契約書ヲ受ケタ
ル時監督ハ時日ヲ定メテ按手ヲ施スベシ

第六條 長老ノ按手ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢満二十四歳以上ノ者

第二 一年以上執事ノ職ニ在ル者

但特別ノ理由アル者ハ監督常置委員合意ヲ以テ第二項
ノ期限ヲ短縮スルコトアルベシ

第七條 長老ヲ志願スル者ニハ本章第二條乃至第五條ヲ準
用ス

第八條 凡テ執事若クハ長老ノ職ニ任命セラレル者ハ按手
式ニ先チ左ノ誓書ニ記名調印シテ監督ニ差出スベシ

誓書
我舊新約聖書ハ神ノ言ニシテ救拯ヲ得ルノ要道ヲ悉ク
載セタル者ト信ズ又謹テ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ
遵奉スルコトヲ誓約ス

年 月 日 姓 名

第九條 日本聖公會ト連接スル聖公會監督ノ按手シタル聖
職ニシテ日本聖公會ニ在テ其職ヲ行ハント欲スル者ハ左
ノ誓書ヲ其屬ス可キ地方部ノ監督及常置委員ニ差出シ監
督ノ認可ヲ受クベシ

誓書

我日本聖公會ノ法憲法規ニ服従スルコトヲ約ス

年 月 日 署 名

第十條 聖職ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ志願書ニ
前任地方監督ノ證明書ヲ添ヘテ轉任地方ノ監督ニ差出シ
其認可ヲ得ベシ

第五節 傳道師
第一條 傳道師ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス
第一 年齢満二十年以上ノ者
第二 二年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者

但シ特別ノ理由アルトキハ監督常置委員同意ノ上右期
限ヲ短縮スルコトアルベシ

第三 聖書、祈禱書、信經、教會史、教會政治、證據論
ノ大意ニ通ズル者

第二條 志願者ハ志願書ニ履歷書并ニ所屬教會長老及委員
三分ノ二以上若クハ受聖餐者三名ノ連署セル證明書ヲ添
ヘ監督及常置委員ヘ各一通ヲ差出スベシ

第三條 常置委員ハ右ノ志願書ヲ受ケタル後第三章第四條
ノ手續ヲ準用スベシ

第四條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタルトキ志願書ノ資
格ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ時日ヲ定メ認可式ヲ行フ
ベシ

第五條 第六章第七條ノ手續ヲ經タル傳道師ハ假教師タル
コトヲ得ベシ

第六條 志願者ニシテ第一條第三項ニ掲ゲタル學力不充分
ナルトキハ監督ハ之ヲ傳道師試補ニ任ジ信徒ヲ教訓シ未
エビスコボ

信徒ニ傳道スル認可ヲ與フルコトアルベシ

第七條 傳道師、傳道師試補ハ祈禱書ノ規定ニ從ヒ早晚禱、
嘆願、病者訪問式、埋葬式、洗禮志願式ヲ司ルコトヲ得
ベシ

第八條 傳道師、傳道師試補ハ監督ノ定メタル長老ノ指揮
ヲ受ケ勤務ノ報告ヲ爲スベシ

第九條 婦人傳道師又ハ同傳道師試補ヲ任用スル資格及手
續ハ第一條第二條第六條ノ例ニ準ズ

第十條 婦人傳道師、同傳道師試補ハ監督ノ定メタル管理
者ノ指揮ヲ受ケ婦人小兒ノ間ニ勤務スベシ

第十一條 傳道師ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ法規
第四章第十條ヲ準用ス

第十二條 傳道師ヲ懲戒免職ニ處シタル時ハ監督ハ其姓名
ヲ各監督ニ報知スベシ

第六章 教會

第一條 教會ト稱スベキ會衆ハ左ノ資格ヲ要ス
第一 一定時公禱式ヲ行フ爲メ禮拜堂若クハ假會堂ヲ有スルコト
第二 牧師ヲ有スルコト
第三 現在受聖餐者二十名以上ヲ有スルコト
第二條 教會ヲ組織セントスル會衆ハ其事實ヲ具シタル願書ニ通テ監督及常置委員ニ差出シ監督ノ認可ヲ受クベシ
第三條 第一條ノ資格ヲ備ヘザル會衆ニシテ定期ノ禮拜ヲ爲サントスルモノハ監督ノ許可ヲ經テ准教會ト稱ス
前項ノ准教會ニハ教會ニ關スル條規ヲ準用ス
第四條 第一條又ハ第三條ニ該當セザル會衆ハ最寄教會ニ屬スルコトヲ要ス
第五條 傳道又ハ禮拜ノ場所ヲ新設若クハ移轉セントスル場合ニハ監督ノ認可ヲ受クベシ

第六條 教會ニシテ第一條ノ資格ヲ缺キ容易ニ恢復シ能ハザル場合又ハ他ニ正當ノ理由アル時ハ監督ハ常置委員ノ協賛ヲ經テ前條ノ認可ヲ取消スコトアルベシ
前項ノ取消ヲ受ケタル會衆ニハ第三條又ハ第四條ヲ適用ス
第七條 教會ニ於テ牧師ヲ招聘セントスルトキハ教會委員先ヅ該教會受聖餐者ト協議ノ上候補者ヲ定メ推薦書ニ招聘契約書ヲ添ヘ常置委員ヲ經テ監督ニ差出シ其認可ヲ請フベシ
第八條 禮拜堂ノ聖別ヲ要スル時ハ地所建物其他附屬物件ノ目錄ヲ製シ登記簿本若クハ公正證書ヲ以テ負債ナキコトト永ク日本聖公會ノ所有ニ屬スルコトヲ證明シ常置委員ヲ經テ監督ニ出願スベシ
第九條 聖別スルコト能ハザル建物ヲ禮拜ノ用ニ供セントスル教會ハ前條ノ手續ヲ適用シテ禮拜堂ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第七章 牧師

第十條 禮拜堂ハ日本聖公會ノ制規ニ從ヒ全能ノ神ニ奉事スルノ外普通ノ用ニ供スルヲ得ズ、但シ附屬寮室ハ此限ニ非ズ
第十一條 禮拜堂及敷地ハ監督及常置委員ノ許可アルニ非ズ
ザレバ所有權使用權ノ異動又ハ質入書入ヲ爲スコトヲ得ズ
第一條 教會ノ牧師ヲ長老トス長老ナキ教會ニ於テハ執事又ハ傳道師ヲ以テ假牧師ト爲シ監督ノ指定セル長老ノ管理ヲ受ケ牧師ノ職ヲ行ハシムルコトヲ得ベシ
第二條 牧師ハ勉メテ其教會員ニ聖書日本聖公會祈禱書公會問答法憲法規ヲ教ヘ又主日聖日齋日ヲ守ルコトヲ勤ムベシ
第三條 定時公禱ニハ日本聖公會祈禱書ヲ用フベシ
監督ハ特殊ノ場合ニ於テ臨時祈禱ヲ制定シ其必要ノ存スルコトヲ得

ル間使用セシムルコトヲ得ベシ
第四條 牧師ハ資格ナキ者ヲシテ公禱諸式ヲ執行セシムラズ
資格アル者ノ臨席セザル時ニ受聖餐者ニ早晚禱嘆願ヲ執行セシムルハ此限ニアラズ
第五條 牧師ハ其教會ニ備アル信徒教籍並ニ聖洗式、信徒按手式、受聖餐者、信施、婚姻、埋葬、公禱及説教、教育、慈善等ニ關スル記録ヲ整理シ毎年一月監督ノ示定シタル報告ヲナスベシ
第六條 信徒又ハ洗禮志願者ニシテ轉任スル者アル時牧師ハ左ノ照會狀ニ教籍ヲ添ヘ一ヶ月以内ニ轉任地又ハ其附近教會ノ牧師ニ送達スベシ、但シ一時寄留ノ場合ニハ(書式)内ノ文字ヲ除ク
姓名

番地ニ轉住致候ニ付テハ貴教會諸兄弟ノ御親愛ト殊ニ牧師ノ御教導ニ委子度候間(入籍方)可然御取計被下度候也

年 月 日

牧 師
委員 總代

第七條 轉會狀ヲ受理シタル教會ノ牧師ハ一週間以内ニ入籍手續ヲ了シ左ノ通知書ヲ出スベシ

姓 名

去何月何日附テ以テ御送達ニ相成候右教籍並ニ轉會狀正ニ領收仕リ候何月何日入籍手續ヲ了シ候間此段及御通知候也

年 月 日

牧 師
委員 總代

第八章 教會委員

第一條 教會ノ受聖餐者ハ毎年十二月傳道師又ハ傳道師試補ニ非ザル丁年男受聖餐者中ヨリ翌年度委員三名乃至五名ヲ選舉スベシ

新ニ教會ヲ組織スルトキハ臨時選舉ヲ行ヒ開員ヲ生シタル時ハ少クモ二週間内ニ補開選舉ヲ行フベシ

男受聖餐者ヲ以テ委員ヲ組織スル能ハザル場合ニハ監督ノ指揮ヲ請フベシ

第二條 牧師ハ選舉長トシテ委員ト共ニ事務ヲ管理シ當選者ノ姓名ヲ教會ニ揭示シ且翌年一月十五日迄ニ監督並ニ常置委員ニ報告スベシ

第三條 教會委員會ハ牧師並ニ教會委員ヲ以テ組織シ少クモ毎月一回開會スベシ

第四條 委員會ハ牧師之ヲ召集シ教會會計庶務其他平安

部ニ地方會ヲ開ク

北東京地方部 南東京地方部 京都地方部 大阪地方部 九州地方部 北海道地方部

第二條 地方會ハ地方部内ノ聖職假牧師タル傳道師及信徒代議員ヲ以テ組織ス

第三條 聖職又ハ假牧師タル傳道師ハ職務上議員トシテ地方會ニ列ス

第四條 信徒代議員ハ地方部内各教會ニ於テ受聖餐者ノ投票ヲ以テ傳道者又ハ傳道師試補ニ非ザル丁年男受聖餐者中ヨリ選舉スル者トス選出ノ定員ハ左ノ如シ

一 受聖餐者二十名以上ノ教會一名
一 同 六十名以上ノ教會二名
但數個所ノ准教會聯合シテ受聖餐者二十名以上ノ員數ヲ得ルトキハ一名ノ代議員ヲ出スコトヲ得ベシ

第五條 地方會ハ毎年一回監督之ヲ召集ス
監督ハ常置委員ト商議ノ上隔年或ハ臨時ニ之ヲ召集スル

第九章 地方會

第一條 日本聖公會ハ全國ヲ分テ左ノ六地方部トシ各地方

進歩ニ關スル事項ヲ協議ス

第五條 牧師ハ職務上委員會ノ議長タルベシ
但牧師調席スルトキハ委員中ニテ議長ヲ互選スベシ

第六條 執事又ハ傳道師ノ假ニ司牧スル教會委員會ニ管理長老ノ出席スルトキハ長老自ラ議長トナルベシ

第七條 教會委員ハ信徒ヲ代表シ法規ノ規定總會及地方會ノ決議ニ基キタル事項及委員會ノ決議セル左ノ職務ヲ行フ

- 一 會計及庶務
- 二 教會所屬ノ書類及器物ノ保管
- 三 建物ノ營繕修理及維持ニ關スル事務
- 四 牧師ノ推薦

コトヲ得

第六條 地方會議長ハ該地方部監督トス
監督閣席スル時ハ地方會ニ於テ長老ノ中ヨリ議長ヲ選舉
スベシ

第七條 地方會ハ定期會ニ於テ書記會計各二名ヲ選舉シ次
回迄其事務ヲ擔任セシムベシ

第八條 地方會ニ於テハ聖職信徒可否ノ決ヲ共ニスルモノ
トス
聖職二名若クハ信徒二名ノ請求アルトキハ之ヲ別ニスル
コトヲ得

第九條 地方會ノ職務及權限ハ左ノ如シ
一 地方部内教會ノ平安進歩ニ關スル議事
二 日本聖公會傳道局支部教會資金局ノ設置及管理
三 常置委員其他諸委員ノ選舉
四 地方會細則議定
五 總會代議員ノ選舉

附 則

一 聖職代議員ハ各地方部六名トシ地方會出席ノ聖職
之ヲ選舉ス

二 信徒代議員ハ聖職代議員ト同數トシ部内教會ヨリ
選出セル候補者中ヨリ地方會出席ノ信徒代議員之ヲ
選舉ス

第十條 各地方部ハ便宜ニ從ヒテ若干ノ傳道區ニ分ツコト
ヲ得ベシ
傳道區ニハ監督ノ指名ニヨリ傳道管理長老一名ヲ置ク
傳道區會ハ隨意ニ開クコトヲ得ベシ

第十章 日本聖公會傳道局

第一條 日本聖公會傳道局ハ理事會及ビ局長ヲ以テ組織ス
第二條 理事會ハ在職監督ノ總數及ビ總會ニ於テ選出シタ
ル聖職三名信徒三名ヲ以テ之ヲ構成ス

理事會ノ議長ハ監督ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 局長ハ任期六ヶ年トシ定期總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四條 局長ハ理事會ノ議決ヲ執行シ本局ノ常務ヲ處理ス
局長ハ其職務ヲ執行スル爲メ書記ヲ使用スルコトヲ得

第五條 理事會ハ局長ノ請求ニヨリ又ハ議長ノ必要ト認メ
タルトキ議長之ヲ召集ス

第六條 理事會中互選ヲ以テ書記一名會計二名ヲ舉グ

第七條 本局ノ職務ハ左ノ如シ
一 内外國ノ傳道
二 布教師ヲ任免スルコト及服務規則ヲ定ムルコト
三 寄附金及其他ノ出納
四 傳道地ノ實況及會計書記ノ年報ヲ公示スルコト
五 特別ノ場合ニ於テ日本聖公會ト連接セル他ノ公會ト
共同ノ働チナスコト

第八條 各地方會ハ議長ノ指名ヲ以テ三名ノ傳道局支部委
員ヲ設ケ支部ノ職務ヲ行ハシム

第九條 布教師ノ任免傳道地ノ開設存廢ハ本局員過半數ノ
協賛ヲ要ス

第十條 議長ハ本局ノ聘用シタル布教師ニシテ外國ニ派遣
サルル者ニハ自ラ記名調印シタル信認狀ヲ附與シ帝國内
ニ赴任スル者ニハ該部監督ノ認可狀ヲ附與スベシ

第十一條 傳道局ニ屬スル傳道地ハ監督會議ニ於テ定メタ
ル監督ノ管理スルモノトス

第十二條 傳道地ニ於テ三個所以上ノ教會アルトキハ聖職
一名信徒一名ノ總會代議員ヲ出席セシムルコトヲ得

第十一章 結 婚

第一條 結婚セントスル者ハ豫メ其意ヲ牧師ニ通告シテ所
謂書規定ノ預告ヲ請フベシ若シ當事者ノ一方(又ハ双方
共ニ)屬セザル教會ニ於テ式ヲ舉ゲンテ欲スル時ハ其結
婚ニ故障ナキ證明書ヲ各自己ノ牧師ヨリ受ケケ司式聖職ニ
差出スベシ

但監督又ハ監督ヨリ委任サレタル者ノ許可アルトキハ此限ニアラズ

第二條 當事者ハ三日以前ニ國法ニ從ヒ結婚届書ヲ調製シ之ヲ司式聖職ニ差出スベシ

但既ニ届出テ了リタル者ハ戶籍謄本ヲ差出スベシ

第三條 聖職ハ式後直ニ結婚簿ニ當事者ノ原籍住所年齢族籍父母ノ姓名執行場所及ビ年月日ヲ記入シ當事者並ニ二名ノ立合人ヲシテ署名セシメ自ラ之ニ記名調印シ其謄本ヲ當事者ニ交付スベシ

第四條 當事者ハ式後速ニ結婚届書ヲ戶籍吏ニ差出シ其旨司式聖職ニ通報スベシ

(本章第五條已下未定)

第十二章 懲戒

第一節 監督懲戒

第一條 監督ハ左ノ諸項ニ對シ告訴セラレバシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行爲

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ法憲法規ニ違犯シタル行爲

四 按手式ノ誓約ヲ破ル事

第二條 前條ノ告訴ニハ聖職又ハ丁年受聖餐者七名以上ノ連署シタル親展書ヲ用フベシ其内三名以上ハ被告監督ノ教區ニ屬スル長老タルベシ

第三條 告訴狀ハ總會議長ニ提出スベシ
議長自ラ原告若クハ被告ナルカ又ハ被告監督ニ血族姻族ノ關係アル場合ニハ在職監督中以上ノ關係ナキ先任監督ニ提出スベシ

第四條 告訴狀ヲ受理シタル監督ハ審判長トナリ原告被告ニアラザル在職諸監督ヲシテ被告教區ニ屬セザル長老中ヨリ七名ノ豫審委員ヲ選舉セシムベシ

第五條 審判長ハ時日ヲ定メ被告ノ教區内ニ豫審事務所ヲ

設ケ豫審委員會ヲ召集シ各委員ニ告訴狀ノ謄本一通ヲ交付シ被告ニ其旨ヲ通知スベシ

但シ豫審委員會ハ五名ヲ定數トス

第六條 豫審委員ハ互選ヲ以テ委員長及ビ書記二名ヲ定ム

第七條 豫審委員會ハ秘密會トシ原告ノ提供スル證據ヲ調査シ被告ヲ審判ニ付スベキ十分ノ理由アリヤ否ヤヲ決定スベシ出席委員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由アリト認ムルトキハ該委員ノ記名調印シタル親展書ヲ調製シ直チニ之ヲ審判長ニ提出シ審判長ハ其謄本ヲ被告監督ニ送達スベシ

第八條 出席委員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由ナシト認ムルトキハ該委員ハ其旨ヲ記載セル證明書ヲ調製シ之ヲ審判長ニ提出スベシ審判長ハ直ニ其旨ヲ原被告兩告ニ通知スベシ而シテ更ニ證據トナルベキ新事實生シタル

ニヨリ審判長ハ之ヲ再審スベキ必要アリト認ムルニ非ザレバ該告訴ニ關シテハ何等ノ處置ヲモ執ルコトヲ得ズ

第九條 審判長ハ豫審委員會ヨリ第七條ノ親展書ヲ受理シタルトキ日時及ビ場所ヲ定メ被告ト血族姻族ノ關係ナキ在職監督ヲ招集シ審判廷ヲ構成シ同時ニ原被告兩告ヲ召喚スベシ

第十條 被告ニシテ審判廷ノ正當ト認ムル理由ナクシテ出廷スル事ヲ怠リ或ハ拒ムトキハ該審判廷ハ缺席ノ儘審判ヲナスベシ

第十一條 審判廷ハ原被告兩告及ビ證人ノ陳述ヲ聞取リタル後一切ノ調書ヲ作り之ヲ讀ミ聞カセ捺印セシメ原被告兩告及ビ證人ヲ退廷セシメ被告ノ有罪無罪ヲ判別スベシ

第十二條 審判廷ニ於テ被告ヲ有罪ト認メタル時ハ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了シ其謄本ヲ被告ニ交付シ抗辯ノ機會ヲ與フベシ抗辯ノ期間ハ二週間トス期限内ニ

抗辯ナキ時ハ該判決ヲ以テ最後ノ宣告トス

第十三條 前條ノ抗辯アル場合ニハ審判長ハ更ニ審判廷ヲ開キ審議ノ上更ニ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了シ其謄本ヲ被告ニ交付スベシ

被告ハ之ニ對シテ抗告スルコトヲ得ズ

第十四條 有罪者ニ下ス宣告ハ譴責、停職、免職ノ三種トス

第十五條 審判廷ニ於テ停職又ハ免職ノ宣告ヲ下ス時ハ日本聖公會ニ連接スル諸監督及ビ被告監督ノ教區ニ屬スル聖職及教會ニ其旨ヲ通知スベシ

第十六條 教區ヲ有セザル監督ニ對スル告訴ハ該監督ノ住居スル教區ノ監督ト同一ノ手續ニ依ルモノトス

第十七條 監督ニ停職ノ宣告ヲ下ストキハ該宣告文ニ其停職ノ期間ト其復職後ニ關スル條件トヲ明記スベシ

第十八條 監督ニ免職ノ宣告ヲ下ストキハ全ク聖職タル職位ヲ剝奪スルモノトス

第二節 長老 執事 懲戒

第十九條 長老 執事 ハ左ノ諸項ニ對シテ監督ニ告訴セラルベシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行爲

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ法憲法規ニ違犯シタル行爲

四 按手式誓約ヲ破ル事

第二十條 前條ノ告訴ニハ丁年受聖餐者三名長老二名以上ノ連署シタル規展書ヲ用フベシ

第二十一條 聖職審判廷ノ構成ハ左ノ規定ニヨルモノトス

一 監督ハ指名ヲ以テ長老二名ヲ豫審委員トシ告訴ノ性質及理由等ヲ審查シ之ヲ報告セシム

二 監督ハ豫審委員ノ報告ヲ檢閲シ告訴ヲ受理スベキ理由アリト認ムルトキハ日本聖公會ノ長老ニシテ原被兩告ト血族姻族ノ關係ナク又孰レノ黨與ニモアラザル者

五名ヲ豫選シ之ヲ被告ニ通知スベシ

三 被告ハ通知ヲ受テヨリ一週間已内ニ豫選者中二名ヲ忌避スルコトヲ得

四 監督ハ忌避セラレザル長老中ヨリ審判委員三名ヲ任命シ内一名ヲ委員長トシテ審判廷ヲ構成セシム

五 審判委員ノ補缺ヲ要スル場合ノ生ジタルトキハ監督ハ補缺人員ニ倍スル多數ノ長老ヲ豫選シ本條第二第三

第四項ノ規定ニ從テ任命スベシ

第二十二條 審判廷ノ構成ヲ了シタルトキハ監督ハ委員長及委員ノ氏名ヲ原被兩告ニ通知スベシ

第二十三條 委員長ハ委員ト合議ノ上第一回審判ノ時日及場所ヲ定メ開廷二週間前ニ之ヲ原被兩告ニ通知シ同時ニ告訴狀ノ謄本一通ヲ被告ニ送達スベシ

第二十四條 被告ニシテ第一回審判前ニ服罪ヲ表シ監督ニ自白スルトキハ監督ハ豫審委員ニ諮問シテ直ニ宣告ヲ下

シ審判廷ヲ解散スベシ

第二十五條 第二回已後ノ審判時日會場ハ委員會之ヲ定ム本條ニ關スル通知ハ三日以前ニ於テスベシ毎日引續キ開廷スルトキハ此限ニアラズ

第二十六條 審判委員長ハ事實及證據取調及原被對審ヲ了シ双方ニ申立ルコトナキニ至リテ一切ノ調書ヲ作り之ヲ原被兩告ニ讀聞セ末尾ニ記名捺印セシメ且自ラ委員ト共ニ記名調印シテ之ヲ監督ニ差出シ且之ニ對シテ下スベキ

宣告ヲ記シ理由ヲ附シテ報告スベシ

第二十七條 前條ノ調書朗讀ノ際原告又ハ被告ハ一部ノ訂正ヲ申立ルコトヲ得ベシ

訂正ノ許否ハ審判委員會ノ定ムルモノトス委員長ハ許否ニ拘ラズ訂正申立ノ件ハ一々監督ニ報告スベシ

第二十八條 監督ハ調書及報告書ヲ檢閲シ一週間内ニ宣告ヲ下スベシ此宣告ハ審判委員會ノ申請セル宣告ヨリ重ク

スルコトヲ得ズ

第二十九條 原告又ハ被告ニシテ監督ノ宣告ニ不服ナルトキハ之ヲ監督會ニ上告シ其判決ヲ乞フコトヲ得

監督會ノ判決ハ最高判決トス

第三十條 有罪者ニ下スベキ宣告ハ譴責、停職、及免職ノ三種トス

第三十一條 監督ニシテ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第二十條ノ告訴ヲ待ズ直ニ豫審委員ヲシテ事實ヲ調査セシメ又第二十一條已下ノ手續ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 聖職ニシテ辭職ヲ申出ルモノアルトキハ監督ハ長老二名以上ノ陪席ヲ求メ辭任ヲ聽許シ日本聖公會聖職名簿ヨリ除名シ理由ヲ附記シ之ヲ各監督ニ通知スベシ

第三十三條 信徒ニシテ罪惡ヲ行ヒ若クハキリストノ道ヲ

拒ム者アルトキハ長老ハ假ニ其陪餐ヲ禁ジ二週間以内ニ其事情及意見ヲ監督ニ具申スベシ

第三十四條 監督ニシテ長老ノ申請ニヨリ調査シタル上陪餐禁止又ハ退會ヲ命ズベキ者ト裁定シタルトキハ先ツ被告ノ望ニ任セ口頭若クハ書面ヲ以テ自ラ辯護スル時機ヲ與フベシ

第三十五條 陪餐ヲ禁ズルトキ監督ハ宣言文ヲ長老ニ下付シ長老ハ信徒二人以上ノ前ニ於テ之ヲ讀聞スベシ

第三十六條 陪餐禁止又ハ退會ヲ命ゼラレタルモノニシテ悔改ノ實ヲ表シ復餐又ハ復會ヲ願出ルトキハ長老ハ其事實及意見ヲ具シテ監督ニ申出テ其裁可ヲ請フベシ痛悔者ニシテ死ニ臨ミタル場合ハ長老ハ監督ノ指揮ヲ待ズシテ聖餐ヲ施スコトヲ得

復餐又ハ復會ノ手續ハ第三十五條ノ例ニ準ズ

第十三章 祈禱書及大綱

第一條 總會ニ於テ公認シタル祈禱書及大綱ヲ正本トシ總會ノ選舉シタル三名ノ正本保管委員ニ託シテ之ヲ管理セシム

第二條 前條ノ正本ヲ標準トシテ印刷シタル祈禱書及大綱ハ其出版以前ニ之ヲ正本保管委員ニ差出シ檢閱濟ノ證印ヲ請フニアラザレバ日本聖公會ノ公認シタル祈禱書及大綱トシテ使用スルコトヲ得ズ

第三條 正本保管委員ハ正本ヲ保管シ其正確ヲ保護スルコトヲ務ムルモノトス

第四條 正本保管委員ハ祈禱書等ノ版權ヲ所有シ其書ノ全部又ハ幾部ノ出版ヲ許スルノ權ヲ有ス

第十四章 通則

第一條 凡ソ會議ハ正當ニ召集シタル代議員又ハ委員ノ過

半數ヲ得ルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

第二條 凡テ憲法法規ニ於テ受聖餐者ト稱スル者ハ一年一回以上聖餐ニ陪シタル者ヲ云フ

第三條 年度ハ一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第四條 總會地方會ノ代議員ハ次回定期議會マテ其實格ヲ繼續セルモノトス但シ他ノ地方部ニ轉籍シタルトキハ其實格ヲ失フモノトス

第五條 日本聖公會諸委員及代議員ノ補闕ハ左ノ規定ニ

- 一 總會ニ於テ選任シタル委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ總會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 二 地方會ニテ選任シタル諸委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ地方會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 三 代議員教會委員等ノ補闕ハ補充員ヲ豫選シタル場合ノ外新ニ各選舉手續ニヨルベシ

附 錄

○各地方部區劃

一、北東京地方部
 東京府ノ一部、埼玉縣、茨城縣、
 栃木縣、群馬縣、福島縣、
 宮城縣、巖手縣、青森縣、
 秋田縣、山形縣、

二、南東京地方部
 東京府ノ一部、千葉縣、神奈川縣、
 靜岡縣、山梨縣、愛知縣、
 岐阜縣、長野縣、新潟縣、

三、京都地方部
 京都府、大阪府ノ一部、奈良縣、
 和歌山縣、三重縣、滋賀縣、

四、大阪地方部
 大阪府ノ一部、兵庫縣、鳥取縣、
 島根縣、岡山縣、廣島縣、
 山口縣、德島縣、香川縣、
 愛媛縣、高知縣、

五、九州地方部
 福岡縣、大分縣、佐賀縣、
 長崎縣、熊本縣、宮崎縣、
 鹿兒島縣、沖繩縣、

六、北海道地方部
 北海道、樺太、
 但シ東京市及大阪市ニ接續セル郡ハ市内ニ準シ地方部ノ
 區域ヲ設ケズ

書式第一號

諸書式

(本書式ハ第九總會ノ決議ニ基キ日本
聖公會教務局ニ於テ制定セルモノ也)

聖職候補生志願書

何教會受聖餐者

何 某

生 年 月 日

私儀法規第三章第一條ノ趣旨ニ基キ日本聖公會聖職候補
生ヲ志願致候ニ付御許可相成度履歷書戶籍謄本健康診斷
書及證明書相添此段相願候也

現住所

右 何 某

年 月 日
監督宛 各通
常置委員宛

書式第二號

執事志願書

聖職候補生

何 某

私儀日本聖公會執事ヲ志願致候ニ付別紙履歷書證明書及
健康診斷書相添此段相願候也

現住所

右 何 某

年 月 日
監督宛 各通
常置委員宛

長考志願書ハ本書式ヲ準用ス

書式第三號

傳道師志願書

何教會受聖餐者

何 某

私儀日本聖公會傳道師ヲ志願致候ニ付別紙履歷書證明書
及健康診斷書相添此段相願候也

現住所

右 何 某

年 月 日

監督宛
常置委員宛 各通

書式第四號

傳道師志願證明書

何教會受聖餐者

何 某

生 年 月 日

右者日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉シ二年以上聖公會ニ在リテ令開アル受聖餐者ニ付傳道師タルベキ資格ヲ具フル者ト認定致候仍テ此段證明候也

何教會

年 月 日

教會委員 何 某

(委員ノ三分ノ二以上ノ連署)

長 老 何 某

監督宛
常置委員宛 各通

書式第五號

教會組織願

所在地

日本聖公會(何)講義所

右ハ法規第六章第一條ニヨリ教會ヲ組織シ日本聖公會(何)教會ト稱シ度候ニ付御認可被成下度左記事項ヲ具シ此段相願候也

一、禮拜堂(又ハ假會堂)

壹 ヶ 所

一、牧師

何 某 名

一、現在受聖餐者

何 某 名

以上

年 月 日

受聖餐者 何 某

(少クモ二十名ノ連署)

長 老 何 某

監督宛
常置委員宛 各通

(一)教會組織ニ際シ教會委員ノ臨時選任ヲ行ハタル場合ニハ牧師又ハ管理長老ヨリ教會委員ノ常置員(二)全牧師又ハ假牧師推選ニ付テハ其推選書(三)全禮拜堂ノ別別又ハ認可ヲ願フ場合ニハ禮拜堂別願又ハ其ニ推選書ヲ添付シテ右同時ニ差出スベシ

書式第六號

准教會組織願

一 名稱

一 所在地

一 最近教會ヘノ距離

一 禮拜堂若ハ假會堂

一 教會擔當者 (聖職、傳道師ノ姓名)

一 現在受聖餐者數

右法規第六章第三條ニ依リ准教會タルコト御許可被成下度此段願上候也

年 月 日

何々會衆代表者

(受聖餐者三名以上連署)

書式第七號

傳道地及禮拜場開設願

一 所在地

一 最近教會若ハ傳道地ヘノ距離

一 布教擔當者 (聖職、傳道師姓名)

一 何々教會所屬若ハ特設

右願書之通今般傳道開始致シ度ニ付(別紙ノ通り最寄教會ノ承諾書相添ヘ)此段願上候也

年 月 日

長 老 何 某

監督宛

書式第八號

牧師推薦書進達願

長老(又ハ牧師)何

某

右者當教會受聖餐者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)
ニ推薦致候間御詮議ノ上別紙推薦書及招聘契約書監督ヘ
御進達相成度此段相願候也

年月日

何教會

教會委員 何

某
(各員進達)

常置委員宛

書式第九號

牧師推薦書

長老(又ハ牧師)何

某

何教會

教會委員 何

某
(各員進達)

監督宛

書式第十一號

禮拜堂聖別願書進達願

一、何々(建物ノ種類)

所在地

右禮拜堂トシテ設備致シ聖別式舉行相願候ニ付テハ御詮
議ノ上別紙願書及書類監督ヘ御進達相成度此段相願候也

何教會

教會委員總代 何

牧師(又ハ牧師)何

某 某

年月日

常置委員宛

(建物ノ所有者ヲ問ニスル場合ニハ該所有者ノ連署ヲ要ス)

右者當教會受聖餐者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)
ニ推薦致候間御認可相成度此段相願候也

年月日

何教會

教會委員 何

某
(各員進達)

監督宛

書式第十號

招聘契約書

長老(又ハ牧師)何

某

右者今般當教會ニ於テ牧師(又ハ假牧師)トシテ招聘致候
ニ付テハ俸給月額金何圓ニ對シ毎月其全額(又ハ金何圓)
ヲ教會資金局ニ出金可致候尤モ金額ノ儀ハ教會資金局ノ
意見ト當教會ノ都合トニ從ヒ漸次增加可致候仍テ契約書
如件

法規第六章第九條ニヨリ禮拜堂ノ認可ヲ受ケントスル場合ニハ本書式並ニ次ノ書式ヲ準
用ス

書式第十二號

禮拜堂聖別願

一、何々(建物ノ種類)

所在地

右禮拜堂トシテ設備致シ候ニ付聖別式御舉行相成度法規
第六章第八條ニヨリ別紙書類相添此段相願候也

何教會

教會委員總代 何

牧師(又ハ牧師)何

某 某

年月日

(建物ノ所有者ヲ問ニスル場合ニハ該所有者ノ連署ヲ要ス)

監督宛

書式第十三號

教會委員當選届

住 所 何 某
(各員連名)

右者法規第八章第一條ニヨリ教會委員ニ當選致シ候間此
 段及御届候也

何教會
 年 月 日 牧師(又ハ書理長老) 何 某
 監督宛
 常置委員宛 各通

書式第十四號

教會委員補缺届

住 所 何 某

右ハ今般教會委員何某何々ニヨリテ辭職(又ハ就眼等)致
 候ニ付テハ其補缺トシテ法規第八章第一條第二項ニヨリ
 教會委員ニ當選致候間此段及御届候也

年 月 日 何教會 何 某
(各員連名)

監督宛
 常置委員宛 各通

書式第十五號

地方會信徒代議員當選届

何教會(又ハ何々………聯合)
 受聖餐者何名ノ選出
 住 所 何 某

右信徒代議員ニ當選致候間此段及御届候也

年 月 日 何教會(又ハ何々………聯合) 何 某
 牧師(又ハ書理長老) 何 某
 地方會議長宛

當選者ノ辭任又ハ資格ヲ失シタルニヨリ之ヲ改選シ又ハ豫選シタル補充員ヲ以テ之ニ代
 ニル場合ニハ更ニ理由ヲ具シタル新當選者ノ當選届ヲ差出スベキモノトス

書式第十六號

地方會信徒代議員證明書

何教會(又ハ何々………聯合)
 受聖餐者何名ノ選出 何 某

右當地方會代議員タル事ヲ證明候也

何教會(又ハ何々………聯合)
 年 月 日 牧師(又ハ書理長老) 何 某
 地方會議長宛

書式第十七號

總會代議員當選届

何地方部選出
 住 所 聖職代議員 何 某
(以下五名連名トモ)

住 所 信徒代議員 何 某
(以下五名連名トモ)

右日本聖公會第何總會代議員ニ當選致候間此段及御届候
 也

年 月 日 何地方會書記 何 某
 同 何 某
 總會議長宛

當選者ノ辭任又ハ資格ヲ失シタルニヨリ之ヲ改選シ又ハ豫選シタル補充員ヲ以テ之ニ代
 ニル場合ニハ更ニ理由ヲ具シタル新當選者ノ當選届ヲ差出スベキモノトス

書式第十八號

總會代議員證明書

何地方部選出
 聖職(信徒)代議員 何 某
 右日本聖公會第何總會代議員タルヲ證明候也
 年 月 日 何地方會書記 何 某

總會議長宛

本誌明書ハ便宜上代議員ノ全員宛ハ其ノ部ヲ連名トナスモ差支ナシ

書式第十九號

結婚豫告濟證明書

本籍 何
現住所 何
何教會信徒 何 某
右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障チモ申立ツル者無之候此段證明候也

年 月 日 何教會
牧師(長) 何
司式聖職宛

諸決議

日本聖公會總會及日本聖公會牧務局ニ於テ決
議セシモノニシテ全般ニ行ハルモノノ概要

- 全般ニ關スル報告ノ件(第三總會決議)
教會一般ニ係ハル必要ノ件ハ文書ヲ以テ監督常置委員ヨリ各地方會書記ニ書記ハ之ヲ各教會ノ司牧者無牧ノ教會ヘハ教會委員ニ報告スベシ
- 禮拜用服裝ノ件(第四總會決議)
現今使用スル白衣(サープリス)ヲ日本聖公會禮服ト定ム
- 外國人ヲ教會籍ニ編入スル件(第五總會決議)
外國人ニシテ本邦教會ニ入籍セントシテ乞フ者アルトキハ法規第五章第四條(現今ノ第七章第六條)ノ手續ヲ經ズシテ直ニ入籍セシムルヲ得
- 監督資金局法案(第七總會決議)
第一條 本局ノ目的ハ新タニ監督ヲ立テントスル教區ノ爲メ其俸給ノ全部又ハ幾分ヲ補助スルモノトス

第二條 本局ノ資金ハ個人又ハ團體ノ寄附金トス
第三條 本局ノ役員ハ諸監督及定期總會ニ於テ選舉セル六名ノ委員トス

●日本聖公會監督資金局細則

- 第一條 本局ハ本部ヲ東京ニ置キ各地方ニ支部ヲ置ク
- 第二條 本部ノ常務ハ在東京本局委員ノ掌ル處トス
- 第三條 但シ委員長一名書記一名及會計二名トス
- 第三條 各地方ノ本會委員ハ該支部ノ集金及庶務ヲ取扱フモノトス
- 第四條 本局ハ左ノ方法ニヨリ資金ヲ募集スルモノトス
 - 一 從來各地方ニテ集メタル監督資金ヲ本局ニ寄附スル様各地方會ニ請求スルコト
 - 二 聖職及ビ信徒按手式及ビ第二聖職按手節ニ於ケル信施金ヲ本局ニ寄附スルコトヲ各地方ニ請求スルコト
 - 三 一個人又ハ教會ヨリ一時若クハ數時ニ拂込ノ約束寄附金ヲ勸誘スルコト

第五條 以上ノ目的ヲ達スル爲メニ趣意書ヲ發行シ時宜ニヨリテ遊説員ヲ派出スルコトトス

- 第六條 支部委員ハ三ヶ月毎ニ本部ヘ集金ヲ廻送シ且ツ事務ノ報告ヲナスベシ
- 第七條 本部ハ寄附金ヲ確實ナル銀行ニ預入レ之ヲ保管スルモノトス
- 第八條 本局ハ每年末會計上ノ報告書ヲ作成シ各教會ニ頒布スベシ
- 第九條 本、支部ノ經費ハ寄附金ノ中ヨリ支出スルモノトス
- 第十條 資金使用ノ方法ハ後日之ヲ定ムルモノトス
- 聖書主日案(第七總會決議)
降臨節第二主日ヲ聖書主日トシ之ガ爲ニ説教シ當日ノ信施ヲ聖書會社ヘ寄附スルコトヲ獎勵スルコト
- 祈禱書ノ一部印刷ノ件(第七總會決議)
祈禱書ノ一部ヲ印刷セントスルモノハ豫メ祈禱書ニ關スル

各委員ノ許可ヲ受ケベシ

●傳道開始ニ於テノ注意(第七總會決議)

第七總會ハ日本聖公會所屬ノ教會又ハ講義所ノ既ニ存在スル市町村内ニ於テ新タニ傳道ヲ開始セントスル傳道會社又ハ教會ガ其開始前豫メ監督常置委員及ビ傳道ヲ開始セントスル場所ニ最モ近キ教會ノ承諾ヲ得ルヲ至當ノ行爲ナリト認定ス

●神學生候補者ノ件(第八總會決議)

凡テ神學候補者ハ少クモ廿五歳以上ノ者ニ非レバ程度低キ神學校又傳道學校ニ入ラシメザランコトヲ希望ス

●聖書使用方ノ件(第八總會決議)

聖公會規定ノ聖書(詩篇及ビ改譯使徒書福音書ノ如キ)ト普通聖書トヲ朗讀スルハ司會者ノ隨意トスルコト

●日本聖公會教務局規定(第九總會決議)

第一條 本局ヲ日本聖公會教務局ト稱ス
第二條 本會ハ日本聖公會在職監督及地方部若クハ教區ノ

常置委員會聖職及信徒代表者各一名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 本局ニ局長次長ヲ置ク

總會議長ハ職務上本局ノ局長トス總會議長不在ノトキハ在職監督中ヨリ之ヲ選舉ス
次長ハ局員中ヨリ之ヲ互選ス

第四條 本局ノ總會ハ毎年一回之ヲ開ク開會ノ時日及場所ハ局長之ヲ定ム

議長ハ必要ト認ムルトキ又ハ二地方部(教區)以上ノ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ召集スベシ

第五條 本局ニ於ケル決議ノ可否數ニ關シテハ法憲第八條ヲ準用ス

第六條 本局ノ權限ハ左ノ如シ

一 日本聖公會ノ總會閉會中ハ日本聖公會ヲ代表スルコト

二 日本聖公會ノ教務、財政及經營ニ關スル審査又ハ設計

附 則

一 本規程ハ總會ノ決議トシテ假ニ之ヲ實施シ適當ノ時期ニ於テ法憲又ハ法規中ニ編入スルモノトス

二 本法ノ實施ニ關シ總會ノ決議ヲ要スル件ハ今回ニ限り第九總會ノ承認ヲ經タルモノト見做ス

●日本聖公會教務局細則(教務局第一總會決議)

第一條 本局總會ハ現任監督及ビ常置委員會代表者各二分ノ一以上ノ出席者アルニアラザレバ議事ヲ開クヲ得ズ

第二條 本局總會ノ通知ハ少クトモ開會前六十日タルベシ但シ臨時總會ハ此限リニ非ズ

第三條 議案ハ開會一ヶ月前ニ出席議員ノ姓名ト共ニ議長ニ提出シ主事ヨリ豫メ各員ニ配布スベシ

第四條 在任地ノ監督過半數ニ充タザル場合ニハ本局總會ヲ召集スルコトヲ得ズ

第五條 本局々長六十日以上不在ノ場合ニハ次長ハ選舉長トナリテ局長ノ選舉ヲ行フ

三 法憲法規ノ定ムルトコロ並ニ日本聖公會ノ總會及地方會ノ決議ニ因ル事務ノ執行ヲ管理スルコト

四 日本聖公會諸機關ノ諮詢ニ應ジ又ハ之ヲ補佐スルコト

五 日本聖公會ニ關スル一切ノ統計其他ノ書類ヲ調製又ハ發行スルコト

第七條 本局ハ日本聖公會ノ定期總會ニ其ノ出納豫算案ヲ提出シテ其協賛ヲ求ムベシ

第八條 本局ニ主事一名及書記若干名ヲ置ク主事及書記ハ本局之ヲ任免ス

第九條 主事ハ局長ノ名ヲ以テ本局諸般ノ事務ヲ施行ス書記ハ命令ヲ受ケテ庶務及會計ヲ取扱フ

第十條 主事ハ日本聖公會總會ニ出席シ番外トシテ議事ノ説明若クハ發言ヲナスコトヲ得

第十一條 本局ハ決議及成績ノ概要ヲ日本聖公會定期總會ニ報告スベシ

第六條 次長ハ本局總會毎ニ選舉スルモノトス
第七條 本局總會ハ日本聖公會總會ニ於テ否決シタルコトヲ決議行スルコトヲ得ズ
第八條 本局ニ常務委員會ヲ置ク
常務委員ハ當分ノ中局長次長南北東京地方ノ監督常置委員ノ代表者ヲ以テ組織ス

第九條 本局ノ主事書記ハ本會ニ出席スルモノトス
第十條 常務委員會ハ本局事務ノ執行ニ關シテ召集スルモノトス

第十一條 本局ハ決議事項ヲ公布ス
一、法憲法規正本 一、日本聖公會決議錄 一、日本聖公會財產簿 一、日本聖公會統計年報 一、教務局決議錄 一、各地方會決議錄 一、通牒綴込 一、各報告書類 一、本局會計簿 一、本局事務書類

●日本聖公會教役者吊慰會規則(第九總會決議)

第一條 本會ハ日本聖公會教役者吊慰會ト稱ス
第二條 本會ハ教役者(聖職及男女傳道師傳道師試補)及其家族ノ死亡ニ際シ金圓ヲ贈與シ吊慰スルヲ目的トス
第三條 本會ハ聖公會ニ屬スル教役者ヲ會員トシ有志信徒ヲ贊助員トス
第四條 本會ハ會長監督一名理事五名(內會計二名書記一名)及各地方部ニ支部委員三名以內ヲ置ク
第五條 會長及理事ハ日本聖公會定期總會ニ於テ支部委員ハ定期地方會ニ於テ選舉スルモノトス
第六條 本會ハ本部ヲ會長ノ所在地ニ置ク
第七條 會員ハ毎月左ノ割合ヲ以テ支部委員ニ會費ヲ納メ支部委員ハ毎三ヶ月本部ニ送金スルコト

一長 老 三十五錢 一執 事 三十錢
一傳 道 師 二十五錢 一傳道師試補 二十錢
一婦人傳道師 十五錢 一贊 助 員 十錢以上
第八條 各教會ハ其教會ノ教役者ト同額ヲ出金ナスベキモノトス

●日本聖公會教役者吊慰會規則(第九總會決議)

第九條 有志者ノ寄附金ハ寄附者ノ指定ニヨリ準備積立金若クハ基本金トシ準備積立金ハ會費不足ノ場合ハ之ガ補充ヲナスモノトス基本金ハ其利子ノミヲ使用スルコトヲ得

第十條 吊慰金及經費ハ會費ヲ以テ支辨ス
第十一條 本會ノ資産ハ會長ノ名義ヲ以テ正確ナル銀行ニ預ケ又ハ確實ナル方法ヲ以テ利殖ヲ計ルモノトス

第十二條 理事ハ毎年一月前年度ノ報告ヲナスベシ
第十三條 會員若クハ其家族死亡シタル時本會ハ支部委員ヲ經テ左ノ割合ヲ以テ吊慰金ヲ贈與スルモノトス

一會員 金百五十拾圓
一家ニ在リテ扶養ヲ受クベキ父母、妻 金五十拾圓
一子 金拾五圓

第十四條 會員ハ預メ受取人ヲ指定シ置クモノトス指定ナキ場合ニ於テハ會長及理事ニ於テ適當ト認メタル者ニ贈

第十五條 前條受取人ナキカ又ハ會員ノ遺言アル場合ニハ本會ハ死亡者ノ名義ヲ以テ本會ニ寄附シタルモノトシ基本金ニ加フルモノトス

第十六條 三十年間本會ニ出金シタル會員ハ本則第七條ノ出金ヲ要セズシテ定額ノ吊慰金ヲ受クルモノトス
第十七條 左ノ各項ニ當リ退職シタルモノニシテ日本聖公會ノ受聖餐者タルノ令聞ヲ保チ且ツ規定ノ納金ヲ繼續スルトキハ會員ノ資格ヲ失ハザルモノトス

一 一年齡六十歳ニ達シタルモノ
一 疾病ノタメ
一 自己ノ都合ニヨラズシテ辭職セラレタルモノ

第十八條 神學修業ハ已チ得ザル事情ノ爲メ一時休職スルモノニシテ規定ノ納金ヲ繼續スル場合亦前條ノ例ニヨル

第十九條 前二條以上ノ理由ニヨリ其職ヲ退クトキハ自ラ

會員ノ資格ヲ失フモノトス
第二十條 既納金ハ凡テ返戻セザルモノトス

附 則

本規前ノ執行ニ關スル細則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

●各傳道會社ニ對スル決議案(第九總會決議)

吾人ハ英米諸國聖公會各傳道局ガ我邦教化ノ爲ニ久シク其淨財ヲ費シ教役者ヲ派遣セラレツ、アルコトヲ深ク感謝ス然リト雖モ多數ノ傳道局ガ其財政ト傳道方針トヲ異ニスルモノハ日本全體ノ傳道ニ於テ經營上ノ統一ヲ缺キ他日日本聖公會ノ完全ナル建設ニ不便ナルコト尠カラズ

吾人ハ各傳道局ノキリストニ在ル好意ヲ十分ニ有效ナラシムコトヲ希望スルコト切ナルヲ以テ各傳道局ガ其財政ト經營トヲ共同ニスベキ方針ヲ立テ之ガ方法ヲ協議サレンコトヲ希望ス、依テ當總會ハ諸監督ヲ交渉委員トシテ吾人ノ誠意ヲ十分ニ説明スルコト及ビ日本聖公會他日ノ鞏固ナル統一ト自營トノ基礎ヲ置クベキ共同事業ヲ全クセラレンコト

四、本總會ハ朝鮮ニ赴ク日本聖公會員ガ全力ヲ盡シ外部

ニ於テモ精神ニ於テモ朝鮮人聖公會員ト一致和合セシ

コトヲ熱望ス

●休職傳道師ノ資格ニ關スル件(同前)

傳道師ニシテ休職又ハ非職ト稱スルモ傳道師タル間ハ法規上ノ資格ニ異動ヲ生ズルモノニ非ズ

●教會一致ニ關スル決議(同前)

日本聖公會ハ基督教諸教派ノ合同一致ヲ熱心ニ希望シ左ノ條項ヲ一致ノ基礎トセンコトヲ提言ス

(一) 新舊兩約書ハ救拯ニ必要ナル總テノ事ヲ含有シ且信仰ヲ定ムル究竟ノ標準規矩ナリト信ズ

(二) 使徒信經ハバプテスマヲ授クル標準ニシテニケア信經ハ基督教信徒ノ信仰ヲ完全ニ表示シタルモノト認

ム
(三) キリスト親ヲ制定シ給ヒシ二個ノ聖餐即チバプテスマト主ノ聖餐チキリストノ用ヒ給ヒシ言語ト物質ト

ヲ請求スベキ任務ヲ委任ス

●樺太地方監理ノ件(第九總會決議)

樺太地方ヲ北海道監督ノ監理ニ屬セシムルコト

●他國ノ受聖餐者ノ日本聖公會ニ於ケル地位ノ件

(教務局第一總會決議)

日本聖公會ト聯接スル他國ノ受聖餐者ガ日本ニ居住シ日本聖公會ニ出席シ聖餐ヲ領シ信施金教會費等ヲ納メテ信徒ノ義務ヲ盡シ且ツ其屬スル教會ヨリノ轉會狀若クハ監督ノ推薦狀アル場合ニハ日本聖公會員トシテ總テノ權利ヲ有スルコトヲ得ベシ

●朝鮮聖公會ニ對スル決議中ノ三項四項(第十總會決議)

三、右(將來朝鮮聖公會ガ組織上日本聖公會ノ一部トナル交渉)ノ決定ヲ得ル前ニ日本聖公會員ニシテ朝鮮ニ赴ク者アルトキハ、日本聖公會ノ祈禱書ヲ用井且其法規上ノ訓誡ニ服從セシムル條件ヲ以テ朝鮮監督ノ直接支配ニ屬セシムルコト

ヲ用ヒテ之ヲ行フ

(四) 歴史上繼續セル監督ヲ承認シ其統轄ノ方法ハ地方

ノ便ニ應ジテ之ヲ執行ス

日本聖公會過去十ヶ年間統計概表 (一)

(各年十二月三十一日調)

宣 教 師	北 東 京 南 東 京 京 都 大 阪 九 州 北 海 道 臺 灣 合 計									
	卅五年	卅六年	卅七年	卅八年	卅九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
執事	一三	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
長老	一五	一七	一七	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
監事	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九
長老	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五
監事	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
合計	五八	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六
宣 教 師	北 東 京 南 東 京 京 都 大 阪 九 州 北 海 道 臺 灣 合 計									
執事	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
長老	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
監事	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
合計	二八	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
宣 教 師	北 東 京 南 東 京 京 都 大 阪 九 州 北 海 道 臺 灣 合 計									
執事	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
長老	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
監事	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
合計	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

日本聖公會過去十ヶ年間統計概表 (二)

(各年十二月三十一日調)

傳 道 師 (全 試 補)	北 東 京 南 東 京 京 都 大 阪 九 州 北 海 道 臺 灣 合 計									
	卅五年	卅六年	卅七年	卅八年	卅九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
傳 道 師	一八	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
長老	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
合計	二九	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
傳 道 師 (全 試 補)	北 東 京 南 東 京 京 都 大 阪 九 州 北 海 道 臺 灣 合 計									
傳 道 師	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
長老	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
長老	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
監事	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
合計	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七

日本聖公會過去十ヶ年間統計概表 (三)

(各年十二月三十一日調)

年	信徒數 (有働不明者ト三年以上)				受聖餐者數						
	北東京	南東京	京大	阪九州北海道臺灣	北東京	南東京	京大	阪九州北海道臺灣			
卅五年	一九六五	二二七	一八三〇	九九五	二三八	二七六	八八三	四五四	七五一	二〇	五四三〇
卅六年	二二八二	二四六二	一八五三	二〇六	一三二一	一三五〇	八六	八〇八	四五四	七五一	二〇
卅七年	二三五五	二七〇一	二〇〇一	二二七	一三九〇	一四二九	八七	一〇四	四九一	八七五	一八
卅八年	二二九九	二七〇	二〇六五	二二七	一四二九	一四六三	八七	一五三	五五八	七八	五
卅九年	二二九〇	二七四三	二〇四八	二七六	一四〇三	一五五一	二二九	二八七	五七八	七二	二四
四十年	二二一九	二六四九	二四九六	二五〇五	一四〇三	一五八一	二二八	一四〇	五九三	七九八	三
四十一年	二四三九	二六六八	二二九九	二四八一	一五五	一五七九	二八〇	一三六	四六六	六三	六
四十二年	二六三八	二六七	二五〇五	二六八	一六〇八	一四六七	一四三	一四三	五六四	七〇三	六
四十三年	二七五九	二九四三	二六一〇	二六五	一七八	一六八	一四七	一四三	六三	八四	七一
四十四年	二八六三	三〇七九	二七五	二八八	一八四	一七三	一五七	一六七	六三	八四	七一
合計	二八六三	三〇七九	二七五	二八八	一八四	一七三	一五七	一六七	六三	八四	七一

日本聖公會過去十ヶ年間統計概表 (四)

(各年十二月三十一日調)

年	現在受聖餐者數 (統計部第四表第一)				一年間二洗禮ヲ受ケタルモノ (統計部)						
	北東京	南東京	京大	阪九州北海道臺灣	北東京	南東京	京大	阪九州北海道臺灣			
卅五年	八〇五	八八三	五五五	三六七	二二五	二八三	一八〇	二〇四	三〇一	六	一九
卅六年	八六八	一〇六三	五六九	四一八	二九九	三三七	二七〇	二二	二七	三六	四
卅七年	七九九	一二九	六八七	四四〇	一四七	三七	一六七	一五七	一九〇	三	一三七
卅八年	八四	一〇九二	七六九	四四四	二二二	三〇三	一八七	二五六	一五三	一三七	四
卅九年	一〇一九	一二九八	八八二	四八一	二八〇	二八一	二四	三九	二二	一八二	一六
四十年	一〇二七	一二四八	八五七	四九二	二六四	二九四	二七六	二八一	一四七	一六四	一八
四十一年	一二二七	一二九	九三六	三三二	二九九	三〇一	二五七	二二六	一〇八	二二	六
四十二年	一二七二	一二三七	九七二	四三四	二八六	二六一	二五九	二〇七	一〇〇	一八八	八
四十三年	一二三三	一三七九	九七四	五〇四	三三九	三〇〇	二六九	二四二	一〇四	一八一	一八
四十四年	一二八五	一四一八	一〇一〇	五〇〇	三四〇	三三八	二八	二四	一三四	一五三	二
合計	一二八五	一四一八	一〇一〇	五〇〇	三四〇	三三八	二八	二四	一三四	一五三	二

日本聖公會過去十ヶ年間統計概表 (五) (各年十二月三十一日調)

年	獻金總額 (在納金教員數(總數) 獻金(臨時總會合算))				現在受聖餐者每人一割獻金年額
	北東京	南東京	京都大阪九州	北海道臺灣	
卅五年	四三〇	三〇九	三〇八	二二二	五、三〇
卅六年	四九三	四七二	三五七	二二二	五、三〇
卅七年	五二二	四八四	三八三	二二二	五、三〇
卅八年	六〇二	五八八	四六一	二二二	五、三〇
卅九年	六三三	五三三	四八八	二二二	五、三〇
四十年	七〇七	七〇四	八二二	二二二	五、三〇
四十一年	八九五	七〇七	八五七	二二二	五、三〇
四十二年	六八九	七〇三	六六七	二二二	五、三〇
四十三年	七〇九	七〇〇	七三五	二二二	五、三〇
四十四年	八三六	七五七	七六六	二二二	五、三〇
合計	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇

日本聖公會監督並ニ諸委員

北東京地方部監督 (議長) 監督 John McKim. 東京市芝罘區石町三十八番地	大阪地方部監督 監督 H. J. Foss. 神戸市四ノ宮松ノ谷	南東京地方部監督 監督 Cecil. 東京市芝罘區八番地	北海道地方部監督 監督 W. Adams. 函館區谷地町四十三番地	九州地方部監督 監督 Arthur Lea. 福岡町大名町九十六番地	京都地方部監督 監督 H. St. G. Tucker. 京都市上京區島九通下立賣上	中部地方部監督 監督 H. J. Hamilton. 名古屋市中區東区行船町三丁目四十三番地
日本聖公會教務局 東京市芝罘區八番地			總會庶務委員 松川 幾 篤 多川 直 江 吉澤 直 江			同會計委員 山田 祐 エテ、セ、ハミルトン 小橋 實之助

日本聖公會傳道局 局長 辻井 亨 會計主任 三輪 五郎 理事 諸川 雄 (二人缺) 杉野 浩 岩輪 五郎 關田 助 山田 次 皆川 晃 諸川 雄			
祈禱書正本 保管兼版權委員 多川 幾造 岩井 順一 吉澤 直江	祈禱書審查委員 エ、エフ、キンク シ、チャプマン 木庭 孫彦 山縣 雄三	使徒書改譯委員 監督 フナス シ、チャプマン 木庭 孫彦 松山 高吉 淺野 勇	祈禱書省調查委員 佐伯 好郎 杉浦 貞二 今井 壽道 元田 作之進 佐伯 好郎
日本聖公會 歴史編纂中央委員 辻井 亨	祈禱書捧呈委員 今井 壽道 元田 作之進 佐伯 好郎	教役者弔慰會委員 監督 フナス 早川 保太郎 河合 喜四郎 松島 米啓 佐松 三郎	監督資金局委員 山田 助次郎 伊東 恒太郎 伊藤 政太郎 多田 政太郎 名川 政太郎 出保 幾造 諸川 政太郎
財團法人 調査委員 元田 作之進 佐伯 好郎 鳩山 秀夫	日曜學校 編輯委員 監督 フナス 今井 壽道 辻井 高吉 松山 高吉	西原 吉治郎 (書記) エ、ダブルユ、ケネデ 松野 喜太郎	

北東京地方部常置委員 元田 作之進 (長) 杉浦 義道 アル、ダブルユ、アンデレス 杉浦 貞二 (書記) 杉野 直浩 長田 重雄	
南東京地方部常置委員 吉澤 直江 (長) 山田 助次郎 松島 篤 岩佐 琢藏 金澤 久 (書記) 佐伯 好郎	
中部地方部開設準備委員 牧岡 鐵彌 (長) エ、ダブルユ、ケネデ 西原 吉治郎 (書記) 松野 喜太郎	
京都地方部常置委員 名出 保太郎 (長) 早川 喜四郎 曾根 精 (書記) 佐藤 一造 柳原 吉兵衛 田村 初太郎	

大阪地方部常置委員

大阪府北區西野田玉川町二丁目一三八九
木庭孫彦(長) (録書記)
神戸市東平野村番外四三六
覺前政藏
大阪府北區上福島北三丁目一九〇ノ二
深田直太郎
全 東區東高津橋ノ町百二十番地
佐島啓助
全 南區天王寺石ヶ辻
田村慶助
神戶市中山手通二丁目神戶官舎
不破唯次郎

九州地方部常置委員

小倉市東銀石町百〇七番地
洪恒太郎(長)
長崎市大村町九番地
セ、ハイノド
福岡縣鞍手郡宮田村夫路木
牛島惣太郎
熊本府門前寺町
衣笠景徳
佐世保市福石町
中津親義
海老原靖

北海道地方部常置委員

函館區春日町三
伊東松太郎(長)
十勝國帯広町
大井淺吉
釧路國釧路町米町
八代欽之允
函館區青柳町二一
前田茂七
十勝國帯広町
高橋又治
釧路國釧路町字洲崎町
野尻定吉

北東京地方部

地方會書記主任 山縣雄三
全 會計主任 多川幾造
牧會資金局主任 右同
傳道局支部主任 杉浦義道
監督資金局支部主任 多川幾造

中部地方部

地方會書記主任 山邊久吉
全 會計主任 小野鈴藏
牧會資金局主任 右全
傳道局支部主任 山田全
監督資金局支部主任 山田全

南東京地方部

地方會書記主任 松島篤
全 會計主任 三輪五郎
牧會資金局主任 吉澤直江
傳道局支部主任 山田次郎
監督資金局支部主任 エ、イ、ウエブ

京都地方部

地方會書記主任 山邊久吉
全 會計主任 小野鈴藏
牧會資金局主任 右全
傳道局支部主任 山田全
監督資金局支部主任 山田全

日本聖公會各地方部一覽表

北東京地方部

東京市京橋區明石町三十八番地	監 エロスコ 監督	シ John McKim.
全 四十番地	長 プレスプロ	シ Geo. Wallace.
全 五十三番地	全	エチ H. S. Jefferys.
全 五十四番地	全	シ C. F. Sweet.
弘前市山道町廿一番地	全	キ J. C. Ambler.
埼玉縣川越町字清水町	全	田 井 正 一
全 浦和町二百四十二番地	全	近 重 利 澄
東京市本所區松井町一丁目二十六番地	全	杉 浦 義 道

大阪地方部

地方會書記主任
全 會計主任
牧會資金局主任
傳道局支部主任
監督資金局支部主任

松井米太郎
大阪市天王寺北河堀町二番地
田村慶助
大阪市東區天王寺石ノ辻
河合 堯三
大阪市西區新町新堀三丁目三一
右 全 人
深田直太郎
大阪市上鶴島北三丁目二番地

九州地方部

地方會書記
全 會計主任
牧會資金局主任
傳道局支部主任
監督資金局支部主任

中村龜三郎
福岡市博多中瀬日町二番地
洪 恒太郎
セ、ハイ
小倉市東區冷町
中村龜三郎
松岡林治
熊本市新原町四三

北海道地方部

地方會書記主任
全 會計主任
牧會資金局主任
傳道局支部主任
監督資金局支部主任

伊東松太郎
函館區春日町三
鈴木善四郎
函館區谷地町五一
伊東松太郎
前 出
監督アンデレウス
函館區谷地町四三

東京市本郷區向ヶ岡彌生町二番地は卅號	長 ア フ ス ア テ ロ	皆 川 晃 雄
東京府豊多摩郡西大久保四百五十八番地	全	元 田 作 之 進
水戸市上市仲町五百三十六番地	全	ゼ、 J. Chappell.
東京市京橋區明石町二十六番地	全	小 林 彦 五 郎
秋田市保戸野中町三十一番地	全	シ、 C. H. Evans.
福島縣若松市行人町二十二番地	全	エ フ、 W. F. Madeley.
前橋市北曲輪三十二番地	全	ア ル、 R. W. Andrews.
東京市京橋區明石町四十番地	全	落 合 吉 之 助(不在)
宇都宮市西原町戸祭堺二千九百六十三番地	全	伴 君 保
仙臺市元鍛冶町九番地	全	エ、 A. W. Cooke.
東京市本郷區向ヶ岡彌生町三番地	全	ゼ、 J. A. Welbourn.
東京府北豊島郡巢鴨村池袋字丸山	全	山 縣 雄 杜 三
東京市京橋區明石町五十六番地	全	シ、 C. S. Reifsnider.

全 京橋區明石町四十番地	全	多 川 幾 造
東京府南多摩郡八王子町新町	全	ア ル、 R. A. Walker.
東京市小石川區小日向荻荷谷町八十八番地	全	須 藤 吉 之 助
全 本所區横網町二丁目十三番地由川方	全	大 藤 鑄 三 郎
山形市香澄町木ノ實小路	全	片 田 萬 五 郎
仙臺市元鍛冶町八番地	全	稻 垣 陽 一 郎
東京市京橋區明石町五十三番地	全	エ フ、 F. C. Meredith.
全	全	エ ス、 S. H. Nichols.
全 麴町區霞ヶ關	テ 執 ア コ ノ 事	阪 井 徳 太 郎
栃木縣足利町	全	ウ ヰ リ ア ム、 Wm. Smart.
水戸市上市藤澤小路	全	土 田 三 秀
東京市小石川區西丸町十五番地	全	柳 原 彌
埼玉縣北葛飾郡幸手町二百九十二番地	全	小 川 治 三 郎

全	前橋市北田輪町七號	執事	大野要藏
全	茨城縣土浦町内西六番地	桑田繁吉	
全	東京府北多摩郡府中町字屋敷分	志賀清光	
全	青森市浦町字橋本百二十七番地	宅間六郎	
全	東京市麴町區上二番町一番地	太田靈順	
全	神田區西小川町一丁目十一番地	須貝止	
東京市京橋區明石町三十九番地	聖三一一大聖堂	監督	シヨン、マキム
全	東京聖三一教會	長老	多川幾造
全	三一會館	長老	佐藤忠造
全	月島通二丁目十一番地	長老	林野
全	×月島傳道館	長老	全

全	深川區深川西元町八番地(新大橋詰)	眞光教會	二二九	主日 前八	長老	杉浦義太郎
全	本所區本所菊川町二丁目五十八番地	勞働者矯風會	—	一日十五日後八	主任	山口信太郎
全	淺草區淺草黑船町二十八番地	聖ヨハネ教會	一九五	主日 前七	長老	大藤鑄三郎
全	下谷區下谷下車坂町三十九番地	○神愛傳道館	七四	主日 前七	長老	大藤鑄三郎
全	淺草區北清島町百十七番地	神愛傳道館出張所	—	火、水、木後七半	長老	全
全	神田區神田末廣町二十五番地	神田基督教會	二八〇	主日 前七	長老	皆川晃雄
全	本郷區向ヶ岡彌生町一番地(追分町裏通り角)	○本郷聖テモテ教會	一一五	主日 前七	長老	山縣雄三郎
全	駒込區坂町二百二番地	×福富方派出所	—	水後八	長老	全
全	神田區西小川町一丁目十一番地	○諸聖徒教會	七七	主日 前七 水後七	長老	須貝止

東京市廻町區上二番町一 番地(五味坂)	○聖愛教會	九四	主日 後七	長老 太田
東京府豊多摩郡大久保村 百人町百五十八番地	○大久保基督教會	一〇五	主日 前七 聖餐第二主日 前七	長老 元田
全 北豊島郡巢鴨村庚 申塚百二十六番地	○聖三一教會	三五	主日 前七 後二 金後七	長老 須藤
東京府北豊島郡田端三百 五十番地	×田端 教館	一		長老 藤田
東京府北多摩郡府中町字 屋敷分一二八六五	○府中聖馬可教會	六〇	主日 前七 水後七	長老 吉作
全 田無町	×田無講義所	一	主日 後二	長老 之
全 國分寺驛	×國分寺講義所	一	土後七	長老 田
全 南多摩郡八王子町 寺町五十六番地	○八王子講義所	二四	主日 前七 後十 聖餐第一主日 前七 第二主日 前七	長老 野井
全 西多摩郡五日市町	×五日市講義所	一		長老 野井
埼玉縣川越町本町十四番 地	○川越基督教會	六九	主日 前七 後七	長老 野井

全 入間郡日東村字山	×日東村講義所	一	毎月二回	全
全 南古谷村字木野目新井武兵衛方	×		毎月二回	全
全 所澤町上町二二七	×所澤講義所	一	毎月四回	全
全 比企郡松山町材木 町四千二百四十二番地	○松山聖路加教會	三五	主日 前七 木後八	長老 田久井
全 菅谷村大字大藏四十二番地 聖路加教會派出所	×		毎月第二第四火前七	長老 久保
全 北葛飾郡幸手町二 百九十二番地	○幸手基督教會	四一	主日 前七 水後七	長老 川治
全 南埼玉郡久喜町字 久喜木	×久喜講義所	一	金後七	長老 三之
全 北葛飾郡上高野村	×上高野講義所	一	第二第四土後七	長老 三之
全 高野村字茨島野口秀方	×		第一第三土後七	長老 三之
全 北足立郡大宮町宮 町九十番地	○大宮聖公會	三六	主日 前九 後七	長老 竹島
全 北足立郡浦和町二 百四十二番地	○諸聖徒教會	二〇	主日 前九 水後七 後四	長老 重利
全 大里郡熊谷町字榮 町二九六五	○熊谷聖保羅教會	八五	主日 前七 後七	長老 高橋

全 市島橋	×講 義 所	一	金後七	長老 全
全 ノ町 岩代國若松市上二	○聖 ト マ ス 教 會	八	主日前十、後七、水後七、 聖日後七、聖餐第一第三 主日前七、第二主日前十	長老 全
全 裏町 石城郡湯本村湯本	×全 派 出 所	七	水後七半	長老 全
地 福島縣平町新田町十九番	○平 講 義 所	二	主日前十、後七、水後七半	長老 全
地 全 柏田女 稻敷郡岡田村大字 新治郡石岡町木ノ	○石 岡 聖 公 會	一	主日前九、水後七半	長老 全
全 眞鍋町字本町	○女 化 聖 公 會	三	主日前七	長老 全
全 西町 多賀郡高鈴村助川	×助 川 講 義 所	三	月後七	長老 全
全 新治郡土浦町字内	○土 浦 聖 公 會	四	主日前十、水後七	長老 全
上 全 久慈郡太田町西ノ	×太 田 講 義 所	二	主日後七	長老 全
全 百三十五番地	○水 戸 聖 ス テ パ ノ 教 會	三	主日前十、金後七	長老 全

全 町 郡下妻町普門寺横	×下 妻 講 義 所	一	毎月二回	長老 全
全 茨城縣眞壁郡下館町甲一 四八	○下 館 准 教 會	一	主日前十、水後七半	長老 全
全 栃木縣日光町安川町 (所屬事務ハ同郡町河久保方ノ事)	○日 光 眞 光 教 會	一	主日夏期前九、 冬期前十	長老 全
全 栃木縣宇都宮市西原町戸 祭場二千九百六十一番地	○宇 都 宮 聖 約 翰 教 會	二	主日前十、後二、水後三、水後七 三、パイブル、クラス、水後七 聖書講義	長老 全
全 栃木縣足利町一丁目千七 番地	○聖 マ リ ア 教 會	二	主日前十、後七	長老 全
全 ノ二 多野郡新町二四九	○聖 馬 可 教 會	三	主日後七、金後八	長老 全
全 地 高崎市新田町八番	○高 崎 聖 公 會	三	主日後七	長老 全
全 群馬縣前橋市北曲輪町三 十二番地	○前 橋 聖 マ ツ テ ア 教 會	六	(聖餐) 火前七、諸祝日前七 第一主日前七、前十(禮拜) 主日前十、後七、金後七	長老 全

全 福島縣岩代國郡山町燧田 六十五番地	○郡山降臨教會	六〇	主日前九 後七	長老 エフ、木、メ、ド、レ、 青、ア、ル、バ、コ、ッ、 富、田、ミ、ク、八
全 安積郡山野井村字 日和田	×全所屬 日和田派出所		水後七	全
全 郡桑野村開成山	×開成山傳道所	一	水後七	全
全 田村郡三春町字北 町三十八番地	○三春 聖ヤコブ教會	一八	主日前九 後七	長老 高、橋、シ、 全、エ、フ、メ、 上、田、ハ、喜、レ、 廣、村、ハ、喜、レ、 全、田、ハ、喜、レ、 全、田、ハ、喜、レ、
全 福島市大字福島字 置賜町二十二番地	○福島 聖ステパノ准教會	六六	主日前十 後七 第三主日前九聖餐	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 市萬世町三十六番 地	×福島聖公會 説	一	水後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 安達郡二本松町字 馬場町	×二本松説教所	五	水後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 宮城縣仙臺市元鍛冶町八 番地	○仙臺聖公會	八〇	主日前十後七 聖餐 第一主日前十、第二主 日前七、第三主日前十、第二 主日前七、第五主日前十、早 行聖餐 第七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 立町三十三番地	×全宣教會	一	金後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 巖手縣盛岡市仁王小路三 十三番地	○盛岡聖公會	二〇	主日前九中、後七 金後七 每日前七、後六	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、

全 縣二月郡一月町字 仲町築田方	×出張所	一	毎月一回(十五日)	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 青森縣三戸郡八戸町大字 番町十番地	○八戸聖公會	四三	主日前九、後七 水後七 第三主日聖餐式	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 青森市大字浦町字 橋本百十三番地	○青森聖安得烈教會	一〇七	主日前十後七金後七 第一主日前六前十聖餐式 禮拜 每日前八(金除)	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 弘前市山道町二十 三番地	○昇天教會	四一	主日前十 後七 金後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 秋田縣北秋田郡大館町字 裏町	○大館聖公會	一九	主日前九半 金後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 縣鹿角郡小坂嶺山	×派出所	六	(聖餐) 每主日及聖日前七 第三主日前十 (禮拜説教) 主日前十後七 (リタニ説教) 金後七	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 秋田市保戸野愛宕 町十七番地	○秋聖救主准教會	七五		長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 縣仙北郡大曲町新道近藤方	×		毎月二回	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、
全 縣仙北郡荒川嶺山今村宮三郎方	×		毎月一回	長老 エ、フ、メ、ド、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、 全、上、田、ハ、喜、レ、

山形縣山形市香澄町木ノ 實小路百九十二番地	○山聖彼得准教會	四一	主日前十水後七聖前七	長老 ◎ニ 片田本 橋葛柳 五ひ	片田 葛柳 五ひ	五郎
米澤市馬場町百五番地	×米澤講義所	三	主日前十後七	長老 ◎高 片田橋	高片 田橋	五郎

南東京地方部

東京市芝區榮町八番地	監 エビスコガ	セ	セル			
全 芝區榮町十一番地	長 プレスアテロ(アコ)	エ、 A. F. King.	エ、 A. F. King.	不在		
全 京橋區明石町五十二番地		ダ W. P. Bancombe.	ダ W. P. Bancombe.	不在		
全 牛込區牛込岩戸町二十五番地		エ L. B. Cholmondeley.	エ L. B. Cholmondeley.	不在		
東京府北豐島郡巢鴨村池袋字丸山		今 井 壽 道	今 井 壽 道			
東京市麻布區新網町一丁目二十二番地		山 縣 與 根 二	山 縣 與 根 二			
千葉縣千葉町寒川千四百八十九番地		エ、 A. E. Webb.	エ、 A. E. Webb.			
東京市芝區白金三光町三百七十五番地		吉 澤 直 江	吉 澤 直 江			

千葉縣印旛郡八生村下福田		全	飯 田 榮 次 郎			
東京市芝區榮町八番地		全	山 田 助 次 郎			
東京府佳原郡品川町北品川百四十一番地		全	寺 田 藤 太 郎			
東京市赤坂區青山北町四丁目六十八番地		全	富 田 孫 太 郎			
全 芝區榮町十一番地		全	ダ W. C. Gemmill.	不在		
横濱市南太田町二千八十二番地		全	エ H. B. Walton	不在		
東京市芝區榮町八番地		全	辻 井 亨			
全 芝區榮町十一番地		全	ダ W. T. Grey.			
静岡市外北安東五十六番地		全 (非職)	佐 竹 準			
東京市京橋區新榮町四丁目二番地		全	松 島 篤			
全 麴町區中六番町二十四番地		全	エ S. Heaslett.			
全 芝區榮町十一番地		全	ダ J. B. Simpson.			
神奈川縣小田原町十字町		全	ダ W. A. Richards.			

所	在	地	名稱	信徒數	定期禮、拜日時	教役者氏名
靜岡市草深町一丁目十二番地	全		長 プレスアテロ			ビ、エン、マイリス B. N. Miles.
靜岡縣沼津町城内	全		アル、テ、エム、シヨウ R. D. M. Shaw.			關 若 之 助
東京市麴町區麴町七丁目二番地	全		關 若 之 助			シヨセフ、ゴンザレス Joseph Gonzales.
東京府小笠原島父島大村	全		ダブルユ、エフ、フランス W. F. France.			太 田 今 朝 吉
横濱市南太田町二千八百二十二番地	全		執 テアコノ事(非職)島 田 弟 丸			
東京府豊多摩郡西大久保四百八番地	全					
横濱市南太田町二千二百二十番地	全					
東京市芝區榮町八番地	全	南 東 京 大 聖 堂	監督 理事長 長 老 今 井 壽 道	信 徒 數	定 期 禮、 拜 日 時	教 役 者 氏 名
全 十二番地			長 老	三 九 七	(聖餐) 主日前七、第一主 日前七、前九、木前七、 早晚禱、主日前九、後七、 每日前七、主日前七後七、 主日前九、水後七	山 田 助 次 郎 ミ 田 助 次 郎 ミ 垣 若 之 助 關 若 之 助
全 麴町區麴町七丁目		イ ン マ ス エ ル 教 會	長 老	一 五 二	主 日 前 九 半 水 後 七	關 若 之 助
全 牛込區牛込築地町二十番地		聖 パ ル ナ バ 教 會	長 老	九 三	主 日 前 九 金 後 七 聖 餐 第 二 第 四	ダ ブ ル ユ、ミ、バ 久 米 豊 一 郎
全 芝區白金三光町三百七十五番地		三 光 教 會	長 老	一 四 一	主 日 前 九 後 七	吉 村 直 江 菊 地 華 江
全 京橋區木挽町三丁目十三番地		聖 保 羅 教 會	長 老	二 〇 二	主 日 前 九 半 水 後 七	松 島 篤
相模國三崎字六合石井太郎吉方		×	全		凡 隔 月 一 回	
東京市京橋區竹川町十七番地		△ 新 橋 教 館	長 老		每 日 後 七 (月 曜 ナ 除 ク)	バ 肥 吉 修 平 ◎ 土 久 間 吉 太 郎
全 深川區深川墨江町十九番地		○ 深 川 聖 公 會	長 老	二 一	主 日 前 九 半	◎ 森 久 間 吉 太 郎 ◎ 森 久 間 吉 太 郎
東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷羽根澤三八六		○ 澁 谷 講 義 所 (聖 賜 恩 會 堂)	長 老	六 一	主 日 前 九 半	◎ 土 久 間 吉 太 郎 ◎ 森 久 間 吉 太 郎
全 荏原郡品川町北品川(龜甲松)		○ 聖 マ リ ア 教 會	長 老	一 二	主 日 前 十 後 七	◎ 土 久 間 吉 太 郎 ◎ 森 久 間 吉 太 郎
全 北品川百四十一番地		× 説 教 所	全		水 後 七	◎ 土 久 間 吉 太 郎 ◎ 森 久 間 吉 太 郎

全	外川町岩瀬治助方 大味崎燈臺松澤申藏方	×	聖三一教會	六八	主日 前八時後八時	長老	全
全	五百五十七番地	×	小見川講義所	二八	主日 前七時後七時	長老	岩田
全	香取郡小見川町小見川四十三番地	×	福田教會	九六	主日 前九時後七時	長老	飯田
全	下福田百二十八番地	○	千葉聖公會	四四	主日 前九時後七時	長老	エ、ス、イ、子ウ、エ
全	千葉縣千葉町寒川一四八八(高等女學校前)	○	茂原聖公會	四六	主日 前九時後七時	長老	エ、ス、イ、子ウ、エ
全	長生郡茂原町字濱	×	大多喜講義所	一	主日 前九時後七時	長老	全
全	夷隅郡大多喜町大	○	安房第二北條基	五五	主日 前九時後七時	長老	河合
全	安房郡北條町六軒	○	安房第三那古基	一二	主日 後二時	長老	全
全	那古町那古六七四	○	安房第一大貫基	五二	主日 前九時乃至十時	長老	ヘーブル
全	健田村大字大貫三百三十七番地ノ二	○	聖約翰教會	五三	主日 前九時、後七時、水後七時	長老	アル、デ、エム、シヨウ
全	靜岡縣駿東郡沼津町城内片端	×	入山瀬講義所	七	主日 前九時後七時	長老	アル、デ、エム、シヨウ
全	富士郡入山瀬	○	世光教會	二〇	主日 前九時後七時	長老	アル、デ、エム、シヨウ
全	駿東郡小山町茅沼	○	世光教會	二〇	主日 前九時後七時	長老	アル、デ、エム、シヨウ

全	神奈川縣三浦郡逗子ミセス、ラウダ方	×	鎌倉。片瀬。横須賀。小机。			長老	エチ、ビ、ウオルトン(不在)
全	神奈川縣三浦郡逗子ミセス、ラウダ方	×	秦野聖路加教會	六三	主日 前九時後七時	長老	ダブル、ユ、エフ、フラン
全	中郡秦野町	○	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	愛甲郡玉川村小野吉澤長春方	×	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	足柄下郡小田原町	○	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	足柄上郡松田村字惣領中村由定方	×	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	足柄下郡箱根仙石原村杉山太郎方	×	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	足柄下郡箱根塔ノ澤勝俣喜太郎方	×	小田原講義所	三五	主日 前九時後七時	長老	ミ、ス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ
全	千葉縣海上郡銚子町荒野	○	銚子講義所	七二	主日 前七時	長老	エチ、ビ、ウオルトン(不在)

全	靜岡縣田方郡三島町	×三島講義所	二二	主日前九後七 每月隔週水後七	長老 アル、テ、エム、シヨウ
全	田方郡戸田村諏訪方 大見村淺場遠藤方	×		主日、月、後七	全
全	田方郡字大仁町 富士郡大宮町	×		二週一回	全
全	靜岡市東草深町三 丁目四番地	靜岡聖彼得教會	六四	主日前九後五同七半 主日前七聖日前七 主日後一(小兒)	長老 ●●山貴志、エン、マイ 矢山口縣保次郎
全	濱松市紺屋町	○濱松聖公會	三八	主日前七、前九、後七	長老 ビ、エ、マイルス
全	東京府小笠原島父島大村	聖シヨール教會	九〇	主日聖日前九半(英語) 主日後七(邦語)	長老 ダヨセフ、ゴンザレス

中部地方部

全	長野縣上田町		全		長老 セ、ジ、ウ、セ、ラ
全	長野縣松本市新田町		全		長老 エフ、ダ、ブル、ケ、ネ、テ
全	名古屋市西區南鷹匠町一丁目十一番地		全		牧 エチ、ワツ、ド、ワ、ード H. Wood ward.
全	岐阜市岩根町二十五番地		全		水 アル、エム、カ、ル、マン R. M. Millman.
全	長野市西長野乙二百三十二番地		全		字 野、秀、太、郎
全	豐橋市中八丁三番地		全		岩 井、順、一
全	名古屋市東片端町三丁目三十八番地		全		會 我、捨、次、郎
全	長野縣上諏訪町字泉町		全		
所	在	名稱	信徒數	定期禮拜日時	教役者氏名
受印縣	豐橋市大字西八町	○豐橋聖公會	三六	主日前十 後七半 水後七	長老 アル、エム、ミ、ル、マン 篠塚長治郎
全	市大手通	×全會傳道館	一	水後七半	長老 中、篠、房、長、太、治、郎
全	縣田原町	×田原基督教會	一	主日前十 後八	長老 右、全、人

全	丹羽郡草井村 丹羽郡柏森村 丹羽郡羽黒村	丹羽郡善師野村 岐阜縣稻葉郡鷺沼村 加茂郡勝山村	七	第一主日前十、後七半 每水後七半	長老	アル、エム、ミル、マン
町全	丹羽郡犬山町練屋	○基督教傳道館	六	主日前九後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	中區大池町	×大池傳道館	三六	主日前十	長老	アル、エム、ミル、マン
全	朝日町	○一宮聖公會	七一	主日前十水後七 第一聖餐	長老	アル、エム、ミル、マン
全	西區南鷹匠町一丁目十一番地	聖雅各教會	一八二	主日前十水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	愛知縣名古屋市東區東片端町三丁目三十八番戸	聖ヨハ子教會	三	每月一回	長老	アル、エム、ミル、マン
全	遠江國磐田郡浦川村西村鱒三方	○一宮教會	七	第一主日前十、後七半 每水後七半	長老	アル、エム、ミル、マン
全	岐阜縣岐阜市神田町一丁目	岐阜聖公會	七五	主日前九半 火金後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	神田町一丁目	×岐阜聖公會傳道館	一	火金後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	稻葉郡加納町本町五丁目	○加納准教會	二六	主日前九半 後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	笠松町	×笠松講義所	一	火後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	安八郡大垣町大字本町	○大垣聖公會	二九	主日前九半水木後六半 後六半	長老	アル、エム、ミル、マン
全	海津郡高須町	×說教所	一	第一第三水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	海南村蛇池	×	六	主日前九、火後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	長野縣長野市西長野乙二百三十二番地	聖教主教會	七〇	主日前十聖日前九	長老	アル、エム、ミル、マン
全	問御所百四番地	×講義所	一	主日後七水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	更級郡稻荷山町手塚屋方	×	一四	每月一回	長老	アル、エム、ミル、マン
全	下水内郡飯山町百十番地	○飯山准教會	一四	主日前十後七水後七	長老	アル、エム、ミル、マン

全	葉栗郡草井村 丹羽郡柏森村 丹羽郡羽黒村	丹羽郡善師野村 岐阜縣稻葉郡鷺沼村 加茂郡勝山村	七	第一主日前十、後七半 每水後七半	長老	アル、エム、ミル、マン
町全	丹羽郡犬山町練屋	○基督教傳道館	六	主日前九後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	中區大池町	×大池傳道館	三六	主日前十	長老	アル、エム、ミル、マン
全	朝日町	○一宮聖公會	七一	主日前十水後七 第一聖餐	長老	アル、エム、ミル、マン
全	西區南鷹匠町一丁目十一番地	聖雅各教會	一八二	主日前十水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	愛知縣名古屋市東區東片端町三丁目三十八番戸	聖ヨハ子教會	三	每月一回	長老	アル、エム、ミル、マン
全	遠江國磐田郡浦川村西村鱒三方	○一宮教會	七	第一主日前十、後七半 每水後七半	長老	アル、エム、ミル、マン
全	岐阜縣岐阜市神田町一丁目	岐阜聖公會	七五	主日前九半 火金後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	神田町一丁目	×岐阜聖公會傳道館	一	火金後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	稻葉郡加納町本町五丁目	○加納准教會	二六	主日前九半 後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	笠松町	×笠松講義所	一	火後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	安八郡大垣町大字本町	○大垣聖公會	二九	主日前九半水木後六半 後六半	長老	アル、エム、ミル、マン
全	海津郡高須町	×說教所	一	第一第三水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	海南村蛇池	×	六	主日前九、火後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	長野縣長野市西長野乙二百三十二番地	聖教主教會	七〇	主日前十聖日前九	長老	アル、エム、ミル、マン
全	問御所百四番地	×講義所	一	主日後七水後七	長老	アル、エム、ミル、マン
全	更級郡稻荷山町手塚屋方	×	一四	每月一回	長老	アル、エム、ミル、マン
全	下水内郡飯山町百十番地	○飯山准教會	一四	主日前十後七水後七	長老	アル、エム、ミル、マン

全	長野縣下高井郡木島村安田	×講義所	—	主日後七	長老	藤水澤野音吉功
全	豊郷村野澤温泉場みどりや方		—	毎月十五日後七	長老	藤水澤野音吉功
町全	小縣郡上田町馬場	上田聖公會	九二	主日 前七時 水第一第三聖餐	長老	岩井 川村 順政 枝
全	埴科郡坂城町	×坂城講義所	—	土	長老	小岩 川村 順政 枝
全	郡戸倉村	出張所	—	土	長老	全
全	松本市大名町八百四十六番地	聖十字教會	一二六	主日 前七時	長老	小森 野安 延 衛
軒全	西筑摩郡福島町六	△福島講義所	—	主日 前七時	長老	田中 野安 延 衛
全	諏訪郡上諏訪町	△上諏訪講義所	—	全	長老	曾我 岸 卯 太 郎
全	上伊那郡伊那町	△伊那講義所	—	全	長老	林 曾我 岸 卯 太 郎

全	新瀉縣中頸城郡高田町中野通町二十八番地	○高田聖公會	二七	主日 前九時半 土後七	長老	上村 井美津 代
全	直江津町四ツ谷區	○直江津聖公會	二一	主日 前十時 後七、水後七	長老	大久保 直 作
○全	長岡市上田町九四	○長岡聖公會	一七	主日 前七時半 水後七	長老	海保 熊次 郎
全	新瀉市東仲通	○新瀉聖公會	一七	主日 前七時半 水後七	長老	大西 熊次 郎
全	新發田町西ヶ輪葛城方	×	—	每月一回	長老	全

京都地方部	
京都市上京區烏丸通下立賣上ル櫻禰圓町	監 督 エヒスコボ
和歌山市新堀南ノ町一丁目二十番地	長 老 プレスノテロ
大阪市西區川口町二十一番地	名 出 保 太 郎
京都市上京區小川通出水上ル	山 邊 久 吉
大阪市東區南新町二丁目三十四番地	早 川 喜 四 郎

奈良市清水天満	長 プレスアテロ	セ、セ、チャブマン J. J. Opatman
福井市江戸下町	全	セ、エチ、ロイド J. H. Lloyd
津市愛宕町二百十一番地	全	アイ、エチ、コレル I. H. Correll
奈良市東向中町八番地	全	袋井久之丞 ダブルユ、セ、カスバート W. J. Culbert
京都市上京區岡崎町丸太町廣道角	全	山田祐 山田祐
福井縣遠敷郡雲濱村字西津北鹽屋松原	全	北川千代吉 北川千代吉
大阪府東成郡天王寺村東天下茶屋	全	村田松之助 村田松之助
京都府丹後國加佐郡新舞鶴町富士通四條角	全	曾根精 曾根精
京都市上京區西洞院出水上ル	全	大橋麟太郎 大橋麟太郎
金澤市真古寺町二十三番地	全	菅寅吉 菅寅吉
大阪府泉南郡岸和田町字上堺町	全	岡本千代雄 岡本千代雄
大津市神出町百八番地ノ二	全	尾形虎三 尾形虎三
大阪府堺市御屋町一丁目五十五番地	全	

和歌山市雜賀屋町	全	池澤駿太郎 池澤駿太郎		
三重縣上野町字東町	テアコノ事	中村 中村		
大和高田町	全	八木善三郎 八木善三郎		
所 在 地	名稱 (教會ノ外、○ハ准教會、△ハ特別傳道所、×ハ傳道所)	信徒數	定期禮拜日時	教役者氏名 (○ハ傳道師及全課員、△ハ傳道師及全課員、×ハ傳道師及全課員)
京都市上京區烏丸通下立	聖三一教會	一七〇	主日前十、後七 金後七、每日後六	長老 伊達根は精 伊達根は精
全 下京區新寺町通五條下ル本鹽竈町	聖約翰教會	七七	主日前十、金後七半	長老 安倍レ 安倍レ
全 上京區岡崎町七十番地 (丸太町角)	聖マリア教會	九五	主日前七、前七 聖日前七	長老 内田茂二 内田茂二
京都府丹後國與謝郡宮津町字島崎三十番	○宮津准教會	三三	主日前七、水後七半	長老 小山邊久吉 小山邊久吉
全 加悦町字算所	○加悦講義所	二八	主日前九、水後八	長老 筒井鏡三郎 筒井鏡三郎
全 四辻村	×四辻派出所	一	水後八	全

全	佐野村停車場前後藤信太郎方 ×	水後七半	長老	全
和歌山縣田邊町上屋敷町	○田邊聖公會	一七 主日前九	長老	全
町全	○南部講義所	三月後七	長老	全
全	御坊町、印南町 ×		長老	全
八番地	和歌山市十二番町	九九 主日前十	長老	全
全	那賀郡中貴志村大字前田	三二 主日後二金後七	長老	全
全	有田郡湯淺町字倉町七百六十九番地	一三 主日前九水後七	長老	全
全	金屋小澤平四郎方 × 派出所	第三火後七	長老	全
全	日高郡由良金崎久吉方 × 派出所	第二火後七	長老	全
全	伊都郡橋本町	六七 主日前七木後七	長老	全
全	妙寺村大字妙寺三	九 金後七	長老	全
全	○妙寺講義所		長老	全
全	笠田村出張所 ×	木後七	長老	全

京都市丹後國與謝郡石川村	×石川派出所	金後八	長老	全
全	○舞鶴准教會	三月後七半水後七半	長老	全
全	○新舞鶴准教會	二一 主日前十金後七半	長老	全
全	△余部講義所	一五 主日後七半木後七半	長老	全
大阪府西區川口町二十一番地	川口基督教會	三六五 主日前九半	長老	全
全	○東區南新町二丁目骨屋町角	二四七 主日前十、後七、水後七、第四主日前七	長老	全
全	○南區桃山細工谷町五四八九番地聖約翰學園 ×	主日後三半	長老	全
全	○東區橫堀五丁目三十五番屋敷	二六七 主日前九半後七、金後七	長老	全
大阪府西區神津村字三津屋	聖蹟主教會	二三九 主日前七	長老	全
全	聖提摩太教會	九八 主日前十、金後七半	長老	全
全	岸和田聖保羅教會	五四 主日前七、金後七半	長老	全

全	石川縣金澤市南町八十九	金澤聖約翰教會	八六	主日朝 夕水夕、金夕	長老 ◎佐ミ大 々ス橋 木リ麟 ク一太 ニス耶
全	名賀郡名張町 ×	○上野准教會	一八	主日 後八木後七	執事 中
全	桑名町大字一色町 二十五番屋敷	○桑名准教會	六	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	伊賀國上野町字東 町十五番地	○上野准教會	一八	主日 後八木後七	執事 中
全	三重縣津市丸の内殿町	○津聖雅各准教會	六四	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	高田町	高田基督教會	七四	主日 後八金後八	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	北葛城郡百濟村大 字百濟十番地	百濟基督教會	三六	主日 後七金後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	吉野郡上市町大字 上市三五六	○市聖慰主准教會	一二	主日 後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	榑原町字萩原	○榑原馬可講義所	八	主日 後八、金後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	磯城郡唐院村	×			
全	櫻井町	○聖保羅教會	二八	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	三輪町 × 派出所				
全	田原本町	○聖慰主准教會	五	主日 後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	高市郡八木町	○八木町准教會	二五	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	字陀郡松山町字下	○松聖馬大講義所	九	主日 前水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	奈良市東向柳町	奈良基督教會	八六	第一主日聖餐 主日 後七半金後七半	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	生駒郡郡山町字柳 町二丁目六ノ二	○郡山聖約翰教會	一五	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	法隆寺村字並松三 六九	○龍聖彼得准教會	四六	主日 後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ
全	奈良縣宇智郡五條町字五 條二百二十八番地	聖三一教會	九一	主日 後七水後七	長老 ◎ア木 イ、イ、 エ、エ、 チ、チ、 コレ

富山縣富山市千石町二百一番地	○富山講義所	九	主日 前九時後七時半	長老	◎大若月橋
福井縣福井市寶永上町五十一番地	○福井聖三一教會	二五	主日 前七時後七時半	長老	◎坂口、野口、光太郎、新野、木、川、野、田、信、子
全 敦賀郡敦賀町晴明	○敦賀基督教會	二二	主日 前九時半 金後七時半	長老	◎佐々木、北川、山、田、信、子
全 若狹國遠敷郡雲濱村字竹原	小濱聖路加教會	五八	主日 前九時後七時半	長老	◎山田、信、子
全 小濱町玉前	×聖路加教會 講義所	一	金後七時半	長老	◎全
滋賀縣大津市上京町	大津基督教會	三九	主日 前七時半	長老	◎今本、泉、代、額、雄
全 高島郡大溝町分部	○大溝講義所	一二	第二主日 火	長老	◎全

大阪地方部

神戸市四ノ宮松ノ舎
 大阪市西區川口町四番地
 姫路市五軒屋敷三十七番地

監 督
 エピスコポス
 Hugh J. Foss.
 長 老
 シ、チャプマン、
 プレスブテロ
 G. Chapman.
 全 シ、フォックス、
 C. Foxley.

大阪市北區西野田玉川町二丁目千三百八十九番地	全	木庭孫彦
全 西區川口町四番地 (休職)	全	シ、C. F. Warren. 不在
廣島市平塚町三百二十四番ノ二	全	ダルトン、アル、グレン、 W. R. Gray.
隠岐國周吉郡西郷町	全	荒砥琢哉
神戸市奥平野村番外四百三十六番地	全	覺前政藏
大阪市南區堂々芝町五千六百六十五番地	全	シ、ヒチ、ウッド、 C. H. Basil Woodl.
岡山市五番町六番地	全	ヒチ、チ、スチール、 H. T. Steele.
神戸市葺合町	全	シ、イ、ライアン、 G. E. Ryerson.
大阪市南區天王寺北河堀町二四三四ノ一	全	松井米太郎
全 北區上福島北三丁目百九十番地ノ二號	全	深田直太郎
兵庫縣加古郡高砂町字南濱八十八番地ノ三	全	廣瀬健介
大阪市西區新町南通三丁目三十一番地	全	河合堯三
神戸市葺合町千七百二十一番ノ五十二	全	エフ、ケツテル、 ウエル Fr. Lettewell.

大阪市南區上本町通二丁目八番地	長老	森 淑次郎
松江市赤山二百六十四番地	全	オ、エチ、サイト O. H. Knight
大阪市東天下茶屋	全	シ、ダブル、ローリングス G. W. Rawlings
石見國那賀郡濱田町字松原	全	マ、マン、フ、ン J. C. Mann
德島市新倉町十七番ノ二	全	エ、ヒル(不在) L. P. Hill
高知市中島町百三番地	全	牧 野 興 三 郎
大阪市天王寺石ヶ辻町五千三百七番地ノ二	全	藤 本 壽 作(不在)
德島市堀裏町七十二番地	全	堀 六 郎
神戸市中山手通六丁目三十二番地	全	竹 内 宗 六
廣島縣福山町西堀端八百三十番ノ二	全	貫 主 税
松江市松江分新町	全	永 野 武 二 郎
石見國濱田町	全	ゼ、スコット J. J. Scott
伯耆國米子西町	全	森 慶 造

大阪市西區京町堀通五丁目四十一番地	名稱(△ハ特選傳道地×ハ普通傳道所)	信徒數	定期禮拜日時	教 役 者
全 西區新町南通三丁目三十一番地	聖三一教會	三三二	主日前十 後七半	深 田 直 太 郎
全 南區上本町通二丁目八番地	復 活 教 會	一三八	主日前九半 朝聖餐後七半	吉 本 博 三 郎
全 東區東平野町六丁目百九十九番地	大阪城南教會	一一二	主日前九半 後七半	藤 本 次 郎
全 桃山王寺筆ヶ崎町桃山中學校内	○桃山准教會	四六	主日前十、後八 每日前八、後六半	河 野 浩 一 郎
全 北區老松町三丁目十一番地	×和 倫 教 館	一	主日前十、後七半 傳道說教 一週一回火木後集會	森 下 浩 一 郎
神戸市中山手通六丁目三十二番地	聖ミカエル教會	二七二	主日前九半、後七 聖餐式第一、第三主日 聖日、國祭二大節前七	河 野 浩 一 郎
神戸市東平野五郎池跡北側	○神戸昇天教會	一四三	主日前九半後七 每日前七	森 下 浩 一 郎

兵庫縣兵庫郡東須磨村鐵道官舎富田末雄方 ×	全 神戸市葺合御幸通 三丁目二百一十一番地	○葺合講義所	三九	主日 前九時半 木後七 後七時半 水後三	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 西中尾町熊内通	×全講義所派出		一	主日 前九時半 水後三	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 有馬郡鹽瀬村ノ内 名鹽村	○名鹽准教會		三一	主日 前八時半 水後八	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 加東郡小野町	○小野講義所		五三	主日 前七時半 水後七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 加東郡社町全天神 丹波國氷上郡和田村ノ内小野尻有田方 ×	○姫路准教會		三〇	主日 前九時半 水後七 午後七時半 聖日前七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 高砂町字南濱八十 八番地ノ三	×高砂講義所		一一〇	主日 前九時半 水後七 午後七時半 聖日前七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
淡路國津名郡洲本町一丁 目二十一番地	○眞光教會		一一〇	主日 前九時半 水後七 午後七時半 聖日前七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 三原郡福良町平瀬長左衛門方 賀集村竹田矢七方 津名郡山田村ノ内艸香土花儀三郎方 × 車村ノ内假屋大谷工場。全由長町藤田嘉十郎方 尾崎村上宮作五郎方。志築町大西儀兵衛方	○眞光教會		一一〇	主日 前九時半 水後七 午後七時半 聖日前七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼

岡山県岡山郡三丁目六十 三番地	○聖オーガス チン教會		八四	主日 前九時半 水後八 毎日 前七時半 水後七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
岡山縣邑久郡鹿忍村	×鹿忍講義所		一	第二第四水後七半	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 吉備郡總社町	×講義所		一	每週火後七半	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 上足守町	×講義所		四三	每金後八、主日後八	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
伊豫國大洲町字神樂山	○大洲聖公會		四三	主日前九、後七	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 松山市市湊町四丁目矢野不二郎方 宇和島北町二八毛利元巖方 × 八幡濱並河昭廣方	×			每月一回	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
德島市塀裏町七十二番屋敷	德島 インマヌエル教會		一六二	主日 前七時半 水後七半	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
全 佐古町七丁目	×佐古講義所		一	火、金	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼
德島縣板野郡撫養町大字 南濱村十三番屋敷	撫養聖保羅教會		八〇	主日前十	長老 全	◎エフ、ケツ、テル、ウエ、ル	井川前 永頼

全 縣鏡川郡今市町	全 能義郡廣瀨町大字 廣瀨八百四番地	全 白濁本町	島根縣松江市北殿町	山口町(ガントレット氏 内)	下関市新町二丁目	吳市中通五丁目二十番戶	全 鷹匠町六十一番地	廣島市尾道町一番地	廣島縣備後國福山町米屋 町	安藝郡安藝町吉川方、香美郡香宗村、富家村、佐岡村 高岡郡佐川町	高知縣香美郡赤岡町	高知市中島町下一丁目百 三番地屋敷	全 麻植郡川島町	全 美馬郡穴吹村幸田春樹方 阿波郡伊澤村八十四番地	全 美馬郡脇町五百二 十九番屋敷	德島縣板野郡富岡町東新 町百二十二番地
○今市准教會	廣瀨基督教會	×基督教講義所	松江基督教會	×山口聖公會	○下關聖公會	○吳聖公會	×廣島西傳道館	廣島降臨教會	○福山基督教會	○赤岡准教會	○高知准教會	○脇町教會	×	○脇町教會	○富岡永生准教會	
	四六		九五	二三	二二	七一		八〇	五七	二六	一九	三一	四〇	二四		
主日 木後七半	主日 前九半 後七半 金後七半	日、水、 金後七半	主日 前九半、 木後七半	主日 朝夕隨時出張	主日 前九半、 後七半 每月一回祈禱會	主日 前十、 後八 火水木金土 後七半	火後七半 土後七半	主日 前九半、 後七半	主日 前九半 後七半 木後七半	主日 前九半 木後七半	主日 前九半 水後七半	每月 二回水	每週 金後七 木	主日 前九半 後七半	主日 後七 十	
長老 ○早川仲	長老 ○オ、エチ、ナイト	長老 ○倉、由、昇	長老 ○永野武二、 野田、 田、 金、 熊、 信、 子	長老 ○全	長老 ○横田、 道、 信	長老 ○中、 村、 秋、 グ、 レ、 二、 誠、 里	長老 ○松、 田、 眞、 澄	長老 ○松、 田、 眞、 澄	長老 ○小貫、 谷、 手、 結、 次、 耶、 稅	長老 ○全	長老 ○秋、 野、 與、 哲、 三、 三、 耶	長老 ○全	長老 ○山、 内、 豐、 吉	長老 ○深、 井、 渙、 房、 二、 吉	長老 ○寺、 深、 井、 渙、 房、 二、 吉	

鳥取縣伯耆國米子町大字 仲ノ町	米子基督教會	一〇〇	主日前九半 木後七半	長老 執事 ○西森、エチ、ナイト 村、ヒレ、ス、ヒ子
全 大字尾高町	×米子基督教會	—	水日後七	長老 ○日比野、エチ、ナイト
伯耆國淀江宿 ×			第一第二火後七	全
全 西伯郡上道村	○上道教會	六二	主日前九	長老 ○井田、エチ、ナイト
全 境町	×講義所	—	主日後七半、木後七半	全
全 渡村	×講義所	—	第二第四火後七半	全
隱岐國周吉郡西郷町字西 町百九十九番地	○西郷准教會	五五	主日前九半 水木後七	長老 ○渡邊、砥、小、琢、二、郎
石見國那賀郡濱田町縣内	○濱田基督教會	三〇	主日前九半 木後七半	長老 ○寺本、ス、コ、ツ、吉
全 字蛭子町廣小路	×傳道館	—	土後七半	○田邊、ヘ、ツ、康
全 江津村。三隅村。美濃郡益田町				

九州地方部

全 安濃郡太田町	石見東部聖公會	一七	主日前九半	長老 ○伊木、久、次、郎
全 瀨摩郡大森町	×	—	主日後七半	
福岡市大名町九十六番地	監 エビスコ ホ			ア Arther. Lea.
長崎市出島九番地	長 プレスナ テロ ホ 老 (ア フコ)			エ A. B. Hutchinson.
小倉市東鍛冶町百〇七番地	全			ゼ J. Hind.
佐世保市戸ノ尾町一番地	全			エ F. W. Rowlands.
福岡市博多中濱口町二十四番地	全			洪 恒 太 郎
熊本市草葉町二十一番地	全			中 村 龜 三 郎
長崎市大村町九番地	全			エ S. Painter.
鹿兒島市樋ノ口町四十六番地	全			牛 島 惣 太 郎 ハ A. C. Hutchinson.

所	在	地	名稱	信徒數	定期禮拜日時	教役者
熊本市新屋敷町傘二番町						
熊本市舊新屋敷町四百三十一番地						
九州地方部	假大	聖堂	アルバ教會	一三七	主日 前七時	監督 アーサー
全地	中濱口町二十四番	○博多聖公會	二五	主日 後七時	長老 中村 龜三郎	
全	朝倉郡比良松西方	△比良松講義所	一〇	主日	長老 中野 次八郎	
福岡縣久留米市莊島町東	○久留米聖公會	六三	主日 前八時 後八時	長老 中野 次八郎		
全	三井郡草野町小山田橋本房吉方	×	第一第三木後八	長老 中野 次八郎		
全	八女郡羽犬坂	×	第二第四木後八	長老 中野 次八郎		
小倉市大阪町二丁目	○小倉准教會	六〇	主日 前九時 後七時 木後七時	長老 中野 次八郎		

所	在	地	名稱	信徒數	定期禮拜日時	教役者
熊本市新屋敷町傘二番町						
熊本市舊新屋敷町四百三十一番地						
九州地方部	假大	聖堂	アルバ教會	一三七	主日 前七時	監督 アーサー
全地	中濱口町二十四番	○博多聖公會	二五	主日 後七時	長老 中村 龜三郎	
全	朝倉郡比良松西方	△比良松講義所	一〇	主日	長老 中野 次八郎	
福岡縣久留米市莊島町東	○久留米聖公會	六三	主日 前八時 後八時	長老 中野 次八郎		
全	三井郡草野町小山田橋本房吉方	×	第一第三木後八	長老 中野 次八郎		
全	八女郡羽犬坂	×	第二第四木後八	長老 中野 次八郎		
小倉市大阪町二丁目	○小倉准教會	六〇	主日 前九時 後七時 木後七時	長老 中野 次八郎		
福岡縣遠賀郡八幡町中央	○八幡准教會	四七	主日 前九時半 水後七時半	長老 本間 清次郎		
區中市日ノ出町四丁目千九百〇九番地	○門司准教會	六七	主日 前七時半	長老 乙部 勘次郎		
福岡縣遠賀郡若松町字老松町二丁目三百八十七番地	○若松准教會	三五	主日 前七時半 水金土後七	長老 石井 直次郎		
全	鞍手郡直方町門前町三六一ノ一	○直方講義所	四二	主日 前七時半	長老 高見 岩男	
全	田川郡方城炭坑	×方城講義所	一五	聖書講義、每木	長老 高見 岩男	
新入炭坑第四西田方、本洞炭坑、小竹、飯塚、池尻、馬見、松田、添田、西ノ郷、上山田	×	二十四回 每後七				
福岡縣嘉穂郡二瀬村相田	○愛太教會	四九	主日 前七時半 後七時半	長老 村上 武男		
全	大隅町字上大隅	○基督教講義所	二二	主日 前七時半	長老 村上 武男	
長崎市大村町八番地	長崎聖三一教會	九六	主日 前十	長老 牛島 惣太郎		
全	新大工町七	×新大工町講義所	一	主日 後七時半	長老 牛島 惣太郎	
全	鍛冶屋町	×講義所	一	主日、火、金	長老 エ、ビ、ハツチンソン	

全 鹿兒島縣鹿兒島市山ノ口 町地蔵角	○義和教會 一三三	主日 前九時半	長老 副島ハツチンソ 近藤定直
全 西田町	×西田講義所	火七半	長老 近藤ハツチンソ
全 苗代川 日置郡下伊集院村	○下伊集院講義所	主日 前九時半後七半	長老 近藤ハツチンソ 山本定直
全 種子島中種子字野間	○野間講義所	二四	全
全 玉名郡高瀬町二百 四十六番地	○高瀬准教會	一四 主日 前十、後七半	長老 エ、シ、ハツチンソ 間ハツチンソ ミ、フ、リ、ヌ 門
全 尾村宮崎方 大島村橋方 クラミツ村塚本方	×	各毎月 四回	全
全 肥後國玉名郡南關町 三池郡四ツ山築港市街地 肥後國玉名郡南關町 三池郡大牟田町有 明町	○大牟田准教會	二五 主日 後七半、水後七半 主日後三 毎月一回	全 全
全 熊本縣託都春日町字久 末高岡虎藏方	×春日派出所	一 金後七	全
全 八代郡宮地 全八代町		毎月一回	全
全 熊本縣阿蘇郡宮地町。全高森町。菊地郡大津町。 三番地	×立町傳道館	各毎月 一回	長老 飯島ハツチンソ
全 ト通町五丁目五六	×熊本教館	火土後七半	長老 飯島ハツチンソ
全 熊本市新屋敷町四百三十 一番地	熊本聖三一教會	一〇三 主日 前七	長老 松原ハツチンソ 小松三林彦治
全 南高來郡島原町字堀町一七〇	×	毎月一回	長老 池西島ハツチンソ 牛島彌惣市太 郎
全 佐世保市本島町六 十三番地	○佐世保講義所	九二 主日 後七	長老 池西島ハツチンソ 牛島彌惣市太 郎
長崎縣諫早町	×諫早町講義所	一 金	長老 エ、ビ、ハツチンソ

鹿兒島縣肝屬郡鹿ノ屋村、村上友重方	×	八				長老	全
大分縣大分市京町	○大分准教會	二三	主日前九午後七半		長老	高橋善哉	全
別府町村上小太郎	○別府講義所	八	土後七		全	全	全
鶴崎町	×派出所	一			長老	全	全
直入郡竹田町六〇	○竹田基督教會	三七	主日前十水後七		長老	◎中島武次郎	全
玉來町、久住町、三重町、田中町	×		各每月一回		長老	◎由牛島惣虎太郎	全
宮崎縣高千穂村、延岡町、宮崎町	△講義所						
長崎縣對州嚴原町今屋敷							

北海道地方部

十勝國帶廣町	全					大井淺吉	全
札幌區北三條西七丁目二番地	全					グアブル、ユ、イ、リ、ア(不在)	全
函館區谷地頭町四十三番地	全					W. E. Reeve, Water Andrews,	全
札幌區北三條西七丁目二番地	全					ゼ、J. Batchelor,	全
函館區元町五十五番地	全					テ、H. M. Lang,	全
春日町三番地	全					伊東松太郎	全
函館區谷地頭町五十一番地	北海道大聖堂					鈴木善四郎	全
函館區蓬萊町百五十番地	函館聖公會	二六〇	主日前九		監督	伊東松太郎	全
渡島國龜田郡大野村西上町六十番地	○大野准教會	二二	主日前十第一第三土後七		長老	伊東松太郎	全
全 軍川村大沼	×大沼傳道所	一一	主日前十第一第三金後七		長老	◎田中末吉	全
後志國瀬棚郡利別村字イシマツエ	○インマツエ	七〇	主日前十		長老	◎高野萬次郎	全
膽振國虻田郡俱知安村南一線西五十五番地	○俱知安講義所	九九	主日後七		長老	◎高野萬次郎	全
全 岩内。狩太村。中目名村。黒松内村。壽都	×		各每月一回				全

小樽區山田町十七番地水天宮山	○小樽聖公會	八五	主日前十七	長老 ダブルユ、イ、リ、ア(不在) 元、ス、城、佐、吉、郎 ミ、ス、ス、テ、ベ、ン、ソ、ン
全 花園町十四番地	×花園講義所	—	金後七	全
全 稻穂町石井方	×派出所	—	火後七	全
全 手宮尾上町三十番地	△海員傳道會	—	日、火、金、後七半	長老 ダブルユ、イ、リ、ア(不在) 眞鍋政
札幌區北二條西四丁目一番地	○札幌聖公會	一八〇	主日前十七	長老 ダブルユ、イ、リ、ア(不在) 石須原、田、義、隆、ラ 弓、田、バ、チ、ノ、ミ、ト、の、じ、ん
全 南二條西七丁目	×聖公會講義所	—	火後七	全
石狩國空知郡沼貝村美唄番外地	○美唄聖公會	二三	主日前十六	長老 ダブルユ、イ、リ、ア
天鹽國留萌町瀬越通り	○留萌聖公會	五七	主日前十七水後七	長老 松島、覺、太、郎
石狩國雨龍郡深川村	○深川聖公會	二四	主日前十七	長老 山田、安、間

(四二一)

全 旭川町三條通十三丁目左七號	○旭川聖公會	五九	主日前十七	長老 ダブルユ、イ、リ、ア 山、田、安、間
膽振國勇拂郡早來村	○早來講義所	一五	主日後七	長老 元、城、佐、吉、郎
全 夕張郡登川村夕張市街地第三區	夕張講義所	二〇	主日後七	長老 金、兵、衛、成、頭、松、讓
全 勇拂郡登川村字チ	○チン講義所	三〇	主日前八、水後八	長老 邊、泥、五、郎
全 井戸村字柏山、大澤松次郎方	第一月前	—	第一月前	全
全 旭川村字ケテシロ、芦谷ノブト方	第二月前	—	第二月前	全
全 字チン、新井田バシテカン方	第三月前	—	第三月前	全
全 白老郡白老村四十二ノ二	△白老講義所	二六	主日前九	長老 芥川、清、五、郎
全 幌別郡幌別村	○幌別聖公會	八二	主日前十	長老 北野、幸、太、郎
全 登別村傳道地	—	—	每月一回	全
全 室蘭町大字本町七十九番地	○室蘭聖公會	四五	主日前十水後七	長老 山、遠、口、ア、レ、タ、の、ク、榮、ラ
全 室蘭郡輪西村新市街地	×輪西講義所	—	金後七	全

(五二一)

全	豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地	○網走准教會	四五	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	北見國網走郡北見町	○鴻別講義所	五〇	主日 前七 水後七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別郡下湧別村基線十番地	○紋別講義所	三九	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別村大字紋別	○樺太基督教會	三二	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	樺太豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地					

臺灣傳道區

全	豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地	○網走准教會	四五	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	北見國網走郡北見町	○鴻別講義所	五〇	主日 前七 水後七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別郡下湧別村基線十番地	○紋別講義所	三九	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別村大字紋別	○樺太基督教會	三二	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	樺太豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地					

全	豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地	○網走准教會	四五	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	北見國網走郡北見町	○鴻別講義所	五〇	主日 前七 水後七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別郡下湧別村基線十番地	○紋別講義所	三九	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別村大字紋別	○樺太基督教會	三二	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	樺太豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地					

全	豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地	○網走准教會	四五	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	北見國網走郡北見町	○鴻別講義所	五〇	主日 前七 水後七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別郡下湧別村基線十番地	○紋別講義所	三九	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別村大字紋別	○樺太基督教會	三二	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	樺太豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地					

全	豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地	○網走准教會	四五	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	北見國網走郡北見町	○鴻別講義所	五〇	主日 前七 水後七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別郡下湧別村基線十番地	○紋別講義所	三九	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	紋別村大字紋別	○樺太基督教會	三二	主日 前七	長老	◎今ダブルユ、イ、リ、ア(不在)
全	樺太豐原町東三條南四丁目十一番地乃至二十番地					

朝鮮聖公會ニ於ケル内地人ノ教會

朝鮮京城南米倉町八十五番地	管理監督	マーク、エヌ、トロロツブ Mark, N. Trollope.		
全 上	長老	エ、ハ、ラ、シャープ A. L. Sharpe.		
全 釜山港大廳町二丁目二十三番地	全	鹽崎 信吉		
所在地	名稱	信徒數	定期禮拜日時	教役者
朝鮮京城南米倉町八十五番地	京城假聖堂	七三	毎日前八後七、 主日前九、後七、木後七	長老 ◎岡、エ、エル、シヤ ◎ミ、クローヤン、ハ ◎稲、エ、エル、シヤ ◎宮、エ、エル、シヤ ◎澤、ア、ル、シヤ ◎瀨、フ、イ、(不在) ◎黒、ミ、ス、エ、リ ◎鹽、ミ、ス、エ、リ
全 目 釜山港大廳町二丁目	釜山會衆	五九	主日前九半水後八 主日後七水後七	長老 全
全 大邱	大邱會衆	一〇	毎月一回	長老 鹽崎 信吉
朝鮮馬山港		一四	毎月一回	長老 鹽崎 信吉

清國ニ於ケル聖公會漢口地方部ノ日本人教會

清國漢口英國界五碼頭	監督	エル、エチ、ルーツ L. H. Root.	
全 武昌文華書院	長老	ダツドレー、チング D. Teng.	
所在地	名稱	禮拜日時	教役者
清國漢口英國界寶善里第十四號	漢口日本人 基督教協會	主日前十一	長老 長老 ダツドレー、チング
米國聖公會布哇日本人教會			
Honolulu, Hawaii.			
監督 エチ、ハ、ラ、スタリツク H. B. Restarick			

全 水浦、清津、羅南、鏡城、咸興、元山、晉州、統營、蔚山、密陽、龜浦、江陵、群山、太田、魏岩里、英江、義城、光州、谷城、善山、鎮川、海州、平壤、抱州、鎮南浦、新幕、東倉、良策、義州、全義昌城、三浪津、金海

四四 毎月一回乃至年三回巡回

大邱府以南及東海岸
長老 鹽崎 信吉
大邱府以北及西海岸
長老 鹽崎 信吉
◎岡、エ、エル、シヤ
◎瀨、フ、イ、(不在)
◎黒、ミ、ス、エ、リ
◎鹽、ミ、ス、エ、リ

287, Beretania St., Honolulu, Hawaii.	長 プレスプロ 老	ダブル W. S. Shortt.	シヨート
Hilo, Hawaii.	全		
School St. Honolulu, Hawaii.	傳道師	深尾	泰次
布哇ホノル、市 Beretania St., Honolulu, Hawaii.	日本人三一教會	長老	ダブル 深尾 エス、シヨート 泰次
全 ヒロ市 Hilo, Hawaii.	主日、火、金	全	

其他諸國ニ於ケル日本人聖公會

米國桑港聖公會	Christ Chapel Japanese Mission, 2236, Post st., San Francisco. (Telephone, West 2197)	第三主日前十 十一、聖主日前 後八、後八、火 後八、後八、半	監督 長老 前川眞次 Mrs. Jefferys.
全 羅府聖公會	St. Mary's Japanese Church, Mission, 1334, S. Flower St., Los Angeles, Cal.	主日後七半 水後八	監督 J. H. Johnson. 伊東 齡 Miss Paterson.

全 櫻府聖公會	St. Paul's Japanese Mission, 1526, 6th. St., Sacramento, Cal.	主日後三、後 八、水後八	監督 W. H. Mareland. 梶塚 敬次 郎
全 沙港聖公會	Japanese Church, 918 Wash. St., Seattle, Wash. P. O. Box 35.	主日後四同八 水後九	長老 H. H. Gonen. 東海林 源之助
全 タ ヲ マ	" 60-4 South I St. Tacoma Wash.		長老 F. H. McGinnis. エチ、ツ、エフ、ケリントン Miss K. F. O'melia.
加奈太 パンクーパー	Japanese Mission, 430 Cordova St., E. V. n Conver. B. C.	主日前十 主日後八	長老 エチ、ツ、エフ、ケリントン Miss K. F. O'melia.
英國 ロンドン	Japanese Seamen's Institute, 31, Elizabeth St., North Woolwich, London.	主日後三 水後七	(主任) Miss Palmer. 北村

日本聖公會ニ關聯セル教育慈善等ノ事業 (外國ミツシヨンの事業、教會又ハ信徒團體ノ事業、及個人ノ事業ヲ含ム)

東京府北豐島郡葉鴨村 大字池袋字丸山一六一二	聖公會神學院	文部大臣認可私立専門學 校	生徒、會 員等ノ數	主任者 及職員
		日本聖公會教學財團	本科一六 選科一	諸君 今井 監 吉 壽 之 杜 三助道督 次名

北東京地方部

全 五十四番地	志成學校	清國留學生(男子)ニ中學程度ノ普通教育ヲ授ク	生徒 四三	幹事 外越石七次
全 六十番地	立教學院寄宿舎		舍生 七三 内信徒 三二	全舍主幹 飯馬久元 田屋保田 原田三富 之喜次 助男郎進
全 (電話京橋 五一六)	立教學院 立教中學校	文部省認定	生徒 五五〇	首校長 外本元 二田作 十季之 名彦進
全 明石町五十七、五十八、五十九番地	立教學院立教大學	豫科一年一學期 文科各三年	學生 七七	幹事 外須元 三藤田 十吉作 四之之 名祐進
東京市京橋區明石町五十三番地	東京三一神學校	文部省認可私立專門學校	學生 候補生 二一五	兼全教副校長 兼寮長 山シ、落合 縣、エフ、レ 雄、ス、井一 杜、井一 三トス助

全二十六番地(電話京橋一九六〇)	立教高等女學校	文部大臣認可高等女學校	生徒 一八〇	校長 小宮一彦 幹事 小門川馬宮 教務主任 外黒門十川 教務主任 外黒門十川 教員 外黒門十川 院長 外黒門十川 看護婦長 全醫學士 木彌久、内保彌、二太郎
全三十七番地(電話京橋二一四)	聖路加病院		會員十二 外會員五十餘	會長 阪井徳太郎
全 本郷區根津西須賀町十六番地(電話下谷五一三七)	同志會	帝國大學々生寄宿舎	兒童六〇	會長 阪井徳太郎
全 下谷區下車阪町三十番地	神愛幼稚園		兒童六一	主任 後藤三久米吉
全 麴町區飯田町六丁目二	聖信寮	女子寄宿舎	一一	會長 杉浦義道
全 本所町松井町一丁目二十六番地	労働者矯風會本部	社會救濟事業		會長 杉浦義道
群馬縣多野郡新町	全支部			主任 日吉
青森縣弘前市松森町	全支部			主任 福士八太郎
東京府北豐島郡西大久保四七二	大久保幼兒園		兒童二一	園長 外ミ、ス、一マ、キ、名△

南東京地方部

全	東京市芝區榮町十一番地	聖アンデル英語會	日本聖公會職員ニシテ舍長舍生ノ同意アル者入舍	舍生 八	主任者	ダブルユ、シ、ゲミル
全	八番地	聖安得烈幼稚舍	神學生候補者養成	舍生 六	幹事	山田 助次 郎
全	芝區白金三光町百七十番地	香蘭女學校	本科五ヶ年(高等女學校程度) 高等科一ヶ年 (文部省ノ認定ヲ受ケズ)	生徒 九〇	校長	長橋 政太郎 郎
地	東京市麻布區永坂町一番	私立東京女子神學專門學校	文部大臣認可	學生 一〇	校長	吉田 五 壽 郎
全		聖ヒルダ手藝部	刺繡	生徒 三三	主任	村上 浩一 郎
全		聖惠幼女院	孤兒院	兒童 九	主任	末永 ルネ 嬢
全	小石川區雜司ヶ谷町百〇八番地	曉星寮	女子寄宿宿	舍生 二六	主任	ミズノ イリッパ ス
全	麻布區龍土町六十番地	婦人養老院		一二	院長 幹事代理	小田 浩一 郎

中部地方部

全	麴町區平河町六丁目十六番地	聖マリア會	井ニ女學生寄宿舍	舍生 一七	主任者	ミズノ 浩一 郎
地	橫濱市蓬萊町二丁目十一番地	橫濱海員俱樂部			會長	植谷 一 郎
全	靜岡市東草深町三丁目四番地	顯光會	婦人傳道機關		主任	植谷 一 郎
全	市全町二丁目一二	幼稚園	子供會	一	主任	南 岡 春 枝 氏
全	千葉縣銚子町荒野銚子教會内	銚子英學會	英語教授	三〇	主任	河野 宇 次 郎
全	縣安房郡健田村字大貫	日曜學校	幼少年科 少年科	二〇	職員	黒川 桂 次 郎
全	名古屋市東片端町三丁目百〇五番戸	柳城幼稚園	(南鷹匠町ニ分園ヲ置ク)	兒童 三五	園長	清水 一 郎
全	市西區南鷹匠町一丁目十一番地	全園巾下分園		兒童 三五	主任	外田 中 久 郎
全	東區橫代官町二番地	光鹽館	男子學生寄宿舍	舍生 一〇	舍主	西原 吉 治 郎

長野縣松本市蟻ヶ崎	聖マリア館	女子寄宿舎	舎生一四	主任 伊藤ミ
岐阜市梅ヶ枝町	財團岐阜訓盲院	盲人教育兼救済	在院生四〇	院長 森井五清
新潟市學校町	博愛女子夜學會	主トシテ不就學者ニ裁縫刺繡料理小學程度ノ學科ヲ授ク	一七	主任 津田榮
京都地方部				
京都市上京區下立賣通烏丸西へ入	平安女學院	文部省指定女學校	生徒一三五	院長 黒田村初
全 烏丸上長者町下ル	京都女子傳道學館	婦人傳道師養成	生徒一〇	全教師事 小曾山ミ
全 下京區新寺町五條下ル本鹽釜町五百八十二番地教會堂内	京聖ヨハ子幼稚園		兒童四〇	全保母主 澤田千賀
全 上京區丸太町廣通	聖マリヤ幼稚園		兒童三〇	全保母主 近藤千
大阪府西成郡神津村大字三津屋十一番地	博愛社	孤貧兒教育	兒童一五〇	社母長 山口實
全	博愛社尋常小學校	全	生徒八〇	校長 小林實
大阪府北區上福島北三丁目二百十番地	愛隣夜學校	貧兒教育	生徒七〇	校長 小林實
和歌山市十二番町八番地	南陽英語學校		生徒五一	校長 吉村大
和歌山縣伊都郡橋本町	修徳女學校		生徒二〇	校長 齋藤大
全 湯淺町湯淺講義所	基督教青年會		一〇	主任 岡部繁
奈良市登大路町	日新社	英語夜學會及寄宿舎	生徒三〇 舎生一〇〇	主任 袋井久之丞

金澤市下石引町七番地	聖エリサベツ	女子刺繡	生徒一〇	主任	鶴田秀野
全 彦三町三番丁	二葉幼稚園		四〇	園長	山本マツ
福井市寶永上町五十一番地	福井英語夜學校		生徒三五	校長	外エ、エフ、二、プロ、アイ、ム
全 寶永中町十一番地	聖公會寄宿舎		舎生五	舎監	坂口光太郎
全 寶永上町五十一番地	日曜學校		生徒三九	校長	外全、二、二、ベ、コー、コ
滋賀縣大津市上京町	大津清心幼稚園		兒童二五		外ミ、ス、二、ベ、コー、コ
津市丸ノ内殿町	聖雅各夜學校	三重縣認可	四四	校長	外中野、野、島、武、之、ミ
全	聖雅各幼稚園		一六	園長	岩片アイ、崎山エチ、愛、コ、レ
大阪地方部					
大阪市西區川口町三番地	大阪三一神學校	文部大臣認可專門學校	學生一二	校長	柳松木、原井庭、貞米、孫、次、太郎
全 十二番地	ブール女學校	文部大臣指定高等女學校	生徒一八七	校長	外富、十、永、七、實、ト、ラ、ム
全 南區上本町通二丁目八番地	復活教會英學校	大阪府認可	生徒七〇	校長	外ロ、ス、ド、ラ、ハ、ワ、グ、ラ、ド
大阪府東城郡田邊村	桃山中學校	文部省認定	生徒五五〇	校長	外シ、淺、エ、チ、野、十、ウ、一、名、ド
神戸市中山手通六丁目	松蔭女學校	全	生徒七一	校長	外ミ、ス、イ、エ、ム、ヒ、ユ、ス
全 奥平野番外三三七ノ十七	昇天兒童會		兒童四〇	會長	福和、ミ、ス、ホ、サ、ン、ケ、ツ
伯耆國米子町大字西丁	長善幼稚園	縣認可	兒童八〇	園長	外長、野、ギ、レ、ス、ビ
松江市北田四十八番地	私立感化教育所 財團法人松江育兒院	孤兒貧兒救濟及 不長兒童感化	兒童四六	院長	院事務長 福河田芳一平 院事務長 田邊芳一平 院事務長 福河田芳一平

九州地方部

熊本縣飽託郡黑髮村大字下立田	熊本回春病院	癩病々院	入院者六六	幹事 院長 牧師	ミス、ハンナ、リデル	兒輔
福岡市荒戸町西公園下	羊我會	男青年寄宿舍	舍生一一	會主	米三、原宅、野	茂
長崎市新大工町七		女子青年寄宿舍		主任	ミス、ロバール	ツ

北海道地方部

札幌區南二條西七丁目十番地	聖公會幼稚園	北海道廳認可	兒童五〇	園主	高シヨ、津、バチ	名護
函館區丹見町八十六番地	花園	幼兒教育	兒童六〇	園長	外ニス、タプソ	名
小樽區花園町十四番地	小供の會		兒童三五		外ニス、ニハイ	名
十勝國帶廣町東一條九丁目	双葉幼稚園		兒童二五	園主	須大田井、淺	子吉

同出版事業及雜誌類

所在地	名稱	摘	要	所屬地方	主任者又ハ責任者
神戸市中山手通三丁目外五番	日本聖公會出版社			(大阪)	代表者理事監督ヒユ、ゼ、フチス 支配人エフ、ケツテルウエ 書記吉田徳三郎
東京市京橋區明石町五十三番地基督教週報社	『基督教週報』	每週一回發行		(北東京)	發行兼編輯人 元田作之進
函館區谷地頭町四十三番地北光社	『北海の光』	全		(北海道)	編輯人 鈴木善四郎
福岡市大名町九十六番地	『九州教報』	全 (休刊中)		(九州)	發行兼編輯人 松島篤
東京市京橋區木挽町三丁目十三番地東京教報社	『東京教報』	全			編輯人 河合保堯
大阪市川口町二十一番地	『惠の音』	全		(大阪)	編輯人 栗松飯原太一郎
全 一 番地 北區老松町三丁目十番地	『世の光』	全			編輯人 栗原米龜
橫濱市日ノ出町二丁目三十五番地	『橫濱聖安得烈報』	毎月一回發行		(南東京)	編輯人 梶原米龜
仙臺市元鍛冶町九番地	『あけぼの』	毎月一回發行		(北東京)	編輯人 稲垣陽一
東京市神田區末廣町二十五番地	『道の光』	毎月一回發行		(全)	編輯人 法用繁造

奈良市登大路基督教會内教友社	『教友』	毎月一回發行	(京都)	發行人 七、セ、チヤブマ
東京市京橋區明石町立教學院ミツシヨ	『築地の園』	毎月一回發行	(北東京)	編輯人 袋井久之丞
全 神田區小川町一番地	『神學の研究』	一年四回 神學研究會發行	(全)	發行兼編輯人 元田作之進
津市丸ノ内殿町	『靈光』	毎月一回	(京都)	神學研究會代表者 小林彦五郎
長野市問御所町百四番地	『信越教報』	毎月一回		發行兼編輯人 アイ、エチ、コルレル

日本聖公會ニ關聯セル聖職信徒ノ諸團體

所在地	團體名稱	摘	要	團員數
東京市芝區榮町十一番地	聖安得烈ミツシヨ			
全 麹町區平河町六丁目十六番地	エス、ビ、ジョー 婦人教役者團			

所在地	團體名稱	摘	要	團員數
全 麻布區永坂町一番地	聖ヒルダ、ミツシヨ			
全 京橋區明石町六十番地	立教學院ミツシヨ	立教學院學生々徒並ニ一般人士ニ傳道ノ目的		一七九
全 二十六番地	北東京地方部 婦人補助會			
全 芝區榮町八番地 シル方	南東京地方部 婦人補助會			

大阪市西區川口町六番地 ミス、ブール方	京都地方部 婦人補助會		會 全書 計 緒大宮名林 方崎出ス、 塚ゆい 千ゆい 重經うくた
神戸市四ノ宮松ノ舎フチ ス方	大阪地方部 婦人補助會		會 全書 計 南松覺藤 岡井前本 ス、ハ 七よゆま 一フ 重ドしうす
福岡市大名町九十六番地 リ一方	九州地方部 婦人補助會	一六六	會 全書 計 中ミ 村セ ス、 島キ 坂フ ま 一 名
函館谷地頭町四十三番地 アンデレリス方	北海道地方部 婦人補助會		會 全書 計 深 田夫 一 人
東京市京橋區明石町五十 三番地聖三一神學校内	日本聖公會 日曜學校傳道補助會	校數二五	副會長 岩大 井 順 三 一 耶

長崎市大工町	九州地方部 幼年補助會	五〇	會長
函館區春日町三番地	函館婦人補助會支部	三八	副會長 伊前 東田 さ り く の
日本聖公會内ニ於テ、又 ハ日本聖公會ニ關聯セル 傳道、教育等ニ従事スル婦人宣教師ノ住所姓名			
北東京地方部			
仙臺市東一番町十一番地	(米國聖公會) 秋田市保野野愛宕町廿五番地 (全)	ミス、アンナ、エル、ランソン	Miss Anna L. Ranson.
宇都宮市西原町戸祭堺二千九百〇三番地	ミス、ツヰ、デ、カールスン	Miss V. D. Carlsen.	
岩代國郡山町藤田	ミス、ア、イ、ビ、マン	Miss I. P. Mann.	
弘前市山道町六番地	ミス、ピ、アル、バブコック	Miss B. R. Babcock.	
水戸市上市仲町五百三十五番地	ミス、エ、チ、ウオール(不在)	Miss A. T. Wall.	
東京市麴町區飯田町六丁目二十一番地	ミス、エ、エ、チ、ライト	Miss A. H. Wright.	
青森市寺町	ミス、エル、エ、チ、ポイド	Miss L. H. Boyd.	
前橋市北曲輪町三十二番地	ミス、エフ、エム、プリストウ	Miss F. M. Bristow.	
東京市京橋區明石町二十六番地	ミス、イ、マクレー(不在)	Miss E. McRae.	
	ミス、ジ、シ、ヘーワッド	Miss G. C. Heywood.	

山形市香澄町木ノ實小路
 東京府豊多摩郡大久保村四百七十二番地
 仙臺市東一番町十一番地
 埼玉縣浦和町二百四十二番地
 前橋市北曲輪町三十二番地
 秋田市保戸野愛宕町二十五番地
 仙臺市東一番町十一番地
 東京市麻布區飯倉片町三十番地

ミス、ビ、ミ、ド
 ミス、イ、ツ、ニユーボルド(不在)
 ミス、イ、エフ、アプタン(不在)
 ミス、サ、ザ、ク、ソ、ン
 ミス、シ、エ、エチ、コレル(不在)
 ミス、エ、エム、ファイオットク
 ミス、シ、シエレンシエウスキ

Miss Pessie Mead.
 Miss Pessie Mc Kim.
 Miss E. G. Newbold.
 Miss E. F. Upton.
 Miss Dixon.
 Miss G. H. Correll.
 Miss A. M. Fyock.
 Miss C. Schereschewskv.

南東京地方部

東京市芝區三田一丁目三十七番地
 全 京橋區明石町五十二番地
 全 牛込區矢來町三番地
 全 横濱市
 東京市麻布區永坂町一番地

ミス、サ、ケン
 ミス、ロ、バ、ン
 ミス、エ、ソ、ン
 ミス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ、ン
 ミス、ホ、カ、ガ、ン
 ミス、ハ、ミ、カ、ル、ン
 ミス、ニ、ユ、ル、マ、ン(不在)

Miss Kent.
 Miss Sander.
 Miss Robert.
 Miss Enser.
 Miss Ballard.
 Miss Cornwall Legh.
 Miss Hogan.
 Miss Rickards.
 Miss Hamilton.
 Miss Newman.

全 小石川區雜司ヶ谷町百〇八番地
 全 麹町區平河町六丁目十六番地
 全 千葉縣海上郡銚子町
 全 静岡市東草深町三丁目二十一番地
 全 名古屋市白壁町一丁目六番地
 全 岐阜市島竹町
 全 新潟縣高田町
 全 長野縣松本市蟻ヶ崎

ミス、タ、ネ、ピ、ル
 ミス、フ、イ、リ、ツ、ア、ス
 ミス、エ、ム、デ、ウ、エ、ス、ト、ン
 ミス、エ、ス、シ、ロ、シ、ヤ、ー、ス
 ミス、ホ、イ、ド
 ミス、ト、ロ、ツ、ド
 ミス、シ、エ、フ、ア、ー、ド
 ミス、ク、ア、ー、ド
 ミス、プ、リ、ン、グ、ル(不在)
 ミス、エ、ル、ガ、ル、ゲ、ー、ス(不在)
 ミス、イ、ビ、カ、ス、テ、ス(不在)
 ミス、ト、レン、ト
 ミス、ヤ、ン、グ
 ミス、ヒ、ユ、ホ、ル、ド
 ミス、ヘ、ン、チ、ル、ド(不在)
 ミス、ガ、ダ、ナ、ル
 ミス、カ、ラ、イ、ル
 ミス、ア、チ、ヤ、ル
 ミス、メ、ク、ハ、ム

Miss Nevil.
 Miss Tanner.
 Miss Gladys Philipps.
 Miss M. D. Weston.
 Miss S. C. Rogers.
 Miss Boyd.
 Miss Trott.
 Miss Shepherd.
 Miss Cross.
 Miss Pringle.
 Miss L. Galgey.
 Mrs Edw. Bickersteth.
 Miss Trent.
 Miss Young.
 Miss Hahold.
 Miss Henty.
 Miss Gardener.
 Miss Carlyle.
 Miss Archer.
 Miss Makeham.

長野縣松本市蟻ヶ崎

ミス、レノツクス

Miss Lenox.

京都地方部

大阪市西區川口町六番地
京都市下京區新寺町五條下ル
全 上京區毘沙門町
全 烏丸通上長者町角
京都市上京區毘沙門町
和歌山市小人町
大阪市西區川口
京都市上京區下立賣通室町東
奈良市登大路
金澤市下石引町七番地
京都市上京區丸太町廣通角
金澤市下石引町七番地

ミス、エル、ブール
ミス、シ、ゼ、ニレ
ミス、エム、オードリツチ
ミス、エス、サドリック
ミス、エス、ビ、ベック
ミス、エス、ビ、ラニンガ
ミス、エム、ラニンガ
ミス、エム、ベール
ミス、ゼ、キンホール
ミス、エチ、エル、テッロ
ミス、エム、ガツピ
ミス、リ

Miss I. Bull.
Miss G. J. Neely.
Miss M. Aldrich.
Miss G. Suthon.
Miss S. P. Peck.
Miss Serena B. Laning.
Miss Mary Laning.
Miss Mabel Bacon.
Miss J. Kimball.
Miss H. L. Tetlow.
Miss M. Guppy.
Miss Rees.

大阪地方部

大阪市西區川口町十二番地
全 東區内淡路町一丁目二十八番地

ミス、エヌ、エフ、ゼ、ホーマン(不在)
ミス、イ、ビ、ホルトン

Miss N. F. J. Bowman.
Miss E. B. Boulton.

全 東雲町二丁目
全 西區川口町十二番地
全 攝津國武庫郡芦屋村
全 廣島市國泰寺村百番地
全 德島市富田浦町仲ノ町
全 大阪市西區川口四番
廣島市國泰寺村百番地
全 吳市登町
伯耆國米子町
石見國濱田町
伯耆國米子町西町

ミス、ア、ル、テ、ハワード
ミス、ケ、エス、エ、トリストラム
ミス、ス、ハ、ミルトン
ミス、エル、エル、シヨウ
ミス、シ、エム、リチャードソン
ミス、ウ、井、ウ、井、ルソン
ミス、エ、エム、コック
ミス、ハ、ス、カーテナ
ミス、リ、ド、レ(不在)
ミス、カ、ー、ライ、ル(不在)
ミス、イ、リ、ツ、ン
ミス、ゼ、マ、キ、イ
ミス、エ、シ、エ、フ、ワレン
ミス、エ、シ、ホ、サンケツト
ミス、イ、イ、ソ、ー、プ(不在)
ミス、エ、チ、ゼ、ワーシントン
ミス、ス、ブ、レ、ノ、ストン
ミス、エ、ム、コ、ール、ス
ミス、ゼ、ヘ、ッ、ド
ミス、ゼ、シ、ギ、レス、ピー

Miss R. D. Howard.
Miss E. A. S. Tristram.
Miss Hamilton.
Miss L. L. Shaw.
Miss C. M. Richardson.
Miss W. Yune-Willson.
Miss A. M. Cox.
Miss Hasu Gardener.
Miss Lindley.
Miss Carlyle.
Miss E. Ritson.
Miss J. Mackie.
Miss C. F. Warren.
Miss A. C. Bosanquet.
Miss E. E. Thorp.
Miss H. J. Worthington.
Miss Preston.
Miss M. Coles.
Miss J. Hend.
Miss J. C. Gillespy.

松江市
石見國濱田町字縣内
全

神戸市中山手通六丁目十五番地
全

全
全
全
全
全
全
全

ミス、イ、ナツシユ
ミス、エフ、エム、フーヅル
ミス、エム、エル、ムーブル
ミス、エム、ホウス
ミス、デ、グレグソン
ミス、ス、ミ
ミス、イ、エム、ローランド
ミス、エ、パーカー
ミス、エヌ、ボサンケツト
ミス、ピカース

Miss E. Nash.
Miss F. M. Fugill.
Miss M. I. Pasley.
Miss E. M. Hughes.
Miss D. Gregson.
Miss I. M. Smith.
Miss E. M. Rowland.
Miss A. Parker.
Miss N. Bosanquet.
Miss Bickers.

九州地方部

熊本市古新屋敷
福岡市極楽寺町
鹿兒島市加治屋町
全
熊本市長安寺町
福岡市極楽寺町
長崎市新大工町七番地
小倉市古船場

ミス、エチ、リデル
ミス、エ、シ、テネント
ミス、エチ、エス、コクラム
ミス、イ、エ、ピ、セルス
ミス、エフ、エム、フリズ
ミス、イ、エム、キーン
ミス、エ、ロバート
ミス、エ、ガリーフ

Miss H. Riddel.
Miss A. G. Tennent.
Miss H. S. Cockram.
Miss E. A. P. Sells.
Miss E. M. Freeth.
Miss E. M. Keen.
Miss A. Roberts.
Miss A. Griffin.

鹿兒島市
福岡縣鞍手郡直方町

北海道地方部

函館區船見町
日高國沙流郡平取村
膽振國室蘭町
札幌區北二條西七丁目一番地
釧路國釧路町
全
石狩國旭川町
小樽區
全
花園町

ミス、タプソン
ミス、ブライアント
ミス、セクス、ブレーク
ミス、ス、ノート
ミス、エ、エム、ヒウス
ミス、イ、イ、ヒウス
ミス、エ、バンス
ミス、ス、ペイン
ミス、ステブソン

Miss Tapsen.
Miss Bryant.
Miss Jex. Plake.
Miss Norton.
Miss A. M. Hughes.
Miss E. E. Hughes.
Miss Evans.
Miss Payne.
Miss Stevenson.

横濱市山手町二百三十四番地

本邦(朝鮮)ニ在住セル日本聖公會他ノ聖公會ノ聖職及聖職ニ非ズシテ傳道ニ従事セル宣教師ノ住所氏名

長瀬老
ダブレル
W. Weston.
長瀬老

神戸市中山手通三丁目五十三番地

東京市小石川區指ヶ谷町七番地

和歌山市南田邊町

東京府豊多摩郡下澁谷六百十七番地

廣島市廣島高等師範學校

秋田市龜ノ町西土手町

長老

エチ、ゼ、レイマー

(神戸英國神學)

ダブルユ、エチ、エルウィン

(在東京清國)

吉村大次郎

(南陽英學校)

ゼ、チ、アイ、ブライアン

(立教大學)

ゼ、シ、プリングル

(廣島高等師範學校)

ジョ、アル、ベデンツァー

Geo. R. Bedinger.

附 録

先輩紀念日表

(参考)

月 日	國、位、種、屬、人	名	年 代	月 日	國、位、種、屬、人	名	年 代
一月 八日	佛 國	長老ルキアン	二百八十年殉死	四月三日	英 國	監督リザアド	千二百五十二年死
全 十三日	全	監督ヒラリ	三百六十七年死	全 四日	伊太利亞	監督アンブローズ	三百九十七年死
全 十八日	羅 馬	處女プリスカ	二百七十年殉死	全 十九日	英 國	大監督アルベイザ	千十二年殉死
全 廿日	全	監督フアピアン	二百五十年殉死	全 廿三日	スリヤ	兵士ジョウウツ	三百三年殉死
全 廿一日	全	處女アグニス	三百六十年殉死	五月十九日	英 國	大監督ダNSTAN	九百八十八年死
全 廿二日	西 牙	執事ウヰンセント	三百四十年殉死	全 廿六日	英 國	第一大監督オーガステン	六百四十年死
二月三日	カパドキア	監督アラシチ	三百十六年殉死	全 廿七日	全	長老ビーデー	七百三十五年死
全 五日	シ、リ島	處女アガタ	二百五十二年殉死	六月一日	亞 細 亞	長老ニコメテ	九十年殉死
全 十四日	羅 馬	監督バレンテノ	二百七十年殉死	全 五日	獨 逸	監督ポニハース	七百五十五年殉死
三月一日	ウツェルス	大監督ダビデ	五百四十四年死	全 十七日	英 國	兵士アルバン	三百三年殉死
全 二日	英 國	監督チアード	六百七十三年死	七月十五日	全	監督ス非テン	八百六十二年死
全 七日	亞 非 利 加	女マルベツア	二百三年殉死	全 廿日	アンテオク	處女マガレタ	二百七十八年死
全 十二日	羅 馬	監督カレゴリ	六百四十年死	八月十日	羅 馬	アチヂヤコン	二百五十九年殉死
				全 廿八日	亞 非 利 加	監督オーガステン	四百三十年死

九月一日	佛國	僧	シャインス	七百廿五年死	全	廿日	全	國	王	エドモンド	八百七十年死
全 十七日	獨逸	監督	ランベルト	七百廿年死	全	十一月廿日	全	羅馬	處女	シシリヤ	二百三十年死
全 廿六日	亞非利加大監督	ク	プリアン	二百五十八年死	全	廿三日	全	監督	クレメント	百年死	
全 三十日	伊太利亞監督	テ	ロム	四百廿年死	全	廿五日	全	亞非利加	處女	カタリナ	三百七十年死
十月一日	佛國	監督	レミシチ	五百三十三年死	全	十二月六日	全	亞細亞	監督	ニコラス	三百四十二年死
全 六日	全	處女	フイツ	二百九十年死	全	十三日	全	伊太利亞	處女	ルシ	三百四十年死
全 九日	全	監督	デニス	二百七十五年死	全	卅一日	全	羅馬	監督	シルエステル	三百三十五年死
全 十三日	英國	國王	エドワード	千六十六年死	全	月曜日	全	英、米、兩國	傳道本部		
全 十七日	全	處女	エテレンダ	六百七十九年死	全	火曜日	全	北	東	京	地
全 廿五日	羅馬	傳道師	クリスピン	二百八十八年死	全	水曜日	全	南	東	京	地
十一月六日	佛國	僧	レナド	五百五十九年死	全	木曜日	全	亞	東	京	地
全 十一日	佛國	監督	マルテン	四百四年死	全	金曜日	全	亞	東	京	地
全 十三日	佛國	監督	マリテオ	四百四十四年死	全	土曜日	全	亞	東	京	地
全 十五日	全		マクウト	五百六十四年死	全	内	全	亞	東	京	地
全 十七日	英國	監督	ヒユウ	千二百年死	全	外	全	亞	東	京	地

禁結婚表

(法典第十二章第五條以下本表ニ付參考ノ條註ニ本表ヲ指シ)

娶るべからざる者		嫁ぐべからざる者	
一 祖母	十一 繼母	一 祖父	十一 繼父
二 祖父の妻	十二 妻の母	二 祖母の夫	十二 夫の父
三 妻の祖母	十三 娘	三 夫の祖父	十三 息子
四 父の姉妹	十四 妻の娘	四 父の兄弟	十四 夫の息子
五 母の姉妹	十五 息子の妻	五 母の兄弟	十五 娘の夫
六 父の兄弟の妻	十六 姉妹	六 父の姉妹の夫	十六 兄弟
七 母の兄弟の妻	十七 妻の姉妹	七 母の姉妹の夫	十七 夫の兄弟
八 妻の父の姉妹	十八 兄弟の妻	八 夫の父の兄弟	十八 姉妹の夫
九 妻の母の姉妹	十九 息子の娘	九 夫の母の兄弟	十九 息子の息子
十 母	二十 娘の娘	十 父	二十 娘の息子
			三十 妻の姉妹の娘
			三十 夫の姉妹の息子

禮拜ニ於ケル彩色表

本表ハ一般ニ用テラレザレモ古來ノ通習ヲ全クシテ
 常トシテ理由ニ據リ彩色ノ區別ヲナシ用者ノ便ニ供
 ス。主日祝日四日ナルトキハ其重ニ從フ。又ストール
 式ヲ變ルル場合アリ例ヘク授手節ノ時ノ如キ然リトス

降誕節(前年十二月廿五日ヨリ本年一月五日迄)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	一月一日	受割禮日	白	二月廿四日	聖徒マツテア日	赤
現異邦節(二月六日)其週間	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	一月廿五日	聖徒パウロ改心日	白	三月廿一日	受割禮日	黒
現異邦節(二月十二日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	二月二日	被獻日	白	三月廿三日	復活日、以後復活節	白
大齋前節(二月十九日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	三月廿五日	蒙告日	白	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ		
大齋前節(二月十九日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	四月廿五日	聖徒マコ日	赤	四月廿一日	昇天前祈禱日	白
大齋節(二月五日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	四月廿一日	昇天節(五月一日ヨリ)	白	聖靈降臨節(五月十一日ヨリ)		
		五月十一日	三位一體主日(六月十八日)及其週間	赤	三位一體主日(六月十八日)及其週間		
		六月十八日	三位一體節(五月廿五日ヨリ十一月廿九日迄)	白			
		十一月廿九日		緑			

但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	六月十一日	聖徒バルナバ日	赤	降臨節(十一月三十日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十二月廿一日	聖徒トマス日	赤
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	六月廿四日	施洗者ヨハ子日	白	降臨節(十一月三十日ヨリ)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十二月廿六日	聖徒ステパノ日	赤
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	七月廿九日	聖徒ペテロ日	赤	降誕節(十二月廿五日ヨリ一月五日迄)	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十二月廿七日	聖徒ヨハ子日	白
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	七月廿五日	聖徒ヤコブ日	赤	但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十二月廿八日	嬰孩日	白	
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	八月六日	變容親日	白	右ノ内ニ於テ各聖職按手節ノ水、金、土、三日間	全 廿八日	嬰孩日	白	
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	八月廿四日	聖徒バルトロマイ日	赤	其他各式ニ適當ナル彩色左ノ如シ				
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	九月廿一日	聖徒マタイ日	赤	聖洗式	信徒按手式	白又ハ赤		
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	九月廿九日	聖徒ミカエ日	白	結婚式	埋葬式	黒		
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十月十八日	聖徒ルカ日	赤	聖職按手式	禮拜堂聖別式	白		
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十月廿八日	聖徒エリカ日	赤	天長節祈禱	收穫感謝	白		
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十一月一日	諸聖徒日	白					
但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用ユ	十一月三十日	聖徒アンテレ日	赤					

内務省令ニ關スル出願書及届書雛形

(此雛形ハ明治三十二年七月廿七日内務省社寺局通牒祕甲第二九四號ニヨル各項目ノ下括弧内ニ記スルハ注意ヲ與ヘタルモノト知ラルベシ)

○宣教届

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(從前ヨリ宗教ノ宣)別紙履歷書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一 宗教ノ名稱 (日本聖公會ト云フガ如ク派別ノ名稱ヲ書スル事)

一 布教ノ方法

(布教ノ機關トシテ會堂學校等ヲ設ケルモノニアリテハ其所在地ヲ記スベシ) (一定ノ場所ヲ定メズ他人ノ家若クハ自宅ニ於テスルモノハ其居テ記スベシ) (尙一縣ニ限ラザルモノハ其心得ニテ記スベシ) (通信傳道等印刷物配布ノ如キ方法ヲ用ヅバ其旨ヲ記スベシ)

年 月 日

長官(知事)宛

(但シ市町村役場及ビ内務省宛ニ通其外他方部事務所) (ニモ同時ニ同一ノモノヲ届分附ク事必要ナルベシ)

氏名印

○履歷書

住所 國籍 職業

氏名 年齢

一 學業其他一般ノ履歷

一賞 罰

年 月 日

氏名印

○教會(講義所)設立願

何々設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一 設立ヲ要スル理由 (其他ニ信徒多數アリト力其他ニ特別ノ緣故アリト力ヲ稱シテ詳細スル事)

二 設置ヲ終ルベキ期限 (會堂又ハ講義所ノ建設費補テ了ル期限ヲ記スル事)

三 同派ノ教會ト最近ノ距離 (最近ノ距離ニアル者ノ場所及距離ヲ記スル事)

四 所在地稱 (何々教會)

五 敷地 (地目、都市街宅地ト力強地トカノ別) (地目、都市街宅地ト力強地トカノ別) (地目、都市街宅地ト力強地トカノ別)

六 建物 (建物及ビ内部ノ設備等詳細ヲ詳述スル事) (日本聖公會ト云フノ別)

七 管理及維持ノ方法 (管理費及ビ維持費ノ財源ニ關シテ會堂ノ管理費又ハ傳道會社等ノ寄附金等トシテ記スル事傳道會社ノ如キハ如何ナル關係アルカヲモテ記スル事)

八 擔當布教者ノ資格及選定方法 (擔當布教者ノ姓名及資格ヲ記スル事) (其資格トハ如何ナル試驗ニ及ビタルモノナルカ等、選定方法トハ如何ナル方法手續ニテ擔當布教者ヲ定ムルカヲ記スル事)

住所 國籍

長官(知事)宛

(其他ノ宛ハ宗教所ノ如ク教區ヲ記スベシ) (若シ管理者ト擔當布教者ト同一ナル時ハ氏名ノ前ニ何々教會管理者兼擔當布教者ト記スル事) (應得書及ビ建物ノ敷地等詳細ヲ詳述スル事) (之ニハ聖所會堂等ノ區分ヲ明ニシテ詳述スベシ)

氏名 年齢

氏名印

年 月 日

○教會移轉願

(移轉ト改名トナ同時ニスル時ハ移轉改名願トスル事)
(兼形ハ設立願ト同様但シ名前ノ項ニ改名ヲ加フル事)

○教會閉鎖届

(此ハ省令ニナシ又一定ノ書式ヲラズ實際取扱ヒタル例ヲ示ス)

一 派別
一 名稱
一 所在地

右ハ何々ノ都合ニヨリ何年何月何日限り閉鎖致候間此段御届申上候也

住所

何々教會管理者(兼擔當布教者)

氏名印

長官宛

(町村役所宛トモニ別紙ノ用紙ハ半紙ニテヨシ)

日本聖公會要覽編輯ニ關スル廣告

日本聖公會要覽中裏面ノ事項ハ便宜ニヨリ監督事務所ヲ經ズシテ直接當局ニ通知アラシムルニ付又本要覽ハ毎年十二月十日前ニ販賣致度ニ付裏面ノ通知ハ是非第二項ノ期日ヲ以テ届ケラレシムルコトヲ請フ

一、記入心得

(イ)裏面ノ欄中(必要アラバ別紙)ニ字體明瞭ニ記ス

(ロ)「名稱」中聖徒ノ名ヲ附シタルモノニシテ尙其上ニ地名ヲ加ヘズアラレドモ是

カ固有名稱ニアラザレバ限リ除クコトヲ「資格」欄ニハ法上ノ資格トシテ教會ハ(一)

准教會ハ(准)ノ字ヲ記ス又特種傳道地ハ(印)印字傳道地トシテ同々教會附屬者ハ(出)

ト記ス(一)信徒數ハ三年以上教會ノ交際ナキモノ又ハ別籍者ヲ除キ所屬現在數ヲ

附屬地ノ信徒數ヲ掲ゲテ教會ノ現員數ヲ其式差引ク(一)教役者ハ監督ノ任命アル

モノノミヲ掲ゲ

(ハ)「主任職員」欄ニ多數ノ姓名ヲ列記セザランコトヲ請フ

二、届出期限 毎年十月十日ヨリ同月廿日ヲ以テ序ニ豫約部教中込アラシムルコトヲ

三、報告者 ハ何人ナリトモ當局ハ主任長老若ハ管理者ノ報告ト認メ故ニ責任者ト其後

理内ノ一切ヲ取極メ右期日迄ニ届ケラル、コト管理上ニモ望マシキコトナリ

東京市芝區榮町八番地 日本聖公會教務局

○教會移轉願

(種別ト改名ト同時ニスル時ハ其種別トスル事)
(姓名ハ獨立別ト種別ト消ニ改名ヲ加フル事)

○教會閉鎖届

(此ハ省々ニナシメ一定ノ形式アラズ實際取扱ヒタル例ナシ)

一、派別
一、名稱
一、所在地

右ハ何々ノ都合ニヨリ何年何月何日限り閉鎖致候間此段御届申上候也

住所

何々教會管理者(兼擔當布教者)

氏名印

長官宛

(町村役所宛トモニ別紙ハ半紙ニテ書シ)

日本聖公會要覽編輯ニ關スル廣告

日本聖公會要覽中裏面ノ事項ハ便宜ニヨリ監督教務所ヲ經ズテ直接當局ニ通知アラシメテ
ヲ請フ又本書要覽ハ毎年十二月十日前ニ販賣致度ニ付裏面ノ通知ハ是非第二項ノ期日マデ
ニ届ケラレンコトヲ請フ

一、記入心得

(い)裏面ノ欄中(必要アラバ別紙)ニ字體明瞭ニ記ス
(ろ)「名稱」中聖徒ノ名ヲ附シタルモノニシテ尙其上ニ地名ヲ加ヘ云フコトアレドモ是
ガ固有名稱ニアラザル限リ除クコト「資格」欄ニハ法規上ノ資格トシテ教會ハ(教)

准教會ハ(准)ノ字ヲ記ス又特置傳道地ハ×印附屬傳道所ハ何々教會附屬若ハ派出
ト記ス○信徒數ハ三年以上教會ノ交際ナキモノ又ハ別籍者ヲ除キ所謂現在數ナリ
附屬地ノ信徒數ヲ掲ゲナバ教會ノ現員數ヲ其丈差引ク○教役者ハ監督ノ任命アル
モノノミヲ掲グ

(は)「主任職員」欄ニ多數ノ姓名ヲ列記セザランコトヲ請フ
二、届出期限 毎年十月十日ヨリ同月廿日マデトス序ニ豫約部數申込アラシメテ乞フ
三、報告者 ハ何人ナリトモ當局ハ主任長老若ハ管理者ノ報告ト認ム故ニ責任者ガ其管
理内ノ一切ヲ取纏メ右期日迄ニ届ケラルハ管理上ニモ望マシキコトナリ

東京市芝區榮町八番地

日本聖公會教務局

廣告

日本聖公會出版販賣圖書目錄

Revised price list of Nippon Seikokwai shuppansha publications and books on sale.

同	訂正詩篇	同	同	日本聖公會祈禱書	同	同	同
羅馬字	羅馬字	羅馬字	小形	四號大形	總背	總背	總背
紙表	紙表	紙表	紙表	紙表	紙表	紙表	紙表
皮表	皮表	皮表	皮表	皮表	皮表	皮表	皮表
九十五錢	二十五錢	二十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢
Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)	Prayer Book (4 type large size)
cloth	cloth	cloth	cloth	cloth	cloth	cloth	cloth
70 sen	70 sen	70 sen	70 sen	70 sen	70 sen	70 sen	70 sen

(一)廣

所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會	日本聖公會
關聯	關聯	關聯	關聯	關聯	關聯	關聯	關聯
教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育
慈善	慈善	慈善	慈善	慈善	慈善	慈善	慈善
事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期
禮拜日	禮拜日	禮拜日	禮拜日	禮拜日	禮拜日	禮拜日	禮拜日
教會	教會	教會	教會	教會	教會	教會	教會
名	名	名	名	名	名	名	名

祈禱書詩篇合本	黑布板表紙 上普通皮表紙 紙表紙	四十錢 八十五錢 二圓廿五錢	Prayer Book with Psalter	{ Stiff cloth Leather Good leather	40 85 1.25	"	"
古今聖歌集	布板表紙 紙表紙 總皮表紙	二十二錢 二十五錢 三十八錢	Hymns New and Old, words only	{ Paper Limp cloth Stiff cloth Leather	12 20 25 38	"	"
同附	布板表紙 紙表紙 總皮並製紙	八十錢 一圓十錢	" with tunes and chants	{ Stiff cloth Half leather Full leather	80 1.10 1.30	"	"
訂正ミ、リテ 版日々の譜	皮表紙 上等赤皮	五十錢 一圓十錢	Daily Light, Revised and Corrected Trans. by Ms. Riddell.	{ Leather Red leather	50 1.10	"	"
松田三島二氏合譯	折皮表紙(初版) 紙表紙(新版) 布板表紙(全) 總皮表紙(全)	三十錢 三十錢 三十錢 六十錢	The Imitation of Christ, Trans. by Messrs. Matsuda and Mishima.	{ Leather (old) New edition Stiff cloth Leather	30 20 30 60	"	"
フナス監督口述	紙表紙	二十錢	Companion to the Holy Commission by Bp. Foss, cloth	{ Paper Cloth	20 6	"	"
長老アンデルス氏著	紙表紙	十六錢	Confirmation, by Rev. R. W. Andrews.	{ Paper Cloth	12	"	"
長老菅寅吉氏著	紙表紙	四錢	Catechism on Lord's Prayer, by Rev. T. Kan		4	"	"

(二廣)

十使徒信經問答	全五冊	五錢	" on Ten Commandments,	"	5	"	"
使徒信經問答	クローソ	五錢	" on Apostle Creed,	"	5	"	"
洗徒按手式問答	總皮金線	六錢	" on Baptism.	"	6	"	"
信徒餐禮問答	羅邦馬字	六錢	" on Confirmation,	"	6	"	"
聖會歷史問答	羅邦馬字	六錢	" on Holy Communion,	"	6	"	"
長老今井壽道氏著	總皮金線	各冊六錢	" on Church History, 5 Vols.	" (each)	6	"	"
祈禱の園	クローソ	二十錢	Inori no Sono, by Rev. T. Inai	{ Cloth Leather	20 50	"	"
長老エ、エフ、キング氏著	羅邦馬字	二十錢	Shō Kitōsho, by Rev. A. F. King	{ Japanese Romaji	20 1.00	"	"
小祈禱書	羅邦馬字	一圓	Revised Canons of Nippon	{ Japanese Romaji & Eng.	5 40	"	"
改日本聖公會法憲法規	羅邦馬字	四錢	Christmas Carols, Trans. by Bp. Boss	{ Paper cover Cloth Musical	2 4 10	"	"
フナス監督編	紙表紙	十四錢			14	"	"
降誕日の歌	紙表紙	二錢			2	"	"
故監督ビカステス著	紙表紙	二十五錢	Our Heritage in the Church		25	"	"
我聖遺詔の教理	紙表紙	五十錢	The Work of the Holy Spirit		50	"	"
モーバレー監督著	紙表紙	七十五錢	Outline of Christian Doctrine		75	"	"
長老セ、ハイ、ド氏著	紙表紙					"	"
基督教々理要論	紙表紙					"	"

(三廣)

オードレー監督述	耶蘇の喜憂	八錢	Jays and Sorrows of Jesus	8
長老シヤブマン氏譯	詩の篇講義	六十五錢	Commentary on the Psalms	65
長老チャモレー氏著	辨立比書釋義	四十錢	Commentary on Philipians.	40
長老菅寅吉氏譯	新創造論	二十錢	New Creation, Trans. by Rev. Kan	20
長老吉澤直江氏譯	祈禱書總論	六十錢	Proctor on the Prayer Book Trans. by Rev. Yoshizawa	60
長老今井壽道氏新著	實踐の教	三十五錢	Church Doctrine applied to Dally Life by Rev. J. T. Inai.	35
病床の友	義論	十錢	Words of Comfort, for the Sick & Suffering	10
長老セ、ハインド氏著	聖馬太傳註釋	一圓	Commentary on St. Mathews Gospel by Rev. J. Hind	1.00
エビントン監督述	祈禱書畧解(上卷)	二十二錢	Notes on the Prayer Book Part I. 12 Sen & Part II. by Bp. Evington	20
フナシ監督著	以弗所書講解	四十五錢	Commentary on the Epistle to the Ephesians by Bp. Foss	45
長老小林彦五郎氏改譯	福音の道	七十五錢	The Faith of the Gospel, (Mason) Trans. by Rev. Kobayashi.	75

(四廣)

英國シ、イ、モルガン氏著	長老元田作之進氏譯	青年訓話	空想と實行	布表紙	四十錢	Dreams & Realities, by Mr. G. E. Morgan, Trans. by Rev S. Motoda	{ Paper { Cloth	{ 30 { 40
モルガン氏著、元田長老譯		勉強の遊戯		布表紙	四十錢	In School & Playground, by Mr. G. E. Morgan Trans. by Rev. S. Motoda	{ Paper { Cloth	{ 30 { 40
監督フナシ師著	附勝利門書註釋	哥羅西書註釋		布表紙	四十五錢	Commentary on the epistle to the Colossians, with notes on the Epistle to Philenon, By Rt. Rev. Bishop H. J. Foss.	{ Paper { Cloth { Post.	{ 45 { 6 { "
監督フナシ師著	附勝利門書註釋	宗教大王の使者		彩色石版摺紙	三十錢	The King's Messenger by Adams, Translated by Mr. M. Nakamichi, with aprface by Rt. Rev. Bishop H. J. Foss.	{ Price { Post.	{ 30 { 6
長老稻垣陽一郎氏著	オックスフォード	牛津近代の三名士		寫真入郵稅	五十錢	The Three Famous men in modern Oxford, with photographs. By Rev. Y. Inagaki.	{ Price { Post.	{ 50 { 8
監督ウヰルキンソン師原著	矢口保次郎氏譯	聖徒の交通		定稅	二十五錢	The Communion of Saints, by Bishop Wilkinson, Translated by Mr. Y. Yaguchi.	{ Price { Post.	{ 25 { 4
長老稻垣陽一郎氏著		基督教四要德		定稅	十二錢	The Cardinal Virtues. By Rev. Y. Inagaki,	{ Price { Post.	{ 12 { 3
教籍簿				一圓卅錢		Church Registers	{ Price { Post.	{ 1.30 { "

(五廣)

禮拜日記	七十五錢	Service	()	75	"
結婚記錄簿	三十五錢	Marriage	()	35	"
諸會式用紙	百枚 七十五錢	General, (With Statistical Table)	()	75	"
轉會狀用紙	百枚 五十錢	Forms for Tenkwaifo	(Per 100)	50	"
洗禮志願書用紙	百枚 四十錢	Forms for Application to be admitted	(Per 100)	40	"
傳道師婦人傳道師認可狀用紙		Catechumen	(Per 100)		"
受洗者教父母に與ふるカード類		Also Forms for Licenses for Chatechists, Biblewomen, & Cards for Baptism & for God Parents.			
幼年禮拜式附日曜學校式文定價	三錢	Children's Services		3	"
幼兒の祈、少年の祈	各一枚 一錢	Prayer for Infant, Prayer for Youth.	(each)	1	"
子供の祈	同 三錢	Prayer for children		3	"

元普光社出版物は總て今後本社にて出版發賣仕候間倍舊御購讀被下度候
 All publication of the Fukosha, have been handed over to The Church Publishing House, and
 will be Sold out from them hereafter.

(六廣)

舊約聖書之眞價	菊判總ク羅斯二百頁 定價金七十五錢 郵稅金八錢	Patheara, of, Airtz エル、チーエーチ	岩井順一譯
今井壽道著 舊約聖書神學	菊判上製一四二頁 定價金四十二錢 郵稅金八錢	Inai—Old Testament Theology.	
再版 通俗創世記	定價金十錢 郵稅金二錢	Miss Ballard—Selected Portions of the Old Testament in Colloquial.	
アーチデーコン、ヘ、エフ、キング著 聖公會と祈禱書	壹部金三錢 郵稅金二錢	Archdeacon King—Our belief in the Holy Catholic Church and Its Influence on our attitude toward the Book of Common Prayer.	
長老イ、ラアソン編 聖公會之立脚點	定價金三錢 郵稅金二錢	長老イ、ラアソン編 執事楠原 彌譯 What the Church stands for.	
長老菅 寅吉譯 教會之起原	四六版 定價金四十五錢 郵稅金六錢	長老菅 寅吉譯 Kachham—How the Church Began.	
細貝邦太郎譯 基督教師父傳	四六判 定價金四十五錢 郵稅金四錢	細貝邦太郎譯 Perry—The Christian Fathers.	
元田作之進著 日本聖公會史	四六判二八〇頁 定價金四十五錢 郵稅金六錢	元田作之進著 The History of Nippon Seiko Kwai.	
佐々木鎮治譯 共同の禮拜	定價上製五十五錢 郵稅金六錢	佐々木鎮治譯 Late Bishop Awdry—United Worship.	

(七廣)

矢口保次郎譯
默想の友
Romanes—Thoughts on Some of the Collects.
定價 金二十
郵税 金二
錢錢

長老今井壽道著
聖靈の恩賜
Imai—A Manual for Confirmation Candidates.
定價 上製金二十五
並製金十八
郵税 金四
並金二
錢錢錢錢

文學士 共倉保譯
宗教問答
Oliver Lodge—Catechism.
定價 金十
郵税 金二
錢錢

山縣雄杜三譯
信者訓
Snyder—Chief Things.
定價 金十二
郵税 金二
錢錢

エ、ダブリュ、ロビンソン博士原著
小林彦五郎譯
教職の私生涯
Robinson—Personal life of the Clergy.
定價 上製金三十五
並製金二十五
郵税 金四
錢錢錢

神學士 小林彦五郎譯
基督教徒の品性
Hillingworth—Christian Character.
定價 四六判總ク
稅 金三十
金四
錢錢

長老 稻垣陽一郎譯
三位一躰の教義
Hillingworth—The Doctrine of the Trinity.
定價 菊版二一四
並製金八十五
郵税 金八
錢錢錢

共倉文學士譯
復活の證
Ball—Evidences of the Resurrection.
定價 金十
郵税 金二
錢錢

アール、ツヰ、井、ミンス著
菅寅吉譯
根本的基督教
Wills—Fundamental Christianity.
定價 上製金三十五
並製金二十五
郵税 金四
錢錢錢

監督 ホール著
大齋は如何に守るべきや
Hall Hints for Lent.
定價 金三
郵税 金二
錢錢

シ、ビル、ヒカステス著
主日
Cyril Bickersteth—The Lord's Day.
定價 金二十
郵税 金二
錢錢

長老 菅寅吉譯
基督教徒の鍛鍊
Hall—Self-discipline.
定價 布表紙金二十五
紙金十
郵税 金四
錢錢錢

文學士 共倉保譯
神と人との人格論
Hillingworth—Personality Human and Divine.
定價 菊版二
並製金五
郵税 金八
錢錢錢

神學士 共倉保譯
神の内住
Hillingworth—Divine Immanence.
定價 菊版
並製金七十五
郵税 金八
錢錢錢

文學士 共倉保譯
理性と天啓
Hillingworth—Reason and Revelation.
定價 菊版ク
並製金八十五
郵税 金八
錢錢錢

博士セームス、オール著
黒木洲尋譯
基督處女降誕論
Or—Virgin Birth.
定價 金二十
郵税 金二
錢錢

稲垣陽一郎譯
新神學と舊宗教
Bishop Gore—The New Theology and The Old Religion.
定價 菊版總ク
並製金六十五
郵税 金八
錢錢錢

山縣雄杜三譯
基督人物考
Masterman—Was Jesus Christ Divine.
定價 上製金三十五
並製金二十五
郵税 金六
錢錢錢

ユーン、ウォールリー著
英和
基督教に關して一友に與ふる書
Letter to a friend about Christianity
in English and Japanese, by Cornwall Legh.
定價 金三十五
郵税 金六
錢錢

長老クレイ氏著
電車のたとへ
Parable of the Electric Trams.
郵定 菊版 四八五頁
税金 金三 錢

岩井順一譯
希伯來民族史
Outley: Short history of the Hebrews.
郵定 菊版 四八五頁
税金 金三 錢

長老木庭孫彦譯
基督教證據論
Row: A Manual of Christian Evidences.
郵定 菊版 二三五頁
税金 金七十五

長老菅寅吉譯
復活せる主の啓示
Westcott: Revelation of the Risen Lord.
郵定 菊版 二三五頁
税金 金七十五

長老山縣雄杜三譯
密室の祈禱
Willkinson: Our Private Prayers.
郵定 菊版 二三五頁
税金 金七十五

長老山縣雄杜三譯
公會入門
What every Christian must know and do.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

長老落合吉之助編
教會之宗教
Religion in the Church.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

執事松岡林治譯
祈禱之本義
Gore: Prayer and the Lord's Prayer.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

大執事エ、エフ、キンケ著
基督の全公會に於ける
日本聖公會の地位
The Nippon Seikokwai in its Relationship to other Christian Bodies in Japan.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

立教大學校長元田作之進著
未信者に與ふる書
Letter to Unbelievers.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

元田作之進著
信者に與ふる書
Letter to Christians.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

島田弟丸譯
死後最初の五分間
The First 5 Minutes after death, by Liddon.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

聖クリストファーの幻
The Vision of St. Christopher.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

受苦日禮拜順序
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

ウエストコット著
普光原理
The Catholic church, by Rev. Westcott.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

長老吉澤直江編
我を憶えよ
In Remembrance of me.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

陪餐前の祈禱
How: Holy Communion.
郵定 菊版 二六八頁
税金 金四十二

右の外英文祈禱書、讚美歌、其他内外宗教書類輕便御注文に應ず
Besides of these Common Prayers and Hymns in English and other Religious books both in English and Japanese can be procured through us.

出版發賣所 神戸市中山手通三丁目外五番地 (振替大阪) 日本聖公會出版社

THE
HOSPITAL PHARMACY

GINZA-DORI TOKYO.

Tel. Shimbashi, 2334.

當店は諸種の歐米藥品及衛生材料ゴム製品、化粧品、
香水、石鹼等を販賣致し候
當店藥品は常に藥劑師處方調劑に任じ迅速確實を旨
と致し居候
遠隔の地は電話又ははがきにて御一報次第多少に拘
らず迅速に御送付申上候

東京市京橋區尾張町新地二番地

聖路加病院藥品部

電話新橋貳參參四

(三一廣)

科内 科人婦 科外

院病加路聖

地番七十三町石明區橋京市京東

番四一二橋京話電

受半七午 療施 隨時 院入 隨時 察診
付迄時前

一 ラ ス イ ト 、 ル ト ク ド
時一十前午至時九前午自

ス リ ブ 、 ル ト シ ド
時二十前午至時十前午自

郎 太 德 保 久 士 學 醫
時一後午至時十前午自

郎 二 彌 内 堀 士 學 醫
時五後午至時九前午自

(二一廣)

大阪西區川口町八番地

聖バルナバ病院

(電話西二〇八七番)

院長 ドクトル、エチ、ラニング
副院長 ドクトル、ジョージ、ラニング
診察 午前
往診 午後
入院 隨時

聖餐用ウエーファー

一小形(二百枚毎ニ)金二十五錢
一大形(五十枚毎ニ)金二十五錢

小包郵税(内地ハ多少ニ係ラズ
東京市内四錢、市外八錢)

代金着次第直ニ發送可致候後日ノ御送金
ニ對シテハ受領證差上ゲズ候。

東京市深川區西元町八番地

眞光教會婦人會

實業部

(四一廣)

同志會

東京市本郷區根津四須賀町十六番地
(根津權現坂上)(電話下谷三六九七)

●本會ハ基督教主義ニ依リ專ラ帝國大學
々生ノ爲ニ設ケタル家庭的ノ寮舎ナリ
●信徒未信徒ノ別ナク東京帝國大學々生
ニシテ入會ヲ希望セラル、方ハ何時ニ
テモ申込アリタシ
●各地ノ高等學校ヲ卒業シ東京帝國大學
ニ入學セラル、學生諸氏ハ右入學ト同
時ニ本會ニ入學セラル、コトヲ希望ス

女子寄宿舎曉星寮

位置、小石川區雜司ヶ谷町百八番地

小石川牛込神田麹町本郷の各區の學校生徒に適
當にして殊に女子大學に近く極めて健康地なり

目的、キリスト教によりて家庭的保護
を與へ英語の研究を助く

費用、一ヶ月金七圓五拾錢(食費寮費
英語授業料を含む)

希望者は主任者まで申込まれ
たし

主任者 ミス、フィリップス

(五一廣)

◎本校は明治四十二年四月文部省より高等女學校同格以上の指定を受け専門學校への入學資格を有す
 ◎本校は修學年限五ヶ年にして學科課程は高等女學校に同じく英語音樂は特色あり
 ◎英語専修生には一週十三時間裁縫専修生には同廿五時間を教授す
 ◎教師は英人三名日本人十三名
 ◎寄宿舎には八十名以上を收容し數名の女教師起臥を同じくし懇切に監督す
 ◎規則書は郵券二錢を添へ申込まば送附す

大阪市西區川口町十二番地
 (電車停留場前)

文部大臣
 指定私立
プール女學校

文部省
 指定 **私立平安女學院**
 京都市上京區下立賣通烏丸西へ入

◎高等科 修業年限二箇年
 ◎普通科 同 五箇年
 ◎裁縫科 同 四箇年

○普通科卒業者ハ専門學校へ入學ノ資格ヲ有ス
 ○入學ハ學年ノ初ニ於テ之ヲ許ス但臨時許スコトアルベシ
 ○院内ニ寄宿舎アリ

位 置
 校舎は閑靜なる場處にありて帝室の御苑に接し寄宿舎は南に面し前に樹木鬱々たる庭園ありて精神の涵養並に身體の衛生に適す

入學資格
 日本聖公會の善良なる受聖餐者にして將來傳道の職に従事せんを欲する者

本科 生
 高等女學校並に同程度の學校を卒業したる者は年齢の如何を問はず本科生成ることを得

別科 生
 高等小學校卒業以上の學力を有し年齢満二十歳以上三十五歳以下のものは別科生成ることを得

入學期日
 毎年復活日後第二の火曜日

京都市烏丸通上長者町下ル
京都女子傳道學館

文部省
 指定 **私立松蔭女學校**
 神戸市中山手通六丁目

◎入學程度 尋常小學校卒業者及之レト同等以上ノ學力ヲ有スル者

◎入學期日 四月十一日

◎學科程度 略高等女學校ニ同ジ但英語國語裁縫家事ニハ最モ重キヲ置ク

◎西洋裁縫 英國教師擔當

◎寄宿舎 構内ニアリ最モ親切ニ監督ス

香蘭女學校

東京市芝區白金三光町百七十四番地

○高等の教育をうけしめんとする人々の子女にして尋常小學校を卒業したる者は本校に入ることを得べし
○本校に入學する者は日々聖書の教訓を學び英語及び定全なる和漢語科の教育を受く○校舎内に寄宿舎の設備ありて之に入ることを得べし○授業料は年額貳拾四圓外に校費毎月拾錢○校則學期其他は本校に就き問合はさるべし

私立東京女子神學專門學校

○年齢十八歳以上の者にして婦人傳道者たらんとする者は本校に入學を許す
○入學期は四月○本校の學年を本科三ヶ年とす○校則其他詳細の事は本校舎監に問合はすべし

文部大臣認可

私立立教高等女學校

一、校舎新築完成
一、寄宿舎設備整頓

○本科は五ヶ年○尋常小學校卒業者は無試験入學を得。

○専攻科（第一部は英語を主とし、第二部は裁縫を主とす）及別に刺繡、習字、生花、茶ノ湯、ビヤノ、オルガンの科あり。

東京市京橋區明石町二十六番地
電話京橋一九六〇番

學生補缺募集

毎年四月大學豫科學生選科學生各若干名ヲ募集ス。
出願期限ハ四月一日ヨリ同十五日迄トス。
豫科ニハ中學卒業者及之レト同等以上ノ資格アル者ニ限リ無試験入學ヲ許ス。
選科ニハ右ノ資格ヲ有セズトモ本大學ニ於テ試験ノ上入學ヲ許ス。
本大學年限ハ豫科一ヶ年四ヶ月（四學期）本科ハ文科商科ニ分チ各二ヶ年トス。
東京市京橋區明石町
電話京橋五百十六番
私立立教學院立教大學

生徒補缺募集

各學期ノ當初ニ於テハ第五學年ヲ除キテ各學年ニ試験ノ上入學ヲ許ス。
尋常小學校（以前ノ高等二年迄）ヲ卒業セシ者ハ第一學期ノ始ニ於テハ第一學年ニ無試験入學ヲ許ス。
出願期ハ第一學期ハ四月一日ヨリ十五日マデ第二學期ハ九月一日ヨリ十日マデ。
東京市京橋區明石町
電話京橋五百十六番
私立立教學院立教中學校

{ 日 本 聖 公 會 一 週 刊 雜 誌 }

基 督 教 週 報

發 行 所

東 京 市 橋 區 明 石 町 三 十 五

基 督 教 週 報 社

▼ 定 價 (一) 部 金 參 錢 五 厘 郵 稅 五 厘
(二) 半 部 金 九 拾 五 錢 郵 稅 共
(三) 一 年 金 壹 圓 八 拾 五 錢 郵 稅 共

▼ 郵 券 代 用 は す べ て 一 割 増 (但 し 五 厘 切 手 に 限 る)

▼ 送 金 は 振 替 貯 金 東 京 壹 九 參 八 七 番 多 川 幾 造 宛 に て (送 額 に 金 一 錢 を 加 へ て) 拂 込 ま る が 便 な り

▼ 廣 告 料 は 十 五 字 詰 一 行 金 十 錢 一 段 金 二 圓

▼ 原 稿 べ 切 は 毎 週 金 曜 日 午 前

▼ 寄 稿 は 凡 て 一 行 十 五 字 詰 と な し 楷 書 に て 認 め ら れ た し

▼ 發 行 所 變 更 せ り、御 注 意 を 乞 ふ。

(〇二廣)

惠 の 音

(每 月 一 回 第 二 土 曜 日 發 行)

(價 一 部 一 錢 五 厘 郵 稅 五 厘)

價 廉 に し て 而 も 明 晰 な る 論 議 適 切 な る 教 話 に 充 つ 大 阪 を 中 心 と し て の 教 況 の 報 道 は 詳 細 に し て 正 確

大 阪 市 西 區 川 口 町 二 十 一 番 地

惠 の 音 發 行 所

THE KYUSHU CHURCHMAN

日 本 聖 公 會 九 州 教 報

每 月 一 回 發 行

▲ 代 金 一 年 分 郵 稅 共 金 廿 錢
▲ 廣 告 料 十 九 字 詰 一 行 金 五 錢

朝 鮮 合 併 後 の 日 本 は 九 州 を 以 て 大 日 本 の 中 心 と す
而 し て 九 州 唯 一 の 聖 公 會 報 一 讀 の 價 な か ら ん や

發 行 所

福 岡 市 大 名 町 九 十 六 番 地

九 州 教 報 社

(二廣)

●世の光

毎月一回廿日發行 一部壹錢
郵税五厘(五枚一東同様)一ヶ月
年分郵税共拾八錢郵券代用差
支なし

▲本紙はキリスト教を最も簡明平易に教ふる
繪入雜誌にして、専ら聖書に基きて神の聖
旨を明かにし耶穌基督の福音を傳へ、人心
を照して無限の平和と幸福に導かんことを
期す。尙譯解付英文欄あり。未信者求道者
また一般の信徒にも適す。
▲見本入用の御方は往復葉書にて御申込あれ
ば直に發送す。

發行所 和倫教館

大阪市北區老松町三丁目十一番地

東京教報

▲毎月一回廿五日發行
▲一部(郵税共)金二錢
▲五十部以上割引あり

●文章は平易簡潔にして趣味多し
●教報は出處正確報道詳細に渉る
●實驗談は本紙の特色信仰の奮闘記
●本紙は傳道用として有益なり
●廣告は發行部數の多きに比し効果亦多し

東京市京橋區木挽町三丁目十三番地
東京教報社

北海の光

北海道最古の雜誌創刊第二十週年

毎月一回發行、定價一部金五錢
半年一年共同割合、郵税不要

信者、求道者の爲め有益なる雜誌にして
北海道及樺太聖公會の教報は聚まつて本
誌にあり今や號數二百三十號に至る此程
より英文教報を添ふ

發行所 北光社

函館區谷地頭町四十三番地

本誌購讀申込及代價送金は左記へ
函館區元町五十五番地 ラング

◎信越教報

▲毎月一回十日發行
▲壹部二錢(郵税共)
▲卅部以上割引あり

●基督教と文藝の趣味を合せたる
特色あり
●中部地方の消息を知らんと欲す
る者は讀め
●文章は平易、教報は正確、教壇の
評論、文苑と傳道欄は本紙の特
色とする所
●信者の教養、未信者へ布教用と
して有益なり

▲御一報次第見本進呈▲
長野縣長野市問御所町百四番地
信越教報社

ト工 34-21

本要 廣告希望者

每年十一月十日マテニ申込アルベシ

廣告料一ペーシ金三圓
半ペーシ金一圓五十錢

次年度ヨリハ

住所姓名廣告

掲載ノ豫定

右廣告料ハ五號活字廿字詰一行金十五錢

(幾行ニテモ同割合)ハシ要覽一部ヲ送ル

申込期日同シク十一月十日マテノ事

大正元年十二月十日印刷
大正元年十二月十五日發行

定價 金拾錢
郵稅 金貳錢

編輯兼發行者

日本聖公會教務局

右代表者

東京市芝區榮町八番地

印刷者

村岡平吉

印刷所

東京市芝區白金三光町五番地
福音印刷合資會社
橫濱市山下町八十一番地

所捌賣

神戸市中山手通三丁目五番地

日本聖公會出版社

大阪市東區北久寶寺町四丁目

福音書店

終